

令和 6 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 4 月

甲子園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	8
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	48
基準 5. 教員・職員	75
基準 6. 経営・管理と財務	87
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. 地域連携・社会貢献	96
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

〈建学の精神〉

甲子園大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、学校法人甲子園学院（以下「本学院」という。）の「校訓三綱領」—『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』—である。本学院の歴史は、久米長八校祖が昭和 16(1941)年 4 月に甲子園高等女学校を設置したことに始まる。久米長八校祖は、30 年余り男子の(旧制の)中学校教育に携わった経験から、母親が家庭教育に果たす役割の大切さを痛感し、女子中等教育に貢献することを志して、昭和 16(1941)年 4 月に 5 年制の甲子園高等女学校を創設した。そのときに自分の教育理念をまとめ、「校訓三綱領」を定めた。甲子園高等女学校は、戦後の新制の学校制度の下で甲子園学院中学校・高等学校となった。その後、本学院は、拡大・発展を続け、昭和 42(1967)年に甲子園大学を開学し、幼稚園から大学までを擁する学院となった。本学院が設置するすべての学校は、「校訓三綱領」を共通の建学の精神としている。

〈使命・目的〉

本学の使命・目的は、甲子園大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、「甲子園大学は、学校法人甲子園学院の校訓『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と定められている。

〈大学の特色〉

本学は、栄養学部、心理学部の 2 学部、大学院栄養学研究科、大学院心理学研究科の 2 研究科を有しており、「校訓三綱領」を建学の精神として、人格の陶冶と人間教育を重んじることを、本学の個性・特色としている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 16 (1941) 年	甲子園高等女学校設立許可
昭和 42 (1967) 年	甲子園大学開学 (栄養学部栄養学科)
昭和 61 (1986) 年	経営情報学部経営情報学科開設
平成 04 (1992) 年	大学院栄養学研究科修士課程開設
平成 09 (1997) 年	人間文化学部人間行動学科・比較文化学科開設
平成 13 (2001) 年	大学院人間文化学研究科人間文化学専攻博士前・後期課程開設
平成 14 (2002) 年	大学院栄養学研究科食品栄養学専攻博士後期課程及び 経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程開設 人間文化学部人間行動学科を心理学科に改称
平成 16 (2004) 年	経営情報学部を現代経営学部に変更 現代経営学部医療福祉マネジメント学科開設
平成 18 (2006) 年	現代経営学部経営情報学科を同学部現代経営学科に変更 人間文化学部を人文学部に、同学部比較文化学科を 社会文化学科に変更 経営情報学研究科経営情報学専攻を現代経営学研究科現代経営学専攻に変更
平成 20 (2008) 年	栄養学部フードデザイン学科開設
平成 23 (2011) 年	現代経営学部現代経営学科及び医療福祉マネジメント学科 並びに人文学部心理学科及び社会文化学科の学生募集停止 心理学部現代応用心理学科開設
平成 24 (2012) 年	現代経営学研究科現代経営学専攻修士課程廃止
平成 26 (2014) 年	現代経営学部及び人文学部廃止
平成 27 (2015) 年	人間文化学研究科を心理学研究科に変更
令和 05 (2023) 年	栄養学部フードデザイン学科募集停止 栄養学部食創造学科開設

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

本学院の久米長八校祖は、昭和 16(1941)年 4 月に甲子園高等女学校を創立した。

久米長八校祖は、30 年余り男子の(旧制)中学校教育に携わった経験から、母親の家庭教育に果たす役割の大切さを痛感し、女子中等教育に貢献することを志して、5 年制の甲子園高等女学校を創設した。そのときに自分の教育理念を建学の精神としてまとめ、「校訓三綱領」を次のとおり定めた。学院の発展によって、幼稚園から大学までの各学校園は「校訓三綱領」を建学の精神として掲げている。

黽勉努力：黽の字は青蛙の象形文字といわれ、「勉め励む」の意味です。自らの心に従って自発的に勉め励むという自主創造の意味をもっています。

和衷協同：和やかに心を込めて力を合わせ、共に行動し、事に当たることをいいます。

至誠一貫：誠をもって人に接し、物事に対処して一筋に真心を貫き通すことをいいます。

本館の正面玄関、学長室、教室、事務室、会議室、セミナー室などキャンパスのいたるところに、建学の精神「校訓三綱領」の墨書額を飾っている。学生に配布する学生便覧の最初の頁、演習室で学生が使用するパソコンや、教職員が事務室や研究室で使用するパソコンのスタートアップ画面のデスクトップの壁紙、本学の入学式、卒業式など重要な行事の式場に学旗とともに、「校訓三綱領」を掲げている。このように建学の精神である「校訓三綱領」は、本学の学生及び教職員にとって常に身近にある。

本学は、昭和 42(1967)年 4 月に開学し、平成 29(2017)年に開学 50 周年を迎えた。本学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に「甲子園大学は、学校法人甲子園学院の校訓『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。

「大学設置基準」第 2 条は「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定している。これを受け、本学では、学則第 1 条第 2 項において「前項に基づく学部・学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。」と定め、「甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及

び教育研究上の目的に関する定め」（以下「教育目的に関する定め」と略称する。）において、大学の教育方針とともに学部、学科ごとの人材養成及び教育研究上の目的を明確に示している。

大学院の目的については、「甲子園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第2条において「本大学院は、甲子園学院建学の精神に則り、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。」と定めている。

「大学院設置基準」第1条の2は、「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定している。本学の大学院学則第2条第2項は、「本大学院の研究科、専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は、各研究科、専攻ごとに別に定める。」と規定している。これを受け、「甲子園大学大学院研究科の教育方針とともに、栄養学研究科食品栄養学専攻 博士前期課程、博士後期課程、心理学研究科心理学専攻 博士前期課程、博士後期課程のそれぞれについて人材養成及び教育研究上の目的を明確に示している。

本学の使命及び目的について、「教育目的に関する定め」及び「研究科の教育目的に関する定め」は、本学ホームページにおいて公表している。また、学生に配布する『学生便覧』に掲載し、毎年入学生に対してはそれぞれの学科の最初の「基礎セミナー」科目（必修科目）にて説明を行うなど学生に周知を図っている。

以上のことから、「学内外への周知」は達成している。

【資料 1-1-1】 令和6(2024)年度学生便覧

【資料 1-1-2】 甲子園大学学則

【資料 1-1-3】 甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め

【資料 1-1-4】 甲子園大学大学院学則

【資料 1-1-5】 甲子園大学大学院研究科の教育方針とともに、栄養学研究科食品栄養学専攻 博士前期課程、博士後期課程、心理学研究科心理学専攻 博士前期課程、博士後期課程のそれぞれについて人材養成及び教育研究上の目的を明確に示している

1-1-②中期的な計画への反映

本学では、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を対象期間とした甲子園大学中期計画を定めている。

令和6(2024)年度中には、令和5(2024)年度に受審した公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果を踏まえ、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を対象期間とした甲子園大学中期計画を策定した。この中期計画は、本学院の建学の精神「校訓三綱領」に立ち、本学の「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーに基づく教育を実践し、教育の質の向上と本学で学ぶ学生の満足度の向上、その上で学生数の増加、収容定員充足率の向上などを目指すことを意識して取りまとめた実施計画である。

このことから、本学の目的及び使命、学部、学科の教育目的並びに大学院研究科の教育目的は、中期計画に反映されている。

以上のことから、「中長期的な計画への反映」は達成している。

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学では、大学、学士課程においては学部、学科について、大学院教育課程においては大学院研究科博士前期課程、博士後期課程について、それぞれ三つのポリシーを定めている。このうち、大学の三つのポリシーは、平成26(2014)年12月16日開催の評議会で審議し、平成27(2015)年4月から適用しているものである。大学の目的及び使命は、建学の精神「校訓三綱領」に基づき、「教育目的に関する定め」及び「研究科における教育目的に関する定め」によって定められている本学の教育方針に反映されている。この教育方針に基づき、本学の大学としての三つのポリシーを策定しているため、大学の目的及び使命は大学の三つのポリシーに反映されている。

また、学部、学科の教育研究上の目的を踏まえて、学部、学科の三つのポリシーを策定し、大学院研究科の教育研究上の目的を踏まえて、大学院研究科博士前期課程、博士後期課程の三つのポリシーを策定しているので、学部、学科の教育目的は学部、学科の三つのポリシーに、大学院研究科の教育目的は大学院研究科の三つのポリシーに反映されている。

栄養学部では、フードデザイン学科の定員を振り替えて、令和5(2023)年4月1日に食創造学科が設置された。食創造学科の三つのポリシーの策定を行い、栄養学部及び栄養学科並びに栄養学研究科の三つのポリシーについて見直しを行うとともに、心理学部の三つのポリシーについても見直しを行った。これらの策定又は見直しに基づく改正はいずれも令和5(2023)年4月1日から施行された。

以上のことから、「三つのポリシーへの反映」は達成している。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

大学の目的及び使命並びに学部、学科の教育目的を達成するため、本学は、栄養学部と心理学部の2学部を設置しており、栄養学部には、栄養学科及び食創造学科の2学科を、心理学部には現代応用心理学科を設けている。食創造学科は、社会の変化に対応し、学生のニーズに合致するように、フードデザイン学科を改組転換して、令和5(2023)年4月に設置したものである。

大学院の目的及び大学院研究科の教育目的を達成するため、本大学院は、栄養学研究科食品栄養学専攻博士前期課程、博士後期課程と心理学研究科心理学専攻博士前期課程、博士後期課程を設けている。

以上のことから、「教育研究組織の構成との整合性」は達成している。

【資料 1-1-6】学校法人甲子園学院寄附行為

【資料 1-1-7】甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024

【資料 1-1-8】甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における3つの方針—学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ—

1-1-⑤変化への対応

「教育目的に関する定め」は、平成20(2008)年4月1日に施行後、必要に応じて改正してきたが、最近の改正は平成31(2019)年4月1日、令和4(2022)年10月18日及び令和5(2023)年4月1日に施行されたものである。

- (1) 栄養学部では、令和5(2023)年4月1日に食創造学科が設置されたことを踏まえて、「食創造学科の人材養成及び教育研究上の目的」を新たに定めるとともに、食創造学科の設置に伴い、栄養学部の人材養成及び教育研究上の目的の一部改正を行い、この機会に栄養学科及び栄養学研究科の人材養成及び教育研究上の目的の見直しを行って一部を改正した。これらは令和5(2023)年4月1日から施行された。また栄養学科においては令和6(2024)年4月1日に美と栄養コースを開設した。
- (2) 心理学部現代応用心理学科では、関心が高まる社会や学生のニーズや学生の就職力向上などを考慮し、広範囲の心理学を幅広く学べる「領域制」とし、「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「犯罪心理学」「ビジネス心理学」「発達心理学」に加えて新たに令和6(2024)年度から「現代メディア心理学」領域を開設したことを踏まえ、現代応用心理学科の教育目的に関する定めの一部改正を行った。
- (3) 平成29(2017)年9月15日から施行された公認心理師法に基づき、公認心理師の国家資格制度が設けられたことを踏まえて、「研究科の教育目的の定め」の心理学研究科博士前期課程において、公認心理師の資格に必要な高度の知識及び技術を身に付けることが明記された。

以上のことから、「変化への対応」は達成している。

【基準 1-1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は開学以来掲げる建学の精神を本館の正面玄関、学長室、教室、事務室、会議室、セミナー室などキャンパスのいたるところに、建学の精神「校訓三綱領」の墨書額を飾っている。学生に配布する学生便覧の最初の頁、演習室で学生が使用するパソコンや、教職員が事務室や研究室で使用するパソコンのスタートアップ画面のデスクトップの壁紙、本学の入学式、卒業式など重要な行事の式場に学旗とともに、「校訓三綱領」を掲げている。このように建学の精神である「校訓三綱領」は、本学の学生及び教職員にとって常に身近にあり、特色ある取組みをしている。本学の使命・目的については学内外に周知を徹底し、中期計画を立て、その計画を都度、確認と改善を繰り返しながら運営をしている。またその使命・目的は各学部、各学科、各大学院研究科で定められている三つのポリシーに反映させている。新たな学科が設置される際などそれぞれの三つのポリシーの策定や見直しに基づく改正も行っている。社会や学生のニーズの変化に応じてあらたな学科の設置やあらたなコースの開設、学びの領域を開設するなど変化への対応についても行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

毎年実施する自己点検、令和 5(2024)年度に日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書の結果を受けて大学の使命・目的を継続し続けるためには学生数の確保、収容定員充足率の向上を本学の課題と捉えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

収容定員充足率の課題に対して、令和 7(2025)年度から栄養学部の入学定員を削減することを実施している。また令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間を対象期間とした甲子園大学中期計画の中で、各学部・部署ごとに進捗状況や達成状況を毎年度確認できるよう、数値目標など客観的に評価できる内容で作成し、それを実行に移していくべく、新コース検討・計画や学生確保へつながる入試制度の見直し、大学のブランディングと募集戦略についての検討などすでに動かしている取組みがある。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、内部質保証の推進の在り方について令和元(2019)年度に検討を行い、「甲子園大学における内部質保証に関する方針（以下「内部質保証に関する方針」という。）」を定めるとともに、関係する委員会の再編成を行い体制の整備を図った。令和 2(2020)年 4 月から内部質保証を担当する委員会として「自己点検・評価委員会」を、事務組織として「企画調整室」をそれぞれ立ち上げ、内部質保証に取り組んでいる。

本学では、「内部質保証に関する方針」の下、教育の質の向上を図るとともに、全学で内部質保証に取り組み推進することを明確にするため、「甲子園大学内部質保証推進に関する規程（以下「内部質保証に関する規程」という。）」を定めた。この規程は、中期計画の策定及び改訂、自己点検・評価の実施と評価書の作成、中期計画及び自己点検評価書の公表など、内部質保証のための具体的な取組みを定めている。年度ごとに作成される自己点検評価書は自己点検・評価委員会が原案を作成し、中期計画は甲子園大学将来計画委員会が原案を作成する。中期計画及び自己点検評価書は、評議会の審議を経て承認されたものが、本学のホームページにおいて公表される。自己点検・評価委員会及び将来計画委員会の庶務は、いずれも企画調整室が行い、両委員会の検討の方向性について連携が取れるように配慮している。

本学の中期計画は、5 年ごとに策定することを基本としている。現行の「中期計画 2020－2024」は令和 2(2020)年度から実施され、「中期目標等は、対象期間中に必要に応じて見直しを行い、改訂するものとする。」と内部質保証推進に関する規程第 3 条第 2 項に定められている。令和 4(2022)年度には、将来計画委員会の専門委員会として「中期計画委員会」を設け、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度の自己点検・評価を踏まえて、令和 6(2024)年度末までに本学を発展・向上させるために必要な方策を改めて検討し直した中期計画の改訂に取り組み、「中期計画 2020－2024 改訂版」を作成し、令和 4(2022)年 10 月 18 日から実施している。そして令和 6(2024)年度中には、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度を対象期間とした新たな中期計画を策定した。

自己点検・評価は、学長のリーダーシップの下、全学の教職員が関与し、これまで行った教育・研究や業務等を振り返るとともに、今後の取組みについて全学で共有するための機会になっている。

以上のことから、「内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」は達成している。

【資料 2-1-1】 甲子園大学における内部質保証に関する方針

【資料 2-1-2】 甲子園大学内部質保証推進に関する規程

【資料 2-1-3】 甲子園大学自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-4】 甲子園大学将来計画委員会規程

【資料 2-1-5】 甲子園大学将来計画委員会中期計画委員会設置要綱

【資料 2-1-6】 甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024

[当該基準 2-1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 6(2024)年度に作成する令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度を対象期間とした新たな中期計画では、各学部・部署ごとに進捗状況や達成状況を毎年度確認できるよう、数値目標など客観的に評価できる内容で作成し、全学を挙げて目標を達成するための指標としている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、組織体制及び責任体制は確立していると評価されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後も取組むべき事項をまとめ、大学の質の向上のため不断の努力を続けていく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「内部質保証推進に関する規程」に基づき、中期計画を意識しながら（公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価結果を踏まえた甲子園学院中期事業計画（2020-2024）及び甲子園大学中期計画（2020-2024））、「自己点検・評価を行い、その結果を大学教育の改善に反映させる」活動を継続して行っている。令和 2(2020)年度からは、自己点検・評価を毎年度行い、自己点検評価書を作成し、大学のホームページにおいて公表している。自己点検・評価委員会が自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会の専門委員会である編集委員会が自己点検評価書の編集作業を行っている。このように自己点検・評価に関係する委員会が本学の自己点検・評価の実施、自己点検評価書の作成の司令塔の役割を果たしている。自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成する作業には、編集委員会委員以外にも各部署等の関係教職員が携わり、評価書作成の作業を通じて、あるいは自己点検評価書の記述の調整等を通じて、その成果や課題について共通認識を深めている。

令和 5(2023)年度は、大学機関別認証評価受審用の自己点検評価書を作成し、11 月 30 日及び 12 月 1 日の実地調査に臨んだ。令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、全学を挙げて自己点検・評価に取り組む体制が出来ていると評価された。令和 6(2024)年度も引き続き同様の取組みを続けている。また、令和 6(2024)年 5 月 29 日に実施された将来計画委員会で、同年度中に新たな中期計画を作成する方向

性が承認され、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度を対象期間とした新たな中期計画を策定した。

教育職員免許法施行規則の一部改正（令和 4(2022)年 4 月 1 日施行）により、「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」という規定が置かれ（第 22 条の 8）、自己点検・評価が義務付けられた。本学では、教職課程（栄養教諭）を設けているのは栄養学部のみで、栄養学部が教職課程について令和 4(2022)年度に自己点検評価を行い、「令和 4(2022)年度教職課程自己点検・評価報告書」を作成し、自己点検・評価委員会の承認を得て、評議会に報告して、本学ホームページにおいて公表した。

以上のことから、「内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」は達成している。

【資料 2-2-1】甲子園大学内部質保証推進に関する規程

【資料 2-2-2】学校法人甲子園学院中期事業計画(令和 2 年度～令和 6 年度)

【資料 2-2-3】甲子園大学中期計画（2020～2024）

【資料 2-2-4】令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書甲子園大学栄養学部

【資料 2-2-5】令和 6 年度将来計画委員会議事録

【資料 2-2-6】中期計画に関する資料

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学校教育法施行規則第 172 条の 2 により公表が義務付けられている教育研究活動等の状況、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 により公表が義務付けられている教員の養成の状況、そして本学の基礎資料として必要と思われる情報等については、事務局総務課及び企画調整室が各部署の協力を得て情報を収集し、整理を行っている。

これらに加え、さらに本学の IR 機能を強化していくために、令和 3(2021)年度から毎年度「甲子園大学ファクトブック」を作成することとし、自己点検・評価委員会の下にファクトブックプロジェクトチームを立ち上げて、データの収集及び分析を行い、令和 4(2022)年度には「甲子園大学ファクトブック 2022」の作成を行った。「甲子園大学ファクトブック」は、最新のデータを掲載するだけでなく、データの推移がわかるようにすること、11 の大項目についてデータが示す本学の特徴などを簡潔に解説することなどの特色を有している。各学部・各部署においては、「甲子園大学ファクトブック」のデータを自己点検・評価に反映させている。また、「甲子園大学ファクトブック」は全教職員に配布され、本学の状況について共通理解を促すことにも役立っている。この点は令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書でも評価された。

令和 5(2023)年度においても「ファクトブック 2023」の作成し、全教職員に配布した。令和 6(2024)年度は、データベースで「ファクトブック 2024」を作成して全教職員に周知した。これらの存在が本学の IR 活動の成果を示している。

以上のことから、「IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析」は達成している。

【資料 2-2-7】 甲子園大学自己点検・評価委員会ファクトブックプロジェクトチーム設置要綱

【資料 2-2-8】 甲子園大学ファクトブック 2021

【資料 2-2-9】 甲子園大学ファクトブック 2022

【資料 2-2-10】 甲子園大学ファクトブック 2023

【資料 2-2-11】 甲子園大学ファクトブック 2024

【資料 2-2-12】 令和 6 年 3 月 公益財団法人 日本高等教育評価機構「甲子園大学 令和 5 年度大学機関別認証
評価報告書」

【当該基準 2-2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

年度ごとに自己点検・評価を行い、評価書を作成して本学のホームページ上で公表している。また、毎年「甲子園大学ファクトブック」を作成し、それ通じて本学の IR 機能の強化を図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、全学を挙げて自己点検・評価に取り組む体制が出来ているとの評価をいただいたが、その他の学外関係者による評価を実施できていないことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

改良・改善の必要性がある点には、次年度に取り組むべき課題として整理して具体策を検討する。特に外部評価について、その方法・内容を検討する。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の要望を幅広く汲み上げるために、全学部生・大学院生を対象に「学生生活に関する実態調査」を平成 25(2013)年度から毎年実施している。集計結果は学務委員会・学生課で分析した後、各学部・各事務部署に伝達し対応策について回答を求め、本学としての対応を学生ポータルにおいて学生に示している。調査項目の概要は次のとおりである。

回答者自身の属性／大学での学修に関する満足度、学修時間、アルバイト／学内施設・設備に対する利用頻度、満足度／事務、学生支援部門に対する満足度／キャンパスライフ、食生活に関する状況／将来の進路／大学生活全般に関する満足度

学生生活実態調査における学生の意見・要望を踏まえて対策等を行った主なものは次の

とおりである。

1) 学生食堂（メイプルキッチン）

令和 2(2020)年度調査では、学生食堂（メイプルキッチン）について、メニューを中心に否定的意見が見受けられ、全体として満足度評価も低かった。食堂運営業者に改善要求した結果、学生のメニューに関する要望を可能な範囲で取り入れ、改善内容についての運営業者の説明を食堂に掲示した。令和 4(2022)年度の調査では、表 2-6-1 のとおりメイプルキッチン学生食堂の評価は大幅に改善した。令和 5(2023)年度も同水準だった。

表 2-3-1 食堂（メイプルキッチン）の「全体的な満足度」についての回答

	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
大変満足・まあ満足	1%	34%	68%	71%
非常に不満・不満	79%	26%	8%	7%

2) トイレ

「古い、暗い」などトイレに関する意見は、令和 2(2020)年度以前の調査からも一定数見受けられたが、5 号館や食堂前のトイレを順次改修を進め、令和 4(2022)年度は 6 号館のトイレの改修を行い、その結果、トイレに関する評価は、表 2-6-2 のとおり大幅に改善した。令和 6(2024)年度は、7 号館のトイレ改修をする方向で検討している。

表 2-3-2 学内のトイレの満足度についての回答

	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023） 年度
満足している・どちらかと言えば満足している	62%	59%	70%	76%
満足していない・どちらかと言えば満足していない	18%	17%	13%	12%

3) スクールバス

スクールバスについては、運行本数の少なさ、特定時間での増発の希望など、多くの自由記述があったため、バスの運行ダイヤを頻回かつきめ細かく見直すことで、多くの学生のニーズに応えようとしてきた。「全体的な満足度」についての回答を表 2-6-3 に示す。令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけてはかなり改善しているが、その後は横ばいである。令和 4(2022)年度には、スクールバスの時刻表や借上げタクシーの運行ダイヤを見直すことにより、大学着便の乗車希望学生の積み残し課題は改善された。大学発便の見直しについても検討し、令和 5(2023)年度の満足度はさらに改善した。

表 2-3-3 通学バスの「全体的な満足度」についての回答

	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
大変満足・まあ満足	15%	46%	43%	49%
非常に不満・不満	48%	22%	24%	20%

4) 授業等に対する不満

ゼミや大学生活全般に関する満足度の項目の自由記述回答欄には、特定の教員や授業についての不満が書かれていることもある。まずは、学部長が当該教員に事情を聴いたうえで指導改善を図り、場合によっては、学長による注意・指導も考慮している。表 2-3-4 と表 2-3-5 に「ゼミや研究室」および学生生活全般についての満足度についての回答を示す。令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度にかけて改善していることがわかる。

表 2-3-4 「ゼミや研究室」の満足度についての回答

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
満足している・どちらかと言えば満足している	58%	57%	70%← 64%	62%
満足していない・どちらかと言えば満足していない	14%	9%← 3%	5%← 4%	3%

表 2-3-5 学生生活全般についての満足度についての回答

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
満足している・どちらかと言えば満足している	63%	63%	71%	75%
満足していない・どちらかと言えば満足していない	11%	8%	9%	7%

【資料 2-3-1】 令和 4 (2022) 年度学生生活に関する実態調査

【資料 2-3-2】 令和 4 (2022) 年度学生生活に関する実態調査

【資料 2-6-3】 学生食堂（メイプルキッチン）改善内容揭示（令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度）

栄養学部は「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」「基礎セミナー」「コミュニティⅠ～Ⅵ」の少人数授業やクラス担任制を活かし、担任は学生との面談を定期的に行い、学修状況の確認やアドバイスをを行っている。さらに、令和 4(2022)年度に始まったポートフォリオなどを利用し、各学期の科目の振り返りなどを通じて、科目担当教員と連携を図りながら、学修支援を行っている。また、国家試験対策室には、1 年生から利用できる各科目の演習プリントなどを常備し、支援の充実に取組んでいる。

FD 活動として、栄養学科では、これまで担当する授業を各教員が独自に改善する形で進めてきたが、授業に関する課題などの情報を学科内で共有し、今後の授業に活かす取組を行った。また、教員による公開授業評価を重点的に行い、教員は複数の授業を参観し、互いに評価を行い、授業改善に取組んだ。食創造学科（フードデザイン学科）では、学科教員による授業評価アンケートの自由記述項目を確認し、それぞれの授業でどのようなことが評価されているか、あるいは、どのような点について改善が必要であるかを整理し、学科内で情報共有し、今後の授業に活かす取組を行った。

心理学部は、「心理学基礎セミナー 1～4」と「心理学専門セミナー 1～4」における担当教員制を活かし、1 年次から個々の学生に教員の目が届く指導体制としている。これらのクラス及びゼミでは、学生が気軽に担当教員に学修面や生活面の相談ができるほか、教員の側からも定期的に個人面談の時間を取っている。令和 4(2022)年度にはポートフォリ

オが1年次から順次導入され、指導に活用されている。ここで出された意見や要望は、教員協議会に報告され、対応を検討している。

令和3(2021)年度より、卒業式の日「卒業生アンケート」を実施している。令和4(2022)年度実施分、令和5(2023)年度実施分と合わせて結果を表2-3-6に示す(令和4(2022)年度は学科別に集計したが、ここでは全学としてまとめて記載した)。主要質問項目が4個と簡易なアンケートではあるが、満足を示す「はい」の割合が比較的高く、本学での学生生活にある程度満足して卒業した学生が多いことが分かる。令和4(2022)年度からは設問形式を精査し、4項目それぞれについて自由記述で回答の理由を尋ねたのに加え、集計を学科別に行った結果、詳細な分析が可能となった。例えば栄養学科の設問2、心理学部の設問3で「はい」の割合が低い傾向が明らかになった。結果については、各学部長の所感とともに全教職員に共有し、各学科・各部署で、学生の満足度を高める努力を続けていくことを確認した。

表 2-3-6

令和3/4/5（上段 2021/中段 2022/下段 2023）年度卒業アンケートの項目と回答（％）

質問項目	年度	はい	どちらでもない	いいえ	無回答
1. 本学に入学して良かったですか？	2021	84	15	1	0
	2022	83	15	2	0
	2023	73	22	5	0
2. 本学教員の授業・指導はよかったですか？	2021	89	9	2	0
	2022	83	17	0	0
	2023	80	17	3	0
3. 卒業後の進路について満足していますか？	2021	71	22	6	0
	2022	91	0	9	0
	2023	85	0	15	0
4. 本学の就職支援について満足していますか？	2021	72	23	4	0
4. キャリアサポートセンターの指導は満足していますか	2022	88	12	0	0
	2023	80	12	2	6

【資料 2-3-4】2022 年度ポートフォリオ

【資料 2-3-5】授業見学記録（2022 年度栄養学科）

【資料 2-3-6】卒業生アンケート（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

学生生活に関する意見や要望については、各学部のクラスやゼミにおいて直接示されることもあり、必要に応じて、各学部・学科の教員協議会に報告され、対応が検討される。

心身に関する健康相談については、保健管理センターや学生課・学生生活相談室が窓口になることが多い。個人情報の保護に留意しつつ、必要に応じて学生の所属学部の教員と連携し、対応を検討している。また、入学時や保護者懇談会の際に、心身の健康に関する対応への要望が示されることもある。学部で対応を検討し、必要に応じて、保健管理センターや学生課・学生生活相談室と連携を行っている。

経済的支援に関しては、学生課が窓口となる機会が多い。必要に応じて、学務委員会に報告し、対応を検討している。

個別の意見や要望は上記のように取り扱われており、また、全学的調査である学生生活実態調査においても心身の健康や経済的支援等に関わる項目が含まれている。この調査から学務委員会と学生課が全学的な傾向を分析し、学部と各事務部署に対応の検討を依頼し、学生に対して検討結果をフィードバックしている。

学修環境に関する意見や要望については、各学部のクラスやゼミでの相談の中で直接示されることもある。その場合は、各学部・学科の教員会議に報告され、対応が検討される。

学生生活実態調査に自由記述欄を設けていることから学修環境についてもかなりの数の意見や要望が記載されている。この結果を学生課で集計し、学務委員会で分析した後、各学部、事務部署に伝達し、対応の検討を依頼している。これまで対応した例としては、学内設置のパソコンについて、処理速度への不満が多かったので、全学的なリプレイスを行うことで改善、対応したことがある。その結果は学生ポータルを通じて学生にフィードバックしている。

「学生による授業評価アンケート」でも、学修環境に関する項目が含まれている。令和5(2023)年度からは「学生による授業評価アンケート」を学務委員会が実施し、結果の報告や対応の検討も学務委員会で行っている。

以上のことから、「学生の意見・要望への対応」は達成している。

【資料 2-3-7】 令和 4（2022）年度学生生活に関する実態調査結果報告

【資料 2-3-8】 令和 5（2023）年度学生生活に関する実態調査結果報告

【資料 2-3-9】 令和 4 年度授業評価アンケート実施について

【資料 2-3-10】 令和 5 年度授業評価アンケート実施について

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

大学機関別認証評価以外、学外関係者による評価を実施できていないことが課題である。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーを起点とした教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを機能させるとともに、自己点検・評価の実施を通じて、教育研究等の改善に取り組んでいる。令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度の自己点検・評価を踏まえて、「中期計画 2020－2024」の改訂を行った。さらに、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の自己点検・評価（令和 5(2023)年度は認証評価受審用）を踏まえ、令和 6(2024)年 5 月 29 日に実施された将来計画委員会で、同年度中に新たな中期計画を作成する方向性が承認され、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度を対象期間とした新たな中期計画を策定した。この中期計画は各学部、部署において進捗状況、達成状況を客観的に評価するため、数値目標など具体的な内容を盛り込んだ計画で作成しており、PDCA サイクルを確実に回していく仕組みとしている。また、年度当初に各学部および各部署で作成する業務計画について、2 月に実施する FDSD 研修会

において実施報告を行うことで大学全体で情報を共有し、内部質保証の質を向上させる。

将来計画委員会は中期計画の作成及び改訂を行い、自己点検・評価委員会は自己点検・評価を行って、自己点検評価書を作成しており、両委員会は連携を取りながら作業を進めている。改訂作業や自己点検・評価を通じて確認された課題については、将来計画委員会あるいは自己点検・評価委員会において対策の検討を行う。教育研究に直接関わることであれば学部教授会・教員協議会又は大学院研究科委員会において検討を行う。さらに、大学全体の教育に関わることであれば学務委員会、大学の管理・運営に関わることであれば運営企画会議、評議会において対策の検討を行う。規程等の制定・改正など整備が必要であれば、関係する委員会で原案の検討を行い、評議会で審議し決定する。

このように、三つのポリシーを起点とする教育研究等の改善、中期計画の策定及び自己点検・評価の実施を通じての教育研究等の改善、認証評価結果の中期計画への反映による教育研究等の改善、これらの改善のためのプロセスを通じて認識できた課題については、大学の各部署及び各委員会で検討を行って対策を講じる。そしてそれらの対策については次年度の自己点検・評価において検証を行う、という PDCA サイクルを継続して回すことによって、教育研究等の改善を進める方法を実践している。

令和 3(2021)年 4 月 28 日に開催された令和 3(2021)年度第 1 回自己点検・評価委員会において、令和 2(2020)年度自己点検・評価の結果をもとに教育研究等の改善のための課題について検討を行い、令和 3(2021)年度に取り組むべき課題を 10 項目にまとめた。令和 4(2022)年度には、10 項目の課題の進捗状況を確認し、それを踏まえてさらに必要な取組みと、新たな課題を追加し、13 項目の取り組むべき課題に整理し直して、課題の実現に向けて取組んだ。令和 3(2021)年度から実施している「1 年周期の PDCA サイクルを回す」取組み及び「5 年周期の PDCA サイクルを回す」取組みは次のとおりである。

両学部は、年度当初に「運営目標」を立て、年度末に「総括」を行い、そこで明らかになった課題を次年度の「運営目標」に反映させる。事務局は、各課・室において、年度当初に「業務実施計画」を立て、年度末に「総括」を行い、そこで明らかになった課題を次年度の「業務実施計画」に反映させる。甲子園大学内部質保証推進に関する規程を改正して、1 年周期の PDCA サイクルの実施について規定化した(同規程第 5 条)。「5 年周期の PDCA サイクルを回す」ために、「中期計画 2020－2024」の見直しを行い、令和 4(2022)年度に、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度の自己点検・評価結果を踏まえて、「中期計画改訂版 2020－2024」を策定し、令和 4(2022)年 10 月 18 日から実施した。この点は令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書でも評価された。そして、前述したとおり、令和 6(2024)年度中に新たな中期計画を策定した。

以上のことから、「内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」は達成している。

【資料 2-3-11】 甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針－学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ－

【資料 2-3-12】 令和 5 年度認証評価受審準備として令和 4 年度に取り組むべき課題について

【資料 2-3-13】 甲子園大学内部質保証推進に関する規程

【資料 2-3-14】 甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024

【資料 2-3-15】 令和 6 年 3 月 公益財団法人 日本高等教育評価機構「甲子園大学 令和 5 年度大学機関別認証
評価評価報告書」

【基準 2-3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 6(2024)年度に作成する令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度を対象期間とした新たな中期計画では、各学部・部署ごとに進捗状況や達成状況を毎年度確認できるよう、数値目標など客観的に評価できる内容で作成し、全学を挙げて目標を達成するための指標としている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、収容定員未充足が続いており、これによって支出超過の状態になっていることは、内部質保証のための取組みが十分とはいえないことから、入学定員及び収容定員に沿って適切な学生数を受入れるための抜本的な改革を実行するよう改善を要すると指摘されている。

組織体制及び責任体制は確立していると評価されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生の意見・要望は「学生生活に関する実態調査」により毎年確認しており、改善状況、取組み状況などは学生にフィードバックを行っており、学生満足度の向上につながっている。今後は内部質保証の質を向上させるため、学生だけではなく学外関係者の意見も取り入れられるよう実施方法などを検討する。認証評価において指摘された収容定員に関する抜本的な改革に実行について、栄養学科については令和 7(2025)年度からの定員削減が決定している。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第 1 条に「学校法人甲子園学院の校訓『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

上記の教育目的を踏まえ、大学としてのアドミッション・ポリシーを「多くの課題を抱える現代社会においては、高度の課題解決能力が求められる。本学は建学の精神として黽勉努力（自らの心に従って、自発的に勉め励む）、和衷協同（和やかに心を込めて力を合わせ、共に行動し、ことにあたる）、至誠一貫（誠をもって人に接し、物事に対処して、一筋に真心を貫き通す）を掲げ、「校訓三綱領」としている。本学は、この「校訓三綱領」を理解し、基礎学力を有し、勉学意欲が旺盛で、食や心を通して人間の健康と幸福に関心を持つ人を受け入れる。」と定め、これを基に、学部・学科の特色を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めている。

また、大学院では、大学院学則第 2 条に、「本大学院は、甲子園学院建学の精神に則り、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。」と定め、これを基に、大学院研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーは、「学生募集要項」に明記し、受験生へ周知しているだけでなく、アドミッション・ポリシーを記載した「学生便覧」を在学生に配付し、また、一般社会にも公表・周知するため、本学ホームページにおいて公開している。

【資料 3-1-1】甲子園大学学則

【資料 3-1-2】甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針－学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ－

【資料 3-1-3】甲子園大学大学院学則

【資料 3-1-4】令和 6(2024)年度入試学生募集要項

【資料 3-1-5】令和 6(2024)年度学生便覧

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

ア 大学の入学者受入れについて

本学の入試は、高校生の選択自由度を高め、アドミッション・ポリシーに沿った入学者

を受入れることを目的とし、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜を基本に様々な区分を設け、実施している。

(ア) 栄養学部入学者選抜試験の実施

十分な意欲と学習に取り組む力を持った学生確保を目的として、総合型選抜入試Ⅰ～Ⅴでは、オープンキャンパス参加時又はwebで、栄養学科では、栄養に関する基礎知識の模擬授業を体験すること、食創造学科では、食に関する体験講義を受講し、記録用紙（体験レポート）作成することで、学習に対する姿勢や課題に対して積極的に取り組んでいるかを判断するとともに、入試当日の面接において、本学に対する入学意欲があるかについて審査する。令和7(2025)年度入試（令和6(2024)年度実施）では、引き続き遠隔地の生徒などのために、webでの模擬授業体験を早期から実施できるようにした。模擬授業体験を受けた人数は、栄養学科では70人（令和6(2024)年度入試比1.75倍）、食道創造学科では28人（令和6(2024)年度入試比1.56倍）である（令和6(2024)年12月4日現在）。

系列校の甲子園学院高等学校対象の入試では、基礎学力を担保するため、出願者の評定平均を栄養学科では3.6以上、食創造学科では3.0以上と定め、小論文と面接による入試を実施している。

学校推薦型入試では、栄養学科で、学校推薦型Ⅰ・Ⅱ日程共に「化学基礎」「生物基礎」から1科目を選択する基礎学力検査を実施している。食創造学科では、学校推薦型Ⅰ・Ⅱ日程共に「化学基礎」「生物基礎」「英語」「国語」の4科目から1科目を選択する基礎学力検査を実施している。

一般入試においては、栄養学科では、前期・後期は、「化学基礎」又は「生物基礎」から1科目、「国語」又は「英語」から1科目の計2科目を選択する学力検査、中期は「化学基礎」又は「生物基礎」から1科目を選択する学力検査を実施している。食創造学科では、前期・後期は、「国語」又は「英語」から1科目を選択する学力検査、中期は「化学基礎」又は「生物基礎」から1科目を選択する学力検査を実施している。

このほか、栄養学科の編入学選抜試験として、公募制編入学選抜試験における基礎学力試験では、「管理栄養士課程で学ぶための基礎学力」を問う筆記試験と面接を実施している。また、甲子園短期大学を対象とした特別編入学試験も実施する。

(イ) 心理学部入学者選抜試験の実施

基礎学力、思考力、高い協調性を持った学生確保を目的に、総合型選抜では、調査書で基礎学力を確認するほか、志望理由書をもとに口頭試問を含む面接を行い、思考力・高い協調性を持ち、人々の健康や幸福に貢献したいと願う人物であるかを判断するとともに、本学に対する入学意欲について審査している。令和7(2025)年度入試（令和6(2024)年度実施）の総合型選抜入試から、以前実施していた「イベント面談型」を復活させた。これは、オープンキャンパスや入試相談会で短時間の面談を行い、志願者が話しやすい話題を把握し、本番ではその話題を主に扱う、というものである。面接への心理的ハードルを下げながら、よりよく志願者を知るという意図がある。また、系列校である甲子園学院高等学校対象の入試では、小論文と面接を実施している。

学校推薦型選抜では、小論文と面接による入試を実施している。小論文では、心理学に関連したやや長めの課題文を読み、まとまった量の論述を行うことを課題とし、読解や論述に表れる思考力や、心理学への興味関心を審査している。面接では、本学への入学意欲

について審査している。

一般選抜では基礎学力や思考力の審査を重視し、「英語」、「国語」の2科目から自身が得意とする1科目を選択する学力検査を実施している。

このほか、編入学者選抜試験として、公募制編入学者選抜試験では「大学で学ぶに当たっての基礎的な読解力を問う」基礎学力試験の実施と面接を、特別編入学者選抜試験（甲子園短期大学対象）では面接のみを実施している。社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした特別入学者選抜試験では、小論文と面接を実施している。

入試事項全般については、全学的組織である入学試験委員会において審議し実施している。入学試験をより円滑かつ公平に実施する目的で学則第4条の4に基づき入試センターを設置している。

入試の出題については、学長から依頼を受けた専任教員が、入試区分あるいは科目ごとに専門ワーキンググループを構成し、問題作成を行っている。出題者は匿名とし、厳正に管理している。

また、平成27(2015)年3月に、「甲子園大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止に係るガイドライン」及び「入学試験事故処理要領」を制定し、前者にあつては出題者に、後者にあつては全教職員に周知することで、円滑かつ公正な試験実施に努めている。なお、毎年実施される文部科学省の「大学入学者選抜実施状況調査」の中の「大学入学者選抜におけるミスの防止等に係る取組状況調査」の項目における報告と「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について（通知）」とを照合することで当該ガイドライン及び要領を改める必要があるか否かを検討している。

【資料3-1-6】令和7(2025)年度栄養学部入試

【資料3-1-7】令和7(2025)年度心理学部入試

【資料3-1-8】令和6(2024)年度・令和7(2025)年度入試学生募集要項

【資料3-1-9】令和6年度・令和7年度総合型入試（学院高校特別・学院高校対象）学生募集要項

【資料3-1-10】令和6年度・令和7年度編入学者選抜試験学生募集要項

【資料3-1-11】令和6年度・令和7年度特別編入学者選抜試験（甲子園短期大学）学生募集要項

【資料3-1-12】甲子園大学入試センター規程

【資料3-1-13】甲子園学院組織規程

【資料3-1-14】甲子園大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止に係るガイドライン

【資料3-1-15】入試問題作成プロセス

【資料3-1-16】入学試験事故処理要領

イ 大学院の入学者受入れについて

本学の大学院の入試は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れることを目的とし、学部卒業者を対象とするA方式と社会人を対象とするB方式の区分を設け、実施している。

（ア）栄養学研究科入学者選抜試験の実施

試験日程は、9月（第一次）と2月（第二次）の2回実施としており、試験の方式は、博士前期課程ではA方式とB方式、博士後期課程では一律の方式での選考としている。博

士前期課程でのB方式における社会人とは、入学時において、大学卒業後1年以上の職歴を持つ23歳以上の者としている。

博士前期課程の入学選抜試験科目について、A方式は「外国語（英語）」及び「専門科目」の筆記試験と面接による「口頭試問」を実施し、B方式は「外国語（英語）」の筆記試験と「卒業論文、職業経験又は入学後の展望に関するプレゼンテーション」を実施する。博士後期課程の入学選抜試験は、「外国語（英語）」の筆記試験と「修士論文、職業経験又は入学後の展望に関するプレゼンテーション」を実施する。

入試問題は、栄養学研究科の授業担当教員が作成する。「本研究科で教育・研究を受けるにふさわしい能力、資質を検出できるよう出題する。例えば、自分自身のキャリアを基盤にして、本研究科において何をを目指すかという意思、熱意、資質、能力を問う」と、問題作成における出題要領に明記しており、研究科長がアドミッション・ポリシーに沿った入学受入のための入試問題の作成を指示している。プレゼンテーションと質疑応答による選考についてもアドミッション・ポリシーに基づき、社会貢献や指導的な役割に対する志向を有することを確認することを主眼としている。

研究科委員会においてアドミッション・ポリシーを含む三ポリシーの内容と研究科の現状との整合性を検証し、令和8（2026）年度は現行のポリシーに則って学生の受け入れを継続することを確認した。

（イ）心理学研究科入学選抜試験の実施

試験日程は、博士前期課程は第一次（9月）と第二次（2月）が設定され、博士後期課程は2月に設定している。入学選抜試験は、コースごと（心理学コース、臨床心理学コース）に行い、博士前期課程では筆記試験、面接、出身大学の成績証明書及び研究計画書を、博士後期課程ではこれらに加え、修士学位論文の内容等を総合して行っている。試験の方式は、博士前期課程、博士後期課程ともにA方式とB方式に区分し、これをあらかじめ選択することとしている。B方式における社会人とは、入学時において、博士前期課程にあつては大学卒業後3年以上でかつ25歳以上の者とし、博士後期課程にあつては修士課程修了（修士学位取得）後3年以上でかつ27歳以上の者である。博士前期課程の入学選抜試験科目については、A方式は「外国語（英語）」「専門科目」「面接」、B方式は「小論文」「専門科目」「面接」である。社会人はA方式・B方式のいずれも選択可能であり、受験者が外国人の場合の外国語科目は、日本語となる。「外国語（英語）」「小論文」「専門科目」とともに各コースの専門分野に応じた内容から出題される。面接試験は全受験生に対し実施され、心理学コース、臨床心理学コースそれぞれの担当教員全員が、試験官として面接試験に携わる。博士後期課程の入学選抜試験においても同様である。

【資料 3-1-17】 R5 年度 12 月 栄養学研究科委員会議事録

【資料 3-1-18】 令和 6 年度 甲子園大学大学院博士前期・後期課程学生募集要項（栄養学研究科食品栄養学専攻、心理学研究科心理学専攻）

【資料 3-1-19】 令和 6 年度 大学院研究科博士前期課程入学選抜試験（第 1 次）の問題（専門科目）作成について

【資料 3-1-20】 R5 年度 12 月 栄養学研究科委員会議事録:3 ポリシーの確認

ウ 入学者受入れの検証

入試センターでは、全新生の「受験入試区分」「入試成績」「出身校」「調査書の評定値」「特別活動」「指導上参考となる諸事項で特記すべき事項」、さらに「出願までの本学との接触履歴」等を一覧表にとりまとめ、入学後も在学中の「諸活動」「特記すべき事項」「休退学情報」等を記録している。これらは、各学部での学生指導、学生支援（奨学金等）の参考資料として整備し、保管している。また、入試センターでは、当該資料を入試制度（指定校の選定等）検討の材料としても活用している。また、各年度の入試結果を踏まえ、次年度の入試をどのように行うかを各学部の教員協議会、教授会での検討を経て、入学試験委員会で検討を行い、学生募集要項に反映させている。

【資料 3-1-21】 甲子園大学入学試験委員会規程

【資料 3-1-22】 令和 6(2024)年度入試学生募集要項

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

ア 入学定員と学生受入れ数について

栄養学部は、昭和 42(1967)年に栄養学科が開設され、平成 20(2008)年にフードデザイン学科が設置され、さらに令和 5(2023)年度にはフードデザイン学科から食創造学科に改組し、2 学科で構成されている。

<入学者推移（過去 5 年間）>

学部名	学科名	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
栄養学部	栄養学科	志願者数	96人	58人	52人	50人	48人
		合格者数	79人	41人	45人	46人	44人
		入学者数 (A)	45人	24人	30人	33人	36人
		入学定員 (B)	120人	120人	120人	120人	120人
		入学定員充足率 (A/B)	37.5%	20.0%	25.0%	27.5%	30.0%
	フードデザイン学科 食創造学科 (令和5年度～)	志願者数	19人	19人	14人	27人	15人
		合格者数	24人	14人	13人	24人	12人
		入学者数 (A)	18人	9人	8人	22人	10人
		入学定員 (B)	80人	80人	80人	80人	80人
		入学定員充足率 (A/B)	22.5%	11.3%	10.0%	27.5%	12.5%
心理学部	現代応用 心理学科	志願者数	170人	98人	89人	57人	39人
		合格者数	87人	74人	69人	51人	39人
		入学者数 (A)	71人	53人	48人	38人	31人
		入学定員 (B)	60人	60人	60人	60人	60人
		入学定員充足率 (A/B)	118.3%	88.3%	80.0%	63.3%	51.7%
合計		志願者数	285人	175人	155人	134人	102人
		合計者数	190人	129人	127人	121人	95人
		入学者数 (A)	134人	86人	86人	93人	77人
		入学定員 (B)	260人	260人	260人	260人	260人
		入学定員充足率 (A/B)	51.5%	33.1%	33.1%	35.8%	29.6%

栄養学科の定員充足率は過去 3 年間 30%を下回っていたが、令和 6 (2024) 年は 30%ま

で戻すことができた。しかしながら依然として志願者、入学者とも厳しい状況が続いている。令和 5(2023)年度に設置された食創造学科の初年度の定員充足率は 27.5%だったが 2 年目の令和 6(2024)年は前年を大きく下回り 12.5%、10 名の入学にとどまった。

心理学部は、令和 3(2021)年以降、定員充足率が年々低下しており、令和 6(2024)年は 51.7%、31 名と、定員のほぼ半数という状況となった。

<在籍者推移（過去 5 年間）>

学部名	学科名	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
栄 養 学 部	栄養学科	在籍学生数 (C)	231人	179人	153人	125人	116人
		収容定員 (D)	480人	480人	480人	480人	480人
		収容定員充足率 (C/D)	48.1%	37.3%	31.9%	26.0%	24.2%
	フードデザイン学科 食創造学科 (令和5年度~)	フードデザイン学科在籍者数	58人	50人	49人	39人	18人
		食創造学科在籍者数				22人	32人
		収容定員 (D)	320人	320人	320人	320人	320人
		収容定員充足率 (C/D)	18.1%	15.6%	15.3%	19.1%	15.6%
心 理 学 部	現代応用心理学科	在籍学生数 (C)	213人	226人	217人	186人	155人
		収容定員 (D)	240人	240人	240人	240人	240人
		収容定員充足率 (C/D)	88.8%	94.2%	90.4%	77.5%	64.6%
合 計		在籍学生数 (C)	502人	455人	419人	372人	321人
		収容定員 (D)	1040人	1040人	1040人	1040人	1040人
		収容定員充足率 (C/D)	48.3%	43.8%	40.3%	35.8%	30.9%

イ 入学定員と学生受入数について、ここ 5 年間の取組み

(ア) ホームページ

ホームページは、高校生、保護者、高校教員、一般の方などにとって、本学についての必要な情報をスムーズに検索でき、かつ、大学の魅力を理解してもらえるための広報上極めて重要なツールである。大学の取組み、授業や学生の様子などを紹介し、入試に関する情報についても受験者にわかりやすいよう工夫している。

(イ) 高校訪問等

出張講義などの高大連携授業は、本学の教育内容や教育理念を高校生に直接知ってもらう、また体験してもらう方策として有効であると考え、出張講義内容及び担当教員名を本学ホームページに掲載し、高校等から直接依頼を受けつけ、また進学業者の斡旋による高校内での模擬授業・学部学科説明会に積極的に参加し、大学の授業・教育内容を直接伝えることを強化している。

令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症に対する対応が緩和され、高校生と直接接点を持てる模擬授業や校内ガイダンスについて、両学部の教員及び入試センター職員が可能な限り参加した。令和 5(2023)年度は、入試センター職員を中心に、在学生・オープンキャンパス参加者校など本学にゆかりのある高校を優先して年内に 4 回以上訪問することとした。令和 6(2024)年度も前年度と同様の取組みを基本とした。学部・教育内容紹介、新入生や在学生、入試制度の情報提供、オープンキャンパスの案内など、訪問時期に合わせた目的を定め、高校訪問を実施している。加えて高校生と直接触れ合うガイダンスの回数を増やしている。

このほか、兵庫県を中心に、関西の公立高等学校と教育研究活動を活発にすることを目的とした特別協定を結んでいる。

(ウ) オープンキャンパス

オープンキャンパスにおいては、少人数でアットホームな雰囲気の中で学修することが、技術・知識の修得や資格の取得を促進し、卒業後に様々な分野で活躍できるという本学の特徴を伝えるよう心掛けている。オープンキャンパスの開催は、ホームページ、資料請求者へのダイレクトメール、進学者からの案内のほか、高校訪問で手渡したチラシの高校内掲示で周知している。オープンキャンパス参加者数は、ここ3年間で増加傾向にある。オープンキャンパス参加のきっかけを問うアンケート結果によれば、ホームページ閲覧40%、高校訪問、教員の勧め等31%、受験情報サイト25%、校内ガイダンス・説明会参加12%と、ホームページ閲覧、高校訪問による参加率が高く、ホームページと高校訪問の重要性が伺える。また、今年度力を入れているSNSからの参加者数が令和5(2023)年度7名(2%)から令和6(2024)年度33名(9%)と大きく伸びていることから、今後はさらに力を入れるべきと考える。

令和6(2024)年度オープンキャンパスは令和5(2023)年度同等の10回実施した(4月、5月、6月に各月1回ずつ、7月～9月の夏休み期間には5回、12月に1回、3月に1回)が、12月については開催しない。高校生の立場から見ると4～6月オープンキャンパスが進路決定には大きく影響しており、かつ参加するオープンキャンパスの回数も2～3回となっており、年内の入試、進路決定がさらに進んでいることが明確になってきている。この傾向は高校の教員も把握している。実際に7月、8月のオープンキャンパスの参加者内訳では3年生の参加が減少しているのは顕著に表れている。それらの傾向を踏まえ、各時期に応じた目的を定めた内容にしている。

これ以外では遠隔地からの学生確保施策の一環として、提携している不動産業者に「一人暮らし相談ブース」を設置してもらい、入学後のマンションの紹介を行った。実際に内覧につながっているケースも多く、無料宿泊体験と合わせ効果があると思われる。

栄養学部で令和4(2022)年度から総合型選抜入試で導入したオープンキャンパス参加時に学習に対する姿勢や課題に対して積極的に取り組んでいるかを判断する予備審査への参加者率は、令和7(2025)年度入試(令和6(2024)年度実施)で、栄養学科では60.7%、食創学科では49.1%であった。

すべてのオープンキャンパスでのアンケート結果によれば、第一志望・受験したいと考えている高校生が、オープンキャンパス参加前は32%であったが、参加後には37%と1.2倍に増えていたことから、オープンキャンパスに参加したことで入学への意欲が高まったと考えられる。

栄養学科では、卒業生および在学生との懇談の機会の創設、修学支援やキャリアサポートを含む保護者向け説明会の実施、再編されたコースの紹介、および同伴の保護者も参加できる内容への改善、等を実施した。また新たに加わった「美と栄養コース」のPRを積極的に行った。その結果、令和5(2023)年度のオープンキャンパス参加人数は194人で、令和4(2022)年度の169人と比較して、25名増加した。また令和6(2024)年度オープンキャンパス来場者アンケートの結果も好評で、「体験型のプログラムを楽しめ、学生さんとの交流も質問もしやすく学生生活がイメージしやすかった」等の意見が多数寄せられている。

食創造学科では、コンビニスイーツの商品企画や、食材の種類を変えることで変化する味や触感の違いを体感するなどの模擬授業を通じて、学科の特徴である「コミュニティ」や「プロジェクト実践」の授業の紹介を行っている。また、チョコレートやわた飴を使ったアート制作など、口にすること以外で「食」を使った自己表現ができるという体験を通じ、食の学びの広がりを感じてもらおう工夫を行っている。

心理学部現代応用心理学科では、従来は複数のコーナーを設定し、来場者が自由に参加・体験するという形を取っていたが、令和 6(2024)年度からは、①共通体験プログラム→②ミニ講義→③選択体験プログラム→④入試についての説明、の順序で誘導する形を取るように変更した。自由に見る時間は減るが、こちらが体験してほしい内容をきちんとメッセージとして押し出す、という意図があった。各段階での内容は次の通りである。①共通体験プログラムでは、「公認心理師カリキュラムの実際」「エゴグラム（性格テスト）体験」「ストレスの可視化」「スクールカウンセラーの仕事（OB による講演）」など、講演やワークショップ形式のイベントである。②ミニ講義は、心理学に関わる身近なテーマ（「アニメ・ゲーム・SNS の心に出会おう」「消費者心理を学ぼう」など毎回異なる）について、30 分程度の講義を行った。③の選択体験プログラムでは、常設展示のほか、2 種類の参加型イベントのどちらかを選んで参加できる時間とした。ここで短いながらも自由に見学することができる。内容は発達・臨床心理センター見学ツアー、箱庭療法体験、パラパラ漫画、香りの評価、錯視体験、犯罪心理クイズなどであった。心理学の様々なトピックをハガキサイズのカードにし約 100 種類並べたコーナー（「甲子園大学で学べるテーマ 100」）はそのまま残したが、毎回好評であった。また、③の実施中に別室で保護者を対象に就職支援と学費の説明を行った。多くの教員と学生がスタッフとしてオープンキャンパスに参加し、来場者に親身に接することを心がけており、アンケートや入試の面接でもその点に触れたものが多くみられた。

【資料 3-1-23】2024 ファクトブック 02-1 オープンキャンパスの概要（令和 4・5 年度実施分）

【資料 3-1-24】R6 年度 20240C 来場者アンケート

（エ）編入学

特別編入学者選抜試験について、前年度同様に甲子園短期大学、大阪夕陽丘学園短期大学をプレミア指定校に設定し、入学金のうち 20 万円を免除とした。

（オ）甲子園大学奨学金・遠隔地支援制度

奨学金などの学生支援制度は、特待生制度や特別措置制度を整理・統合し、令和 2(2020)年度から、「甲子園大学奨学金」として一本化し、新入生、在学生、大学院生それぞれに奨学金が給付できるよう奨学金制度を整備した。

令和 4(2022)年度入試(令和 3 年度実施)では、4 名を甲子園大学奨学金入学特別措置制度の適用者として採用し、2 名が令和 4(2022)年度入学し受給者となった（入学金額相当の奨学金 1 名、授業料半額相当の奨学金 1 名）。令和 5(2023)年度入試(令和 4 年度実施)では、1 名を甲子園大学奨学金入学特別措置制度の適用者として採用したが入学には至らず、令和 6(2024)年度入試(令和 5(2023)年度実施)でも 1 名を甲子園大学奨学金入学特別措置制度の適用者として採用したが入学には至らなかった。

遠隔地からの入学希望者を募るため、中国・四国地域の高校訪問を強化した。令和3(2021)年度入学生から遠隔地支援制度を導入し、10万円の給付金を支給することとし、令和5(2023)年度入学生15名に続き、令和6(2024)年度入学生8名に支給した。

(カ) 食創造学科の周知

令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度開設の食創造学科に関して、社会および高校生への周知取組みを行った。食創造学科1回生が8月21日、22日に宝塚阪急百貨店で開催されたカレーグランプリに参加した。サンテレビにおいて取材と報道がなされた。また、日本料理アカデミーによる「本物のダシを味わうことは「教養」である in Takarazuka (甲子園大学)」を7月3日に1回生の基礎セミナーの授業として開催し、朝日新聞および神戸新聞の取材と報道がなされた。客員教授である土井善晴先生が「日本食文化の楽しみ方」というテーマで特別講義があり、本学の学生や関係者のほか、160人を超える一般聴講者が参加した。このように社会への周知活動を積極的に行った。一方、オープンキャンパスでは、食創造学科のコンセプトである「ほんものとの出会い」を体験できる様々なイベントをアクティベーションプロデューサーに就任された山川博史氏のプロデュースを受け、カフェドリンクメニュープロデューサー(須澤知佳氏)、たこ焼き屋経営者(稲森愛弓氏)、地方創生プロデューサー(酒井慎平氏)、バリューパブ経営者(松尾弘寿氏)など食業界の第一線で活躍されている実務家をお招きしてトークイベントを5月26日と6月16日に開催した。また、プロから学ぶ Pizza づくり体験として、神奈川県海老名市の「古民家イタリアン Totty」およびピザ回し職人岡崎巧氏をお招きし、店舗経営の実態を学べるイベントを7月28日に実施した。さらに、和菓子職人による練り切り体験(8/25)、大学教員から食の6領域に関するテーマで模擬授業および体験授業(4/28、7/14、7/27、7/28、8/10)、宝塚カレーグランプリの製作発表会(9/8)の計9回のオープンキャンパスが実施された。PR タイムズおよびInstagramで告知するとともに、交通広告やネット広告を利用して、食創造学科の設置とオープンキャンパスの開催を知らせて、高校生への参加を呼びかけた。高校生の参加は計82人となった。

【資料 3-1-25】令和5年度・令和6年度甲子園大学出張講義題目一覧

【資料 3-1-26】特別協定締結校

【資料 3-1-27】令和7(2025)年度入試学生募集要項

【資料 3-1-28】令和5年度・令和6年度オープンキャンパス参加のきっかけ

【資料 3-1-29】令和5年度・令和6年度高校訪問 オープンキャンパス参加 相関関係資料

【資料 3-1-30】令和5年度(令和6年度入試)・令和6年度(令和7年度入試)参加者とオープンキャンパス参加型(栄養学部)予備審査参加人数との相関関係

【資料 3-1-31】令和5年度・令和6年度オープンキャンパス アンケート集計報告

【資料 3-1-32】オープンキャンパス会場マップ

【資料 3-1-33】2022・2023・2024 オープンキャンパスプログラム

【資料 3-1-34】令和6年度プレミア指定校(大阪夕陽丘学園短期大学)

【資料 3-1-35】令和6年度指定校特別編入学者選抜試験(大阪夕陽丘学園短期大学)学生募集要項

【資料 3-1-36】甲子園大学奨学金給付規程

【資料 3-1-37】遠隔地支援制度

- 【資料 3-1-38】 大学スクールバスの意匠変更
- 【資料 3-1-39】 土井善晴先生特別講義告知資料
- 【資料 3-1-40】 本物のダシを味わう授業計画書（日本調理アカデミー&甲子園大学）
- 【資料 3-1-41】 甲子園大学・食創造学科オープンキャンパス告知資料
- 【資料 3-1-42】 甲子園大学・食創造学科オープンキャンパス告知資料
- 【資料 3-1-43】 2024 ファクトブック 02-1 オープンキャンパスの概要（令和 4・5 年度実施分）
- 【資料 3-1-44】 R6 年度 20240C 来場者アンケート

ウ 入学定員と学生受入数についての新たな取組み

令和 4(2022)年度は、イ（イ）のとおり、高校訪問や高校ガイダンス、模擬授業を積極的に行った結果、オープンキャンパスへの高校 3 年生の参加者は令和 3(2021)年度に比し 1 割程度増加し、高校 1、2 年生も含めた参加者全体では、令和 3(2021)年度に比し 2 割程度増加した。令和 5(2023)年度においても基本的に令和 4(2022)年度を踏襲した活動を行い、3 年生については令和 4(2022)年度より 2 割増加、全体でも 1 割の増加がみられた。加えて、令和 5(2023)年度ではオープンキャンパスへの複数回参加者増にも力を入れ、オープンキャンパス当日にも積極的な声掛けを行った。また、遠隔地の生徒がオープンキャンパスに参加する場合は、宝塚市内で無料宿泊できるよう賃貸管理会社と連携した制度を実施した。

- 【資料 3-1-45】 無料宿泊制度
- 【資料 3-1-46】 オープンキャンパス参加人数（令和 4～6 年度）
- 【資料 3-1-47】 入学試験状況過去 5 年間の推移
- 【資料 3-1-48】 令和 5(2023)～6(2024)年度高校訪問、高校内ガイダンス、模擬授業、出張授業実績報告

エ 大学院の学生受入れについて

大学院の収容定員及び在籍学生数については、令和 6(2024)年 11 月 1 日現在での栄養学研究科全体では収容定員 18 名に対して在籍学生数は 4 名（22.2%）、心理学研究科全体では収容定員 22 名に対して在籍学生数は 10 名（45.5%）である。

栄養学研究科では、入学定員が充足していない状況が続いているが、学部生への大学院での教育研究の意義を周知や、本学卒業生を中心とした社会人への研究科の情報提供を積極的に行うなど募集活動を活発に行なったことにより、令和 3(2021)年度は 2 名、令和 5(2023)年度は 3 名の入学者があった。今後は、大学院生の就職先の開拓に努め、修了後の支援対策を検討・強化し、学生確保につなげる。

令和 6（2024）年度は学内向けの大学院説明会を行うことにより、1 名の大学院進学者があった（2. 令和 5 年度 2 月研究科委員会議事録）。更に学内からの入学者を増やすために学部学生向けの大学院説明会を継続する（3. 令和 6 年度 5 月研究科委員会議事録）とともに、よりターゲットを絞った大学院説明会の開催について協議を開始した（4. 令和 6 年度 10 月研究科委員会議事録）。一方、大学院の情報をより広く発信するために、ホームページ上の情報公開内容を精査し、アップデートした（5. 令和 6 年度 7 月研究科委員会議事録）。

心理学研究科の博士前期課程は、公認心理師および臨床心理士の養成に関わっており、個人指導の質と量を確保するため、少人数に絞っているが、年々、臨床心理士資格を希望する社会人入学者が増加傾向にあり、潜在的な可能性の高い社会人を受け入れて、さらなる学生確保につなげていきたい。一方、博士後期課程については在籍者がいない状況が続いている。今後、博士前期課程に在籍する大学院生の中においても研究活動を続けたい人材を後期課程進学に導いていきたい。

【資料 3-1-49】 令和 5 年度 2 月研究科委員会議事録 (R6 入学者)

【資料 3-1-50】 令和 6 年度 5 月研究科委員会議事録 (学部向け説明会)

【資料 3-1-51】 令和 6 年度 10 月研究科委員会議事録 (食創向け説明会)

【資料 3-1-52】 令和 6 年度 7 月研究科委員会議事録 (情報公開アップデート)

オ 栄養学部の学生確保問題に関する記述

栄養学部栄養学科は昭和 42(1967)年に開設し、昭和 44(1969)年度に管理栄養士養成課程となった。開設当初から定員は 120 人であったが、その充足率は近年低減している指摘を日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において受けた。そこで、甲子園学院将来ビジョン委員会において収容定員充足に向けた方策及び栄養学部栄養学科の入学定員の削減を検討し、令和 6(2024)年 1 月 9 日に開催した臨時理事会において令和 7(2025)年度入学生より 60 人とする事が承認され、その内容を日本高等教育評価機構に提出した。その結果、令和 6(2024)年 3 月付の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、この指摘については抜本的な改革が行われたと評価された。

【資料 3-1-53】 令和 7(2025)年度入試学生募集要項

【資料 3-1-54】 令和 6(2024)年 1 月 9 日臨時理事会議事録

平成 20(2008)年、栄養学部に経営学的視野を加えたフードデザイン学科を新設した。本学科は令和 5(2023)年に食創造学科に改組された。定員は 80 人である。しかしながら、食創造の入学者も令和 5(2023)年度入試で 22 名、令和 6(2024)年度入試で 10 名と、定員を著しく下回っている。

最近の入学者の減少傾向は、18 歳人口の減少、競合校の乱立など色々な原因が考えられるが、令和 2(2020)年度の急減は、コロナ禍により対面実施のオープンキャンパス開催に制約があったことが主な理由と考えていた。従来本学では、高校訪問で進路指導教員に対し時間をかけて学修内容を説明し、進路教員のアドバイスによって受験を検討する高校生がオープンキャンパスに来るというスタイルを採ってきた。オープンキャンパスの場での教職員との対話を通じて受験を確信する生徒の割合が高い本学にとってコロナ禍の影響は大きかった。入学定員の充足のために次の改善策に取り組んでいる。そして、コロナ禍を脱した現在、オープンキャンパスの来場者数は回復傾向にあるが、入学者数の増大にはなかなか結び付かない現状がある。

(ア) 学生募集

①令和 5(2023)年度および令和 6(2024)年度は、栄養学部の教員が積極的に高校訪問及

び出張授業などを行い、学生確保活動に努めた。さらに、学院高等学校との連携を発展させ、継続的な入学者の確保を行っている。

- ②栄養学科では、早期の学生確保を目指し、令和 5(2023)年度入試から総合型入試にオープンキャンパス参加型を導入している。令和 6(2024)年度入試(令和 5 年度実施)では、予備審査を受け、出願許可通知書を受け取った受験生は 40 名で、そのうち 15 名(37.5%)が総合型入試(オープンキャンパス参加型：Ⅰ・Ⅱ)に出願した。また、予備審査の内容をより充実させるとともに、遠隔地に居住する受験生向けに、web での模擬授業体験ができるようにしている。令和 6(2024)年度入試は web での模擬授業体験申し込みがなかったが、令和 7(2025)年度入試では、web での模擬授業体験者数は 2 名(令和 6(2024)年 12 月 4 日時点)となっている。
- ③栄養学科では、令和 6(2024)年度入学生から、新コース「美と栄養コース」を含む 5 コースを実施している。コースの入門の位置づけとして、1・2 年次対象の「現代栄養学入門」を新たに開講し、学びに連続性をもたせている。これら新コースの内容をオープンキャンパスや高校訪問において紹介することで、入学者の増加を図っている。
- ④令和 5(2023)年度入試より食創造学科では、総合型入試にオープンキャンパス参加型を導入している。令和 6(2024)年度オープンキャンパスでは、学科コンセプトである「ほんものとの出会い」を体験できる様々なイベントをアクティベーションプロデューサーに就任された山川博史氏のプロデュースを受け実施した。食創造学科では、ほとんどの入学生が総合型入試、学校推薦(指定校)であることから面接対策と自己推薦書の書き方に関する講座も開催し、総合型入試へ繋がる予備審査への参加を促した。参加した 3 年生総数は 82 名であり、リピートを考慮した実質参加者は 30 名であった。そのうち予備審査合格者は 26 名であった。総合型入試受験者は 7 名、学校推薦型入試受験者は 4 名であった(12 月 2 日時点)。

(イ) 学生支援

令和 5(2023)年度の管理栄養士国家試験には、希望者 38 人全員が受験し、合格率は 47.4%と令和 4(2022)年度の 63.8%を下回る結果となった。令和 6(2024)年度は、国家試験対策の強化を行い、下記の学生に合わせた取組みを行っている。

- ①管理栄養士国家試験の受験に備え、低年次から学修習慣及び系統だった知識体系を身に付けることを目的に「国家試験対策室」を設置している。国家試験対策室は国家試験に関する情報拠点として国家試験に関する参考書やプリント、パソコン等機器を配置し、1~4 年次に取組む科目別の課題が一目でわかるスケジュールを掲示している。年度初めに学年ごとに国家試験対策メニューを配布し、学修の道すじを示している。さらに、学生のモチベーションを高める目的で、学修の進み具合を可視化できるスタンプカードを全学生分作成した。
- ②国家試験対策室には、専任教員が交代で在室し、学修上の不明点や不安など国家試験に関する相談対応、わからない問題の解説などを行っている。また、弱点補強対策の補習授業を定期的に行い、国家試験対策を強化している。
- ③1 年次の早い時期から国家試験問題の参考書を用いた学修を促し、科目テキストを用いた学修に加え、国家試験問題の形式を確認することで授業内容と国家試験の関連性を知り、試験勉強への動機付けと習慣化につなげられると考える。2、3 年次では、国

家試験問題の全科目が1つの書物になった参考書を用いることで、全科目を関連させて学修している。

- ④各科目の授業課題を国家試験対策室で配布し、学生たちが国家試験対策室の利用を習慣化するよう促している。
- ⑤国家試験対策の学修効率を上げるため、過去問をeラーニング（管理栄養士用）で学修する仕組みを整えている。
- ⑥週に1度、練習問題を含む国家試験に関する情報を教員がLINEで発信している。
- ⑦管理栄養士国家試験の受験に備え、3年次に栄養士実力認定試験の受験を促し、その対策としてeラーニング（栄養士用）で学修する体制を整えている。令和5(2023)年度は、3年生全員が受験し、得点率60%以上のA認定の学生は15.8%だった。引き続き、受験者の全員がA認定を取得できるように取り組んでいる。
- ⑧4年次は、少人数ゼミ形式で、各学生の苦手な領域を徹底的に指導する教育支援体制を整えている。

(ウ) 学生教育

多職種連携教育(IPE)を授業科目に組み入れている。市内の公立看護専門学校や公立小学校と連携し、多職種間で共有できる知識や技術の習得を行っている。

【資料3-1-55】2024ファクトブック02-2 入学試験実施状況及びその推移

【資料3-1-56】栄養学部入試委員長吉田先生からの情報

【資料3-1-57】栄養学科の新しい取り組み

【資料3-1-58】2024ファクトブック05-1 管理栄養士国家試験合格者数・合格率の推移（新卒者）

【資料3-1-59】R6年度国試対策課題プログラム年間スケジュール

【資料3-1-60】1年生用国試対策室メニューの紹介

【資料3-1-61】2年次【R6】学力強化（国家試験対策室メニュー）2年生202402学力強化委員会資料

【資料3-1-62】3年次【R6提示用】学力強化（国家試験対策室メニュー）3年生2024.0402学力強化委員会

【資料3-1-63】4年次令和6年度オリエンテーション資料・受講の手引き（学生用）0902修正版

【資料3-1-64】スタンプカードについて

【資料3-1-65】送付用【R6 04.08～】対策室担当表

【資料3-1-66】R5年度_国試対策室の利用状況に関する報告書

【資料3-1-67】【R6 4、5月】国試対策室の利用状況に関する報告書

【資料3-1-68】栄養士実力認定試験結果2023年12月10日実施

【資料3-1-69】eラーニングシステム

【資料3-1-70】令和7(2025)年度入試学生募集要項

【資料3-1-71】栄養士実力認定試験結果2023年12月10日実施

【基準3-1の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

上述の基準3-1で記載してきた通り、新しい取り組みも含め、様々なことを実施しているが、すぐに成果が表れない取り組みもあり厳しい状況が続いている。抜本的な改革として、令和7(2025)年度入学生より栄養学部栄養学科の入学定員を60名に削減した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書では、大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍、栄養学部栄養学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、収容定員充足に向けた一層の改善が必要であると指摘されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の喫緊の課題は、栄養学部の収容定員充足率を高めることである。学修成果を端的に表す就職状況や、学生が目標に向かっていきいきと学ぶ姿を、高校生、保護者、高校教員、地域等に対してさらに分かりやすく紹介していくため、ホームページや SNS を活用し、高校訪問、オープンキャンパス等のイベントを通じて広く、効果的に伝える仕組みを構築していく。Instagram の発信は平成 29(2017)年度から始めているが、本格的運用は令和 6(2024)年度からである。Line についても令和 6(2024)年 3 月から本格スタートし、友だち登録者に情報発信し、オープンキャンパスの 2 回目来場者からハーゲンダッツサービス等に利用した。

栄養学部の令和 5(2023)年度入試(令和 4(2022)年度実施)では、総合型選抜入試の実施方法として、オープンキャンパス参加型を導入した。今後も体験授業の内容の見直しを行いながら、継続していく。

栄養学部では、令和 5(2023)年 4 月にフードデザイン学科を募集停止し、新たに食創造学科を新設した。これまで以上に多様な学生を受け入れる道筋を設け、高校訪問、高校ガイダンス、オープンキャンパス等で食創造学科をアピールした。栄養学科では、令和 6(2024)年度入学生から現行の 4 コースに「美と栄養コース」を加え、多様な個人の自己実現に応じられる管理栄養士を養成する「場」を提供することとした。

心理学部では、ここ数年、定員充足率が減少している。これに対応するためカリキュラムを再検討し、令和 6(2024)年度入学生から「現代メディア心理学領域」を加え、これまでの 5 領域から 6 領域とした。現代的なテーマを守備範囲とすることで受験生にアピールすることを目指している。今後は新領域について、授業等でどのような活動が行われているのかをコンスタントに周知していく。また、心理学部と心理学研究科では、20 年以上にわたり臨床心理士を養成し、公認心理師カリキュラムにも対応していることから、この点を学部の強みとして、より積極的にアピールしていく。さらに、ビジネス心理学の外部講師による特別講義のような特色のある授業を、より積極的に周知する。

認証評価実地調査で、「留学生・社会人・特待生・地方の生徒等の募集強化」を指摘されたことに対応し、地方の高校からの募集に関し、令和 6(2024)年度は、11 月までで、香川・徳島・鳥取・島根・岡山中部・滋賀・京都北部・沖縄等、延べ約 120 校を訪問し令和 5(2023)年度の約 60 校訪問と比べて、倍増の力を注入した。また、社会人対応として、プラチナ(シニア)世代への広報を活発化させた。プラチナ世代受け入れのため、心理学部や食創造学科だけでなく、令和 7(2025)年度入試から栄養学科も特典制度を取り入れることにした。プラチナ世代勧誘のためのリーフレットを作成し、各民館や市内の色々な場所に設置し、源氏物語絵巻のイベント会場や本学で開催された令和 6(2024)年 10 月 26 日土井善晴先生の特別講義(日本食文化の楽しみ方)に来場した市民にも配布を行った。また、シニア世代のチラシ A4 版を作成し、新聞折り込みとして宝塚市全域に主要 5 紙に 9 月末の朝刊として 3 万 5 千枚、一部、甲東園のエリアにて 500 部ほど配布を行った。

また、NHK ドラマガイドに本学の広告を出した。10 月から NHK 朝の連続ドラマ「おむすび」は、主人公（橋本環奈さん）が幼少期は神戸で過ごし、震災後に福岡へ移り住み栄養士になるストーリーであり、栄養士・管理栄養士が注目される可能性があるからである。高校訪問や、ガイダンスなどでこのドラマガイドについても言及し、しっかり活用していきたい、募集活動へつなげていきたい。

【資料 3-1-72】美と栄養コース（栄養学部栄養学科）チラシ

【資料 3-1-73】現代メディア心理学領域（心理学部）チラシ

【資料 3-1-74】プラチナ世代パンフレット

【資料 3-1-75】プラチナ世代チラシ A4

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 学部における学修支援について

栄養学部・心理学部とも、教務委員会、担任教員、事務担当部署が連携し、成績関連資料を作成するとともに、出席状況の情報を共有化するなど、協働して学修支援を行っている。

オリエンテーションでは、教員と事務担当部署が連携し、学修及び学生生活全般に係る注意事項やルールについて検討し、学生に対する説明を分担協力して行っている。

学生への学修支援に関するさまざまなアンケート調査についても、事務担当部署及び教員の協働で実施結果の集計や分析を行っている。また、管理栄養士国家試験、栄養士実力認定試験、フードスペシャリスト資格認定試験対策の演習問題は、学部の教員、担当助手と情報処理課の連携により、毎年内容を更新し学生に提供している。

キャリア形成支援について、1 年次対象の「学生生活入門Ⅰ」、2 年次対象の「キャリアデザインⅠ」、3 年次対象の「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」を開講している。「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」の授業では、教員とキャリアサポートセンター事務室が連携し、社会的、職業的に自立するために基礎知識、態度、職業観を身に付け、さらに社会人として必要な人間関係形成能力や社会形成能力を高めるためにコミュニケーション力やチームワーク力、リーダーシップ能力を身に付けることを目的とした教育を行っている。

学修支援体制に対する学生の評価を把握するために、学生への授業評価アンケート、教員による公開授業評価及び学生生活実態調査を実施している。授業評価アンケートについては、平成 27(2015)年度からは前期と後期の各中間にあたる時期に実施している。アンケート結果を速やかに集計し、授業担当教員に提供することで、授業期間途中からでも、教

育方法等の改善ができるようにしている。教員による公開授業評価では、教員が相互に授業を評価する方法によって授業の改善に役立てている。また、令和 5(2023)年の学生生活実態調査の結果によれば、大学の授業について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した学生が 71%、「どちらかといえば満足していない」、「満足していない」と回答した学生が 4%であった。

【資料 3-2-1】オリエンテーションのしおり（令和 6 年度新入生用）

【資料 3-2-2】e ラーニングシステム（画面一例）

【資料 3-2-3】「学生生活入門Ⅰ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-4】「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」シラバス

【資料 3-2-5】令和 5(2023)年度学生生活に関する実態調査結果報告

（ア）栄養学部

栄養学部では、令和 4(2022)年度より入学前教育の内容を刷新し、学科ごとに独自の内容で実施している。栄養学科では、管理栄養士又は栄養士を目指す学生への学びの動機付けや入学後に必要となる基礎学力の補習・向上を目指した内容となっており、食創造学科では、フードビジネスに興味をもつ学生への学びの動機付けや、入学後の学修への導入を目指した内容となっている。

クラス担任や研究室の指導教員は、学生個人ごとの成績状況を把握しており、成績不振学生に対して、担当教員が個別に相談指導することによって学修支援を行っている。学生との個別面談では、担任教員とともに栄養学部長、学科主任が加わることで、学修面における個別の課題点を教員間で共有できるようにしている。また、面談内容を面談シートに記録し、保存するようにしている。

卒業必修科目の評価点数（GPA）を基準とした選考基準対象の成績優秀な学生に対して、次年度に甲子園大学奨学金を給付する措置を講じている。令和 6(2024)年度は栄養学部学生 1 名が第 2 種奨学金の支給を受けた。

令和 4(2022)年度の入学生から、1 年次配当の「基礎セミナーⅠ（栄養学科）」及び「基礎セミナー（食創造学科）」でポートフォリオの運用をしている。このうち、「学生生活に関する年間計画」では、学修や資格、部活・サークル等に係る年間計画と目標を設定し、学期ごとに自己評価を行う。「科目履修計画・評価」では、対象科目に係る学修目標や科目を通じて学ぶべきこと等について記入し、学期末に振り返りを行う。学生の記述に対し、担当教員は年度末にコメントを記入し、学生と共有する。「卒業までの目標」では 4 年間を通した学修目標と進捗状況について、「キャリアの記録」ではアルバイトやボランティア活動、その他の課外活動などについて記録し、学生のキャリア活動に活かせるようにしている。ポートフォリオは、Microsoft Teams 上で管理され、学年が進行しても新たな担任教員・指導教員に引き継がれ、共有される。

（a）栄養学科

栄養学科では 1 クラス 1 人（各学年 2 クラスのため計 2 人、1 年次は 1 人追加して計 3 人）の担任教員を配置している。1、2 年次配当の「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」では、各担任教員が学生の学生生活・学修支援を行うとともに、担任教員以外の複数の教員がオムニバス

形式で講義を受け持ち、将来の目標に向けた動機付けや学修の方向付けについてサポートしている。3・4年次では、担任教員に加えて、専門セミナーや卒業研究の指導を行う教員が支援にあたる。各教科担当の教員が、授業出欠状況や生活態度などについて毎月開催の学科会議において報告し、学科教員全員で情報を共有できるようにしている。また、講義を3回以上、実験・実習を1回以上欠席した学生には、各担任教員を通じて、個別で注意指導している。

（b）食創造学科

食創造学科は、担任制度とコミュニティの運営で学修支援及び学生生活支援を行っている。1年次は、2人の担任（主担任、副担任）が「基礎セミナー」にて、大学生活を送る上でのルールや図書館の利用方法などの学修方法について、通年で指導する。令和5(2023)年度の食創造学科の学生は1期生であることから、先輩にあたる学生が存在しないため、入学時オリエンテーションだけでなく授業開始後においても科目内容や履修方法について丁寧に説明した。また、本学の学生として自立的に行動できるよう、地域や学院の歴史を知るための行事を含めた内容としている。「基礎セミナー」では、ポートフォリオの作成も行い、2年次以降も各学年の担任に引き継がれ、年度末や必要に応じて、面談を行っている。

食創造学科の人材養成の目的「食に関する課題解決ができる実践的人材」を目指すため、コミュニティを設定している。「コミュニティ」は、1年次前期から3年次後期にかけて、学生を少人数クラスに所属させ、自己理解を深めコミュニケーション力と主張力（アサーション力）を養うプログラムを実施する。「コミュニティⅠ・Ⅱ」では、将来像を見据えた上で、現在の自分を分析するためのアセスメントツールや、自分の意見を表現する発表やレポート等を課し、フィードバックを通じて、担当教員からの学修支援や学生生活支援を行う。令和6(2024)年度以降の2～3年次の「コミュニティⅢ～Ⅵ」においても、学年が上がるごとに明確になる将来像を「ありたい姿」と位置づけ、目標を実現していくよう指導を行った。

なお、フードデザイン学科においても、食創造学科と同様、学年ごとに担任（主担任、副担任）を決め、ポートフォリオを基に面談や相談の対応を行っている。

【資料3-2-6】令和6年度入学生を対象とした入学前教育の実施案（栄養学部栄養学科、食創造学科）

【資料3-2-7】甲子園大学奨学金給付規程

【資料3-2-8】令和6（2024）年度ポートフォリオ（栄養学部）様式

【資料3-2-9】令和6（2024）年度面談記録シート（栄養学部）様式

【資料3-2-10】食創造学科1回生教務オリエンテーション資料

【資料3-2-11】食創造学科1回生履修計画表の見方

【資料3-2-12】食創造学科1回生卒業に必要な単位数一覧

【資料3-2-13】食創造学科1回生履修チェック表

【資料3-2-14】学生説明用シラバス（ぶっちゃけシラバス 食創造学科の授業を知ろう）

【資料3-2-15】「基礎セミナー（食創造学科）」シラバス

【資料3-2-16】「コミュニティⅠ・Ⅱ（食創造学科）」シラバス

(イ) 心理学部

1 年次（前期「心理学基礎セミナー1」、後期「心理学基礎セミナー2」）及び2 年次（前期「心理学基礎セミナー3」、後期「心理学基礎セミナー4」）においては、学生 10 名以内に分かれ、それぞれに担当教員が配置され、学修支援及び学生生活支援を行う。1～2 年次は、半期ごとに担当教員は変わり、学年が変わるとセミナーの学生メンバー構成が変更されることになっている。3 年次以降は、卒業研究に向けて、11 名の心理学の専門教員に対して、4～6 名の学生の分属となり、3 年次（前期「心理学専門セミナー1」、「心理学専門セミナー2」）・4 年次（前期「心理学専門セミナー3」、後期「心理学専門セミナー4」）の2 年間継続して、指導教員が担当する。

以上のように、担当教員・指導教員が個別性を重視しながら学修支援及び学生生活支援を行っている。担当教員・指導教員は、半期に1 回個人面談を行っており、そこで詳細な学修状況を把握することになる。授業や面談等で得られた学生情報については、毎月開催の教員協議会で共有される。特に、教育に特別な配慮が必要な学生についてその対応を議論している。また、担当教員・指導教員単独では対応できない事例の場合は、学部長をはじめ複数の教員によって対応を行っている。

入学前の学修支援として、入学予定者に、入学の約3 か月前に心理学の入門書を送付し、内容を要約する課題を課している。入学後、「心理学基礎セミナー1」で課題を提出させるとともに、内容について授業で取り上げている。これは、心理学についての準備学習として、大学での心理学教育に円滑に繋げる意図がある。

学生の学修や学生生活に関するポートフォリオを導入している。このうち「年間計画と振り返り」においては、学生が年間の目標や学修計画を記録し、半期ごとに振り返りを行う。年度末に担当教員・指導教員がコメントを記入し、学生と記録を共有する。ポートフォリオ「授業科目の学び」においては、半期ごとに1 つの授業を取り上げ、目標や学修計画を記入し、学期末に振り返りを行う。その後、担当教員・指導教員がコメントを記入し、学生と記録を共有することになっている。1 年次では、前期「心理学基礎実験実習1（心理学実験1）」、後期「心理学基礎実験実習2（心理学実験2）」が対象科目となっている。2 年次では学生ごとに学期の前後はあるが、前期あるいは後期の「心理学研究調査法（心理学研究法1）」、「心理学研究実験法（心理学研究法2）」が対象科目となっている。3 年次では、前期「心理学専門セミナー1」、後期「心理学専門セミナー2」が対象科目となっている。4 年次では、前期「心理学専門セミナー3」、後期「心理学専門セミナー4」が対象科目となっている。「キャリアの記録」では、「奨学金・経済的援助」「免許・資格・検定」「実習」「インターンシップ」「アルバイト」「ボランティア活動」「課外活動」が適宜記録される。担当教員・指導教員が個人面談を行う際に学生の活動を記録する。

【資料 3-2-17】令和 6(2024)年度 心理学部 3 回生「心理学専門セミナー1・2」分属表

【資料 3-2-18】心理学部ポートフォリオ 書式

【資料 3-2-19】年間計画と振り返り 2024 年度入学生用（心理学部ポートフォリオ）書式

イ 大学院における学修支援について

(ア) 大学院栄養学研究科

栄養学研究科では、大学院研究科委員会において、大学院担当教員の各担当科目の授業

が適正かつ有意義に実施されているか、国内外で通用する栄養学関連の質の高い専門技術者・研究者を育成する教育内容として相応しいものかを検討している。大学院研究科委員会は毎月開催され、学生の学修状況の把握、大学院教育の改善に向けた話し合いの場として機能している。1人の教員が指導する大学院生は各学年2人までとし、すべての大学院担当教員は、自分の研究概要について大学院生に講義を行い、大学院生が、興味のある研究について個々の教員に自由に質問をしたり指導を受けたりすることができるようにしている。令和6(2024)年度は、2人の社会人大学院生と1人の外国人大学院生が在籍しており、指導教員は個々の大学院生に対して相談に乗りながら、研究の進捗状況を把握し指導を行っている。大学院生室において各大学院生に専用の机、専用のパソコンやロッカーが割り当てられ、適切な学修環境のもとに研究を行うことができるように配慮している。

(イ) 大学院心理学研究科

心理学研究科、特に臨床心理学コースでは公認心理師や臨床心理士を目指す学生の養成が中心となるため、大学院生の学修状況に細心の注意を払っている。基本的には各学年1～2人のゼミ単位で学修支援を行い、授業の修得状況や修士論文の進行状況、心理臨床の実習で生じる困難等について個別かつ詳細に把握するよう努めている。

【資料3-2-20】大学院研究科委員会規程

以上のことから、「教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」は達成している。

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 障がいのある学生等への対応

令和6(2024)年4月1日より、障害者差別解消法における合理的配慮が私立学校においても義務化されたことを受け、本学では令和6(2024)年度より、「合理的配慮に関する修学支援室」を設置。専任の修学支援コーディネーターを置き、週に1日開室している。入学時オリエンテーションにおいて全学生に対して周知を行っている。令和6(2024)年度(12月まで)、修学支援室を利用した学生及び合理的配慮を実施している学生が複数名いる。

障がいのある学生や教育に特別な配慮を必要とする学生に対する支援を充実するため、教員、学生課、保健管理センター、学生生活相談室、合理的配慮に関する修学支援室の間で、情報共有及び連携した対応ができるように心がけている。

イ オフィスアワー制度の実施

学生の授業内容に関する質問や相談について応じるため、また、学生と教員間のコミュニケーションを充実させるため、専任教員は授業以外の時間帯で週1回・90分以上、非常勤講師は授業終了後にオフィスアワーを設けることとしている。専任教員のオフィスアワーの時間帯は、各個人研究室ドアに掲示し学生に周知している。

ウ TAの活用

大学院生によるティーチング・アシスタント制度を設けているが、令和6(2024)年度においてティーチング・アシスタントは採用していない。これは、本学の大学院生は研究・実習等に取り組みながら、ティーチング・アシスタントを務める余裕がないためである。本

学では、助手（令和 6(2024)年度は 8 名）が、栄養学部学生に対するチュータリングや実験・演習等の教育業務に従事している。栄養学部学生にしてみると身近でサポートしてくれる先輩でもあり、信頼を置きやすい関係となる。栄養学部の助手は、令和 4(2023)年度から栄養学部事務室に常駐して学生が気軽に訪れやすい環境を整えている。

エ 中途退学、休学及び留年等への対応策

問題を抱える学生に対して、主として担任教員及びゼミ担当教員が個別に面談し、退学、休学、留年へと至らないよう学生を指導するための相談を随時行っている。また、教員間で学生情報の共有を行うとともに、学生課、保健管理センター、学生生活相談室等が連携して対応している。令和 5 (2023) 年 3 月から、学生生活相談室の開室を週 2 回と増やし、学生の相談に対応しやすくした。

栄養学部では、学生との個別面談を実施する際には、担任教員とともに栄養学部長・学科主任が加わることによって、学修面における個別の問題点を教員間で共有できる体制をとっている。心理学部では、学生との個別面談の際、必要に応じて心理学部長や臨床心理系の教員が同席し、特に心理的な困難を抱える学生の問題を正確に把握できるようにしている。直接授業に関わらない者が相談に対応することが望ましい場合は、学生生活相談室を紹介して連携して支援を行っている。

初年次の学生のうち、大学の授業内容を理解するための基礎学力を補うことが望ましい学生に対しては、共通教育推進センターが開講する正課外授業の「数理基礎」及び「国語力向上」講座の受講を勧めている。また、正課授業として「数学の基礎」及び「日本語表現」を開講しており、基礎学力の不足を補うための学修支援を行っている。

オ 資格取得等に向けた学修支援

共通教育推進センターでは、正課外の授業として、就職・資格検定試験対策や教養を身に付けるための「ステップアップ講座」を開講している。学習編、教養編、資格編、就職編の 4 つの分野があり、一年に約 20 の講座を開講し、入学後の学修支援から卒業後の就職に向けた支援まで幅広い学びの機会を提供している。また、授業外の活動として、共通教育推進センターが実施する「ノート・レポート大賞」と図書館が実施する「図書館 POP 大賞」といった、学修を促進するイベントが毎年実施されている。

栄養学部では、栄養学科学生の管理栄養士国家試験対策として、正課科目の開講に加え、試験演習問題を自習用に e ラーニングシステム上で運用している。

心理学部及び心理学研究科では、公認心理師試験受験資格を取得するための科目及び臨床心理士受験資格を取得するための科目を展開している。

カ 学修環境の整備

グループ学修やレポート作成など様々な学修活動を可能にするアクティブ・ラーニングの場として、7 号館 2 階にラーニング・コモンズ（時習館）を設置している。また、1 号館 1 階に学生ホール・談話室、3 号館に第 1 学生ホール、6 号館に第 2 学生ホールを設置している。学修に必要な情報処理環境として、1 号館 2 階 120 室、3 号館 2 階 321 室、322 室のパソコンルームを、授業のない空き時間でのオープン利用を可としている。情報処理課の貸出用パソコンを利用できる。

学内の通信環境については、教室や図書館等主要な箇所に Wi-Fi 電波が届くよう整備している。各教室に設置されているパソコンやプロジェクターなどの端末をオンライン授業

と対面授業を同時に開催できるハイフレックス型授業態様にするなど、柔軟に対応し、学修環境が整備された。

10号館は、HACCPに対応したクリーン区域を有し、また、高速液体クロマトグラフ、高速遠心分離器、血液分析機、顕微鏡、分光分析器など、企業や専門機関に準ずる高度な実験器具を整備している。

大学院心理学研究科の大学院生の学内実習の場として「発達・臨床心理センター」を7号館に開設している。一般の市民を受け入れ、発達に関わる相談を中心に、カウンセリングやプレイセラピー、アートセラピーなどを行っている。

【資料 3-2-21】「合理的配慮に関する修学支援室」リーフレット

【資料 3-2-22】2024年度オフィスアワーについて(通知)

【資料 3-2-23】甲子園大学ティーチング・アシスタント実施規程

【資料 3-2-24】甲子園大学ティーチング・アシスタント実施細則

【資料 3-2-25】2024(令和6)年度学生便覧

【資料 3-2-26】共通教育推進センターガイダンス資料

【資料 3-2-27】「ステップアップ講座」へのお誘い

【資料 3-2-28】ラーニングコモンズ『時習館』規程

【資料 3-2-29】甲子園大学発達・臨床心理センター規程

以上のことから、「TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実」は達成している。

【基準 3-2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「合理的配慮に関する修学支援室」開設によって、障がいのある学生や教育に特別な配慮を必要とする学生に対する教職員の理解が高まり、支援について全学的な体制ができあがったことが学修支援の成果の一つである。今後は、FD・SD研修会のテーマに合理的配慮をとりあげることで、教職員のさらなる理解と協力を得られるようにする予定である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度認証評価の、大学のみで通知する事項において、TA活用の促進が望まれるという参考意見があった。現状において、本学の大学院生がTAを務める余裕がないため、令和6(2024)年度においてもTAを採用していない。今後はTA活用の促進へ向けて、どのような学生の、どのような形でのTA採用が望ましいかという議論の場を設けることを検討していく予定である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修支援にあたっては、学生の個別事情に配慮することが必要であるが、学生の学修状況や合理的配慮に関して、学生の保護者の理解と協力も必要であることが明らかとなった。今後は、合理的配慮に関して、保護者に対しても周知を行っていくことを検討中である。

令和5(2023)年度に引き続き、ポートフォリオにおける4年間の記録をさらに有効活用していくための方針を議論しつつ、記録をどのように学生と共有するかの検討を今後も行

い続けていく。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア キャリア教育のための支援体制

キャリア教育は、キャリアサポートセンター委員会とキャリアサポートセンター事務室が協働で実施している。キャリア教育のための正規科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」を開講し、本学教員に加え、外部講師、卒業生や上級生が参画している。また、就業体験として現代応用心理学科では、正規科目として「仕事体験」を実施している。

(ア) キャリア支援教育（2年次～3年次）

2年次開講の「キャリアデザインⅠ」（選択科目）は、社会で働く人の話を聞き、自分のこれまでの「就職観・職業観」を内省し、なぜ就職するのか（何のために働くのか）、働く上で何に価値を置くのかなどについて考え、自身の「就職意識」を確認し、「就職意欲」を高める内容である。3年次には、社会人として必要とされる基礎力を養う「社会人基礎力」と就職活動の具体的スキルを高める「キャリアデザインⅡ」と「キャリアデザインⅢ」を選択科目として開講している。これらの科目は、自己分析やインターネットからの情報収集の仕方等を学び、また各業界の企業担当者や就職情報関連業者の担当者から話を聞く実践的な内容で開講している。

(イ) 仕事体験（3年次）

「仕事体験」は、就業体験により、社会意識、職業意識を高めるという教育目的のほか、ナビサイトを通じ募集する企業に自ら応募し、就業研修を受けることで企業等の経営と職務の一端を理解し、将来の職業選択に資する目的でフードデザイン学科及び現代応用心理学科の3年次に開講している。

令和4(2022)年6月13日に、一部改正された文部科学省等三省の「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組みの推進に当たっての基本的考え方」において、「学生のキャリア形成支援に係る産学協同の取組み」が四類型に整理されたことに基づき、令和5(2023)年度に「インターンシップ」から「仕事体験」に名称変更した。

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

(ア) 委員会

学生のキャリア形成支援教育及び就職支援のため、キャリアサポートセンター委員会を設置している。全学及び各学部委員会を設置し、全学委員会は年に5回以上、各学部の委員会は隔月に開催している。

(イ) キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは1号館2階にあり、センター事務室にはキャリアコンサルタントの有資格者職員が在籍し、学生のキャリア支援や就職支援にあたっている。同センターでは、在学時の学生だけでなく卒業時に就職先未内定の者や卒業生にも相談・助言など就職支援ができるよう運営している。

3年次全員を対象に個人面談を実施し、希望進路や就職に関する考えなどを聴き取る登録面談を行っている。令和6(2024)年度は、登録面談を7月から行った。相談・助言では、自己分析から進路の方向性について個別の面談で対応している。エントリーシートの書き方、自己PR、志望動機等の添削、模擬面接による練習を行うなど、各学生に必要なサポートを行っている。また、求人の紹介や、企業の人事担当者との面談の機会をつくるなどの支援を行っている。説明会や選考が学内で受けられるようセンター内に専用スペースを設けている。

ウ 就職状況 について

<令和5(2023)年度就職状況>

	栄養学部栄養学科			栄養学部フードデザイン学科			心理学部現代応用心理学科			合 計		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	総合計
学 生 数	12	27	39	12	9	21	24	26	50	48	62	110
就職希望者数	12	26	38	10	7	17	18	21	39	40	54	94
就職希望率	100%	96%	97%	83%	78%	81%	75%	81%	78%	83%	87%	85%
内 定 者 数	12	24	36	10	6	16	18	20	38	40	50	90
未 定 者 数	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	4	4
就職率(内定/学生数)	100.0%	88.9%	92.3%	83.3%	66.7%	76.2%	75.0%	76.9%	76.0%	83.3%	80.6%	81.8%
内定率(内定/就職希望生)	100.0%	92.3%	94.7%	100.0%	85.7%	94.1%	100.0%	95.2%	97.4%	100.0%	92.6%	95.7%

全学部では、上記表のとおり、令和5(2023)年度の卒業生は110人で、うち就職希望者は94人、就職内定者は90人であった。よって、全学部では就職希望者に対する内定者の割合(以下「内定率」という。)は95.7%であった。

以上のことから、「教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備」は達成している。

[基準3-3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

個別面談については、令和5(2023)年4月から令和6(2024)年3月の1年間で531件(進路の方向性383件、エントリーシートなど書類添削55件、模擬面接93件)を行った。専用スペースの利用は45件であった。企業148社の来学があり、令和6(2024)年3月卒業生に対する人事担当者の面談(個別説明会)は合計9回行った。うち2名が当該企業に内定し、採用された。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修成果の点検・評価においては、令和6(2024)年10月に卒業生に向けアンケートを実施した。アンケートの回答数を期待すべくホームカミングディの案内の出状に併せて、令和6(2024)年、平成28(2016)年、平成29(2017)年の卒業生455名に実施した。設問は「就業状況」、「大学で学んだ教育内容が今の仕事に役立っているか」、「役立っていることは具体的に何か」、また、「大学で学んでいたら良かったと思えること」について質問した。結果、48名10.5%の回答があり、回答のうち就業中の者は36名(75.0%)。学んだ

ことが役立ったと答えた者が 22 名 (45.8%)、役立っていないが 5 名 (10.4%)、わからないが 16 名 (33.3%)、無回答が 5 名 (10.4%) であった。また具体的な役立ったことについては 19 件、学んでいたら良かったと思えることは 16 件の回答があった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7 (2025) 年度は、「キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ」の運営、主に外部講師に依頼している費用に加えて近年の履修状況から授業の見直しを行い、費用ならびに各授業の改善を図っていく。「仕事体験」においても、より効果が上がるよう外部主催による合同説明会に参加させることで進路選択の一助になるよう改善を図る。また、年度当初のオリエンテーションを活用し、就職希望の学生にはキャリア関連の授業科目の履修をさらに強く働きかけていく。更に就職活動の早期化にも対応できるよう登録面談の開始時期を早めることで早期からの就職活動の支援を行う。

学修成果の点検・評価については、令和 7 (2025) 年度もホームカミングディの案内の出状に併せて卒業生に向けアンケートを実施し、学修成果の点検・評価の参考情報として実施していく。

【資料 3-3-1】キャリア支援に関する方針・計画(学生便覧 2023_PP19-20)

【資料 3-3-2】「キャリアデザインⅠ」シラバス

【資料 3-3-3】「キャリアデザインⅡ」シラバス

【資料 3-3-4】「キャリアデザインⅢ」シラバス

【資料 3-3-5】「仕事体験」シラバス

【資料 3-3-6】「仕事体験 (心理学部)」シラバス

【資料 3-3-7】甲子園大学キャリアサポートセンター規程

【資料 3-3-8】キャリアサポートセンター内オンライン専用スペース

【資料 3-3-9】キャリアサポートセンター委員会議事要旨

【資料 3-3-10】キャリアサポートセンター受付数

【資料 3-3-11】令和 5 年・令和 6 年 3 月卒業生人事担当者個別説明会

【資料 3-3-12】就職決定率の推移 (5 年間)

【資料 3-3-13】卒業生向けアンケート

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A 学務委員会は、学生サービス、学生の厚生補導全般について審議・調整を図ることを目的の一つとしている。

B 学生に対する経済的な支援の取組みとしては、次のものがある。

i 日本学生支援機構の奨学金 (貸与型)

推薦条件を満たす希望者全員に第一種（無利子）又は第二種（利子が付くタイプ）のいずれかが貸与されている。

ii 甲子園大学の授業料等の分割納付

保護者等の経済的負担を軽減するために、4 期に分けて学費年額の 4 分の 1 を分割納入できる制度を取っている。

iii 国の「高等教育の修学支援新制度」（高等教育の無償化）

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生は、授業料等の減免及び給付型奨学金が支給されている。

iv 甲子園大学メイプルキッチン学生食堂

学生が学生食堂で安価に食事をすることができるよう、運営業者に対して食堂施設の無償使用を認め、光熱水費を負担している。これによって学生に対して間接的な支援を行っている。

v スクールバスの運行

無料スクールバスを本学一宝塚駅間及び宝塚南口駅間で運行することで、本学へのアクセスを良くしている。

C 令和 6(2024)年度は、6 の体育クラブと 15 の文化クラブの登録があり、顧問・監督による指導支援、施設（グラウンド、体育館）の整備、物品の貸与を行うとともに、甲友会費より課外活動援助金を支出している。

毎年 11 月に開催している大学祭「紅葉祭」では、経費支援をはじめ、模擬店、ライブ、バザーなどの実施に係る助言・指導、行政機関への各種申請書提出及び地元自治会への協力依頼などの支援を行っている。令和 6(2024)年度は、約 1130 名の来場者があった。また、「紅葉祭」開催に合わせ、3 か年の卒業生を招待する「ホームカミング・デー」を実施した。

【資料 3-4-1】令和 6（2024）年度甲子園大学学務委員会構成

【資料 3-4-2】スクールバスの運行ダイヤ

【資料 3-4-3】令和 6（2024）年度甲子園大学クラブ・サークルの現況

【資料 3-4-4】甲有会費 課外活動援助金

【資料 3-4-5】甲友会_第 54 回・55 回・56 回甲子園大学紅葉祭（実施計画書、運営スケジュール、記録）

【資料 3-4-6】Home Coming Day 2022 について

D 健康相談については、保健管理センターを置き、常勤の医師 1 人（専任教員）及び常勤の看護師 1 人を配置し、学生の病気・けがなどの応急処置を行っている。毎年 4 月に健康診断を実施し、学生の健康状態の把握に努めている。保健管理センターの過去 5 年間の利用者数の推移を示した。特に令和 3（2021）年度から顕著に増加しているが、感染症関連の影響が考えられる。

＜保健管理センターの過去 5 年間の利用者数の推移＞

年度	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数(人)	395	795	1195	1515	456

心理的支援については、平成 22 年(2010)年 12 月に「学生生活相談室」を設置した。保健管理センターと学生課が窓口を務め、心理的課題を抱え、継続的なカウンセリングを希望する学生に対して、学生生活相談室の非常勤のカウンセラーが開室日時と場所を指定して相談に応じている。年度当初のオリエンテーション時に学生生活相談室の案内を学生に配布し、口頭でも説明を行っている。また「学生生活相談室だより」を毎月発行し周知を図っている。過去 5 年間の学生生活相談室の利用者数の推移を示した。令和 2 (2020) 年度はコロナ禍で登校停止期間があったこともあり減少しているが、その後は一貫して増加している。令和 5 (2023) 年 4 月から開室日を週 2 日に増やして学生のニーズに対応している。

＜学生生活相談室の過去 5 年間の利用件数＞

年度	2019	2020	2021	2022	2023
利用件数(人)	149	141	167	219	394

生活相談については、日常的には学生課が窓口になり学生の相談に応じるほか、保健管理センター、学務委員会委員、クラス担任、ゼミ担当教員が連携して対応している。ハラスメント防止については、6-1-②「環境保全、人権、安全への配慮」を参照してください。

【資料 3-4-7】2023 年度保健管理センター利用件数

【資料 3-4-8】学生生活相談室利用状況（令和 5 年度）

【資料 3-4-9】学生生活相談室の現状

【資料 3-4-10】学生生活相談室の相談申込予約割合

【資料 3-4-11】学生生活相談室案内メール

【資料 3-4-12】学生生活相談室チラシ 2024. 4 月

E 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の要望を幅広く汲み上げるため、全学部生・大学院生を対象に「学生生活に関する実態調査」を平成 25 年(2013)年度から毎年実施している。集計結果は学務委員会で分析した後、学部及び事務部署に伝達するとともに、対応策についての回答を求め、大学としての対応状況を学生ポータルで学生に示している。調査実施後の集計、学生へのフィードバックを迅速に実施するため、令和 4(2022)年度に調査項目について学務委員会で見直しを行っており、迅速に学生にフィードバックを行うことができています。各学部学科教員の協力のもと、調査用紙の回収方法を見直した結果、令和 4(2024)年度と比べて、回収率は大きく上昇し、より多くの学生の声を集約することができた。

甲友会などの学生団体やサークルから、会議や資料作成、資料保管等の専用スペースの設置要望があり、6 号館 2 階学生ホールの一角に共用打合せ場所を令和 5(2023)年度設置した。

【資料 3-4-13】令和 5(2023) 年度学生生活に関する実態調査結果報告

【資料 3-4-14】令和 4 年度学生実態調査みなさんからの要望について（改善、取組み状況）

【資料 3-4-15】学生用の共用打ち合わせ場所の設置について

〔基準 3-4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経済的支援、クラブサークル支援、健康相談・心理的支援などの学生に対する取り組みを実施しており、「学生生活に係る実態調査」により毎年意見・要望に対応を実施している。これらの取組みにより学生生活の安定のための支援は適切に行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

アンケート結果だけではなく、事務局窓口や教員との会話の中で聞かれる学生からの要望についても把握できるようにし、さらに学生サービスの充実に努めたい。学生からの要望は学務委員会で検討し、すぐに実現できるもの、検討を要するものといった仕分けを行い、すぐに実現できるものは速やかに実施するよう心がけていく。

体育会系クラブ・サークルの課題として、専門コーチがいないこと及び外部連盟に加入していないことが挙げられる。課外活動の活発化のために、学生が専門競技に打ち込める環境を如何に確保できるようにするか検討していきたい。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

ア 目的の達成に必要な校地・校舎と管理運営

本学の校地は 59,335 m²（設置基準上必要なのは 10,400 m²）、校舎は 24,735 m²（設置基準上必要なのは 11,073 m²）で、校地・校舎とも設置基準を十分に満たしている。

教育目的達成のため、講義室、演習室、実験室、学生自習室、情報処理演習施設、図書館、体育館などの施設を適切に整備するとともに、有効に活用している。

管理課及び情報処理課において、施設・設備、備品・用品、パソコン等の情報サービス設備の適切な維持・管理を行っている。施設・設備等の使用管理は、各課で行い、情報サービス設備については、情報処理課において運営・管理している。その他の施設（建築物）、給排水・電気設備、空調設備、昇降機設備などの日常的な維持管理は管理課が行っており、必要に応じて施設保全作業や、設備機器の維持修繕等（外部業者への工事委託も含む。）を行い、維持管理している。

管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設としての教育の質を確保するため、「管理栄養士学校指定規則」及び「栄養士法施行規則」（管理栄養士）、「栄養士法施行規則」（栄養士）

により、養成施設としての指定基準がそれぞれ定められている。栄養学部の実験実習施設は、指定基準に従った教育が行われるとともに、施設、機械、器具、標本、図書、学術雑誌などが整備されている。令和3（2021）年からは、国家試験対策室を整備し、学生は管理栄養士国家試験の情報収集、自主学修の場として活用している。令和4（2022）年に、授業はもちろん、学生サークルでの活動拠点、地域の方々との交流の場として、菜園実習場の整備を行い、活用している。

【資料3-5-1】校地・校舎等の施設及び設備

【資料3-5-2】校地・校舎等の面積

【資料3-5-3】講義室・演習室等の概要

イ 快適な学修環境の整備

学生生活のための施設・設備として、学生食堂（食堂に、菓子類・インスタント食品・文房具などの販売コーナーが併設されている。）、自習や憩いの場として活用できる3つの学生ホール（1号館、3号館、6号館）、談話コーナー（1号館）、展望ラウンジ（本館）及びラウンジ（7号館）を整備している。

7号館に電子黒板などのAV機器を備えたラーニングコモンズ「時習館」を設置し、グループ学修のための教育環境を整備している。さらに、雨天時にも利用できるガラス屋根のライトコート（2か所）には、自動販売機とベンチを設置し、屋外に憩いの空間を提供している。

スポーツ施設として、体育館、武道場（至誠館）、グラウンド、テニスコートを整備し、授業及びサークル活動で使用している。また、体育館には、トレーニングマシンを設置し、安全確保のため、利用講習を受けた学生が利用できる仕組みとしている。

【資料3-5-4】校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境＜キャンパス・運動施設等の概要＞

【資料3-5-5】ラーニングコモンズ『時習館』規程

【資料3-5-6】甲子園大学体育施設等の使用に関する規程

ウ ICT環境の整備

情報処理課が、教育面及び事務処理のIT化の支えとなっている。学内には約400台のパソコンがあり、このうち約170台が学生利用可能となっている。

学生は、入学時に各自のID、メールアドレスが付与され、教室、学生ホール、ラーニングコモンズ等に設置されたパソコンを使用することが可能で、情報処理教育の授業やその他の教科のレポート作成及び自習などに活用している。

令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけて、コロナ禍における学修機会の確保として、オンライン授業の実施に対応し、学内通信環境整備としてWi-Fiアクセスポイントの移動、追加による最適化を行った（計60個）。また、パソコンを所有していない学生に対しては貸出用パソコンの貸出し対応を行った。

令和3（2021）年には、オンライン授業環境の更なる充実として、すべての教室にハイフレックス型授業対応設備を導入し、対面授業と同じ授業をオンラインでも受講できるよ

うにし、柔軟な授業提供体制となった。

令和 4(2022)年は、Internet Explorer サポート終了に伴い、学内パソコンに Microsoft Edge のインストールを完了しインターネット環境の維持を行った。

令和 5 (2023) 年に新型コロナウイルス感染症対策の全国的な緩和の流れを受けて、オープン利用を中止していたパソコン室のオープン利用再開を行った。

令和 5(2023)年は、大学サーバ室にあるオンプレミスのサーバが OS のサポート終了を迎える(2023 年 10 月)ため、サーバ OS の更新作業を行った。

令和 6 (2024) 年度より、大学のセキュリティー強化と学生、教職員の利便性向上を目的とし、サーバ構成の見直し検討を行っている。また、令和 8 (2026) 年度に予定されている学内パソコンの入れ替えについても検討を開始した。

以上のことから、「校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営」は達成している。

3-5-② 図書館の有効活用

甲子園大学図書館（以下「図書館」という。）は、延べ面積約 1,200 m²、閲覧室に座席を 199 席有し、約 13 万冊を所蔵している。雑誌については、冊子体のほか 5 誌（洋書）の電子ジャーナルが学内のパソコンから利用できる。電子ジャーナルは、図書館のホームページから利用できるように設定されている。DVD 等の視聴覚に関する資料も所蔵し、適切に整備されている。館内にはパソコンが設置されており、Wi-Fi も利用できる。図書は日本十進分類法に沿って配架しているが、利用頻度の高い分野の図書は、「就職・資格関係」、「管理栄養士国家試験用図書」、「心理学コーナー」、「レポート参考書コーナー」、「新着図書コーナー」として別置している。蔵書の目録情報はすべてデータベース化し、学外からもインターネットを通じて検索することができる。また、甲子園短期大学図書館も同じシステムを使用し目録データを共有しているため、短期大学図書館の図書データも検索でき、本学図書館に取り寄せて利用することができる。両方の図書館に所蔵のない図書・文献は、他大学との相互協力を利用し、利用者の要望に応えている。新着図書案内は図書館外に設置し、図書館に入館せず新着図書の到着を知ることができる。時間外の返却箱は図書館前に設置し、利用者の利便性を高めている。学生への利用指導は、授業・ゼミ単位と個人単位でも随時受け付けており、蔵書検索から情報検索まで、必要に応じて対応している。図書館は、原則として平日及び土曜日（月 1 回）に開館しており、開館時間は、原則として平日は午前 8 時 45 分から午後 6 時まで、土曜日は午前 8 時 45 分から正午までである。図書館は本学の教職員及び学生ほか、一般市民など学外者にも開放している。

以上のことから、「図書館の有効活用」は達成している。

【資料 3-5-8】 図書館利用案内（ホームページ）

【資料 3-5-9】 甲子園大学図書館利用規程

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

学内の校舎等、主要な出入口部分について、車椅子用のスロープが整備されている。耐震改修工事に併せ、多目的トイレやエレベーターを 1 号館と 5 号館に整備した。エレベーター等が未整備の棟もあるが、スロープ等を活用することで、ほとんどの教室や多目的ト

イレに車椅子のまま行くことができる。連絡通路に屋根が設置されており、雨天時でも濡れずに校舎間を行き来することが可能である。

トイレについては、洋式化、非接触化など快適性向上のための改修を計画的に進めている。令和 4（2022）年度は 6 号館 2 階と 1 号館 1 階のトイレの改修、令和 5（2023）年度は本館トイレを改修し、多目的トイレを設置した。令和 6（2024）年度は 7 号館と体育館の洋式トイレの便座の交換を行った。

現在の本学の施設は、新耐震基準で建設されているもの又は耐震改修を行ったものであり、すべて耐震基準を満たしており、耐震化率は 100%となっている。

以上のことから、「施設・設備の安全性・利便性」は達成している。

【資料 3-5-10】大学施設のバリアフリー化状況一覧表

【資料 3-5-11】大学施設の耐震診断結果一覧表

【基準 3-5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み

トイレの改修を進めており、快適性が徐々に向上している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

施設の老朽化が進行しており、継続した学修環境を提供するためにも、計画的な修繕や整備を行う必要がある。また、バリアフリー化の取組みが遅れている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6（2024）年度に策定した中長期維持管理計画を基に、バリアフリー化や学生の多様性、また、「学生生活に関する実態調査」における施設・設備関係に関する意見・要望などに配慮するとともに、老朽化した施設の機能回復や向上について検討を行い、計画的に取り組んでいく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、建学の精神並びに学則及び大学院学則に定める各学科・研究科の目的に基づき、全学共通のディプロマ・ポリシー、各学部・学科のディプロマ・ポリシー、各研究科のディプロマ・ポリシーが策定されている。

ディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、本学の三つのポリシーとして、学生便覧、ホームページ及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップを学科ごとに策定し、大学ホームページに掲載している。これには授業科目のナンバリングが同時に示されており、学生が自らの学びの進行状況を理解できるようになっている。

科目成績評価のルーブリック（以下「ルーブリック」という。）は、全科目で作成され、各授業の第 1 回目に、学生に対して授業内容とともにルーブリックに関する説明が行われることになっている。

以上のことから、「教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知」は達成している。

【資料 4-1-1】三つのポリシー（2024（令和 6）年度学生便覧）

【資料 4-1-2】甲子園大学ホームページ・情報公開

【資料 4-1-3】専門科目ナンバリングとカリキュラムマップ（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）

【資料 4-1-4】ルーブリック例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学の単位認定基準その他認定基準については、各規程に基づき策定され、シラバスに明記されている。その内容については、学年始めのオリエンテーションや、各授業科目の担当教員が授業で説明することによって学生に周知している。

ア 単位認定基準

本学の単位認定基準は、学則第 15 条において「試験その他による成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の五段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする」と定め、「甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程」（以下「授業科目の履修・試験規程」という。）第 8 条において、「学則第 15 条に規定する成績の評価については、

100 点法により秀は 90 点以上、優は 80 点以上 90 点未満、良は 70 点以上 80 点未満、可は 60 点以上 70 点未満、不可は 60 点未満とする。」と定めている。

また、学則第 13 条において「授業科目を履修した者に対する単位修得の認定は、試験その他の審査により行う。」とし、授業科目の履修・試験規程第 7 条にて、「……学則第 13 条の規定による試験その他の審査に基づき、担当教員が行うものとする。ただし、2 人以上の教員が担当する授業科目のうち、担当教員ごとに単位修得又は履修の認定ができない授業科目については、各担当教員の合議によるものとする。」と定めている。

単位認定の基準となる試験については、授業科目の履修・試験規程第 5 条において「定期試験は、各授業科目の講義、演習、実習及び実技のそれぞれの授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ、受験することができない。」と定めている。

成績評価、単位認定の方法等単位認定基準について、各授業科目のシラバスに明記するほか、各授業の初回に、ルーブリックの内容を担当教員が説明することによって、履修学生に通知している。

なお、編入学生については、学則第 11 条の 5 第 1 項において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定め、同条第 3 項において「……修得したものとみなすことができる単位数は、……60 単位を超えないものとする。」と定めている。学部編入学生の既修得単位については、各学部教務委員会作成の資料に基づき、学部教員協議会及び教授会での承認を経て認定される。

イ 進級要件

（ア）栄養学部栄養学科

進級要件は設定していない。ただし、2 年次配当科目を履修するには指定された 23 科目中 12 科目以上、3 年次配当科目を履修するには指定された 47 科目中 36 科目以上の単位修得を必須としている。これらの履修要件については、学生便覧に記載した上で、学年始めの各学年のオリエンテーションにおいて、学生に周知している。

（イ）栄養学部食創造学科

進級要件は設定していない。ただし、必修科目である「コミュニティ」及び「プロジェクト実践」については、一定の制限を設けている。例えば、1～2 年次配当の「コミュニティⅠ～Ⅳ」の履修を終えてから 2 年次配当科目の「コミュニティⅤ及びⅥ」に分属とし、2 年次配当の「プロジェクト実践Ⅰ」の履修を終えてから「プロジェクト実践Ⅱ」に分属させるという制限である。

なお、フードデザイン学科では、2 年次から 3 年次へ進級するために、指定科目 41 科目中 26 科目以上の単位修得が必要である。

（ウ）心理学部現代応用心理学科

進級要件は特に設定していない。ただし、3 年次から実施する「心理学専門セミナー」の分属については、一定の制限を設けている。例えば、長期欠席の学生について、3 年次への進級はさせるが、「心理学専門セミナー」には分属させずに、2 年次配当科目の「心理学基礎セミナー」に分属させることで制限としている。

ウ 卒業、学位

学則第 31 条において「本学に 4 年……以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位数を修得した者については、当該学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。」と定めている。

卒業認定の必要要件については、「甲子園大学の授業科目等に関する規則」第 2 条別表第 1-1 から別表第 3-2 までによって、下記のとおり学科ごとに定められている。

学科	卒業要件	内訳
栄養学科	126 単位以上	総合教養科目 24 単位以上、専門科目 102 単位以上
食創造学科	124 単位以上	総合教養科目 24 単位以上、専門科目 94 単位以上 残りの 6 単位は、総合教養科目若しくは専門科目の修得又は 総合教養科目及び専門科目の修得による。
現代応用心理学科	124 単位以上	総合教養科目 30 単位以上、専門科目 94 単位以上

エ 大学院研究科における単位認定基準と学位授与要件

大学院の単位認定基準は、大学院学則第 29 条第 1 項において「単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告により行う。」、同条第 2 項において「前項の成績は、秀、優、良、可及び不可とし、可以上を合格とする。」と定めている。

なお、大学院学則第 30 条第 1 項において「教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協定に基づき、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。」、同条第 2 項において「前項の規定により履修した授業科目の単位は 10 単位を超えない範囲で、本学研究科で修得したものとみなすことができる。」と定めている。

博士前期課程の修了要件は、大学院学則第 31 条第 1 項において「…当該課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。」、同条第 2 項において「……研究科委員会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって、論文の審査に代えることができる。この場合、研究課題は当該課程における教育研究の内容に照らし、必要な学識及び能力について、所定の水準に達しているかどうかの評価できるものに限るものとする。」と定めている。

博士後期課程の修了要件は、大学院学則第 31 条第 3 項において「……当該課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めている。

課程修了の認定は、大学院学則第 32 条において「……研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。」と定め、学位の授与は、大学院学則第 33 条において「……本大学院の課程を修了した者に対して、学長は次の学位を授与する。」と定めている。

以上のことから、「ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知」は達成している。

【資料 4-1-5】シラバス例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）

【資料 4-1-6】甲子園大学学則

【資料 4-1-7】甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程

【資料 4-1-8】 甲子園大学の授業科目等に関する規則

【資料 4-1-9】 甲子園大学大学院学則

4-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(ア) 単位認定基準

単位認定については、単位認定基準に照らし、各授業担当者が、学期末試験、学修状況等を総合し、厳正な評定を行っている。なお、授業出席状況の評価は、受講学生の座席指定等によって適正に取り扱われており、また、特別欠席又は準特別欠席となった学生に対しては、規定に基づく補講等の実施により、教育の質保証及び適正な単位認定を行っている。

本学の定期試験は、各学期末に期間を定め実施している。試験期間内に実施されるすべての試験は、徹底して受験者の不正行為を排除し、その旨学生に周知している。

成績評価は、評価基準と評価方法をシラバスに明示するとともに、授業の初回にルーブリックを配布し説明することで、学生に周知している。

多様な観点を問うため、試験結果、レポートの完成度、授業参加態度等複数の評価方法を用いて評価することとしている。

(イ) 進級認定、卒業認定

進級要件については特に設定していない。ただし、各学科の履修登録に関する所定の基準に基づいて、学部教員協議会及び教授会において、履修登録要件等の認定を行っている。

卒業認定については、卒業要件に基づき学部教員協議会及び教授会の審議の上、学長が決定している。

(ウ) 編入学生の単位認定

編入学生の単位認定については、学部教務委員会にて、前在籍大学等の成績評価に基づき、本学の教育課程及び教育内容との整合性を審査して 60 単位を上限とする認定案を学部長に提出し、学部長は教授会の意見を聴いて認定する。

(エ) GPA

本学では、GPA (Grade Point Average ; 成績平均点) 制度を採用し、学生の学修状態を GPA の観点からも把握している。GPA は、学修指導だけでなく、日本学生支援機構の適格認定、甲子園大学奨学金の対象者推薦に用いられている。

栄養学部では卒業式総代の選定の参考として、心理学部では卒業式総代選定に加えて、公認心理師の授業科目「心理実習」「心理演習」における選抜基準の 1 つとして、また、3・4 年次「心理学専門セミナー1～4」への学生分属の参考として、GPA を用いている。

GPA を算出する際の対象科目は、下記のとおりである。

学科	対象科目
栄養学科	卒業必修科目である総合教養科目 10 科目と、専門科目 61 科目のうち総合演習 3 科目、臨地実習 4 科目、特別演習 1 科目、専門セミナー1 科目を除いた 52 科目を対象とし、合計 62 科目。
食創造学科	すべての科目
現代応用心理学科	すべての科目

(オ) 大学院研究科における単位認定

単位認定については、評価基準に照らし、各授業担当者により、学期末試験、学修状況などを総合して厳正な認定を行っている。

大学院研究科では、「甲子園大学大学院長期履修学生規程」に則り、職業を有している者や、家事、育児、介護などで標準修業年限内での修学が困難な者を対象に、長期履修を認めている。長期履修期間は、博士前期課程においては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内とし、1学年当たりの履修登録単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては8単位を限度とすると定めている。

大学院研究科の論文審査及び最終試験について、栄養学研究科では、事前に主査・副査を中心とした大学院研究科委員によって予備審査が行われ、研究内容について評価者の疑問を可能な限り解消したうえで最終試験を実施している。令和4(2022)年度に、栄養学研究科委員会では、より厳正に学位審査を行うため、学位論文に係る評価基準の改訂を行い、大学ホームページで公開した。

心理学研究科では、修士論文及び博士論文の最終試験（口頭試問）を公聴会として公開している。また、論文要旨と教育達成状況を勘案して最終的に研究科委員会の判定会議において厳正に審査される。学位論文の評価基準は、大学ホームページで公開している。課程修了に必要な必修科目や選択科目における授業計画及び成績評価基準は、すべてシラバスに明示しており、適切な履修指導を行い、単位認定基準の周知を図っている。

心理学研究科博士前期課程の臨床心理学コースにおいては、公認心理師法に則り、「甲子園大学大学院公認心理師試験受験資格に係る細則」を定め、公認心理師試験受験資格を取得するための科目を置いている。「心理実践実習」を含め、一貫した専門教育のうえ、厳正な評価と単位認定を行っている。「心理実践実習」の単位認定については、指導教員による成績評価基準による評価に加えて、公認心理師法に定められた達成基準に則った評価判定を各実習施設の実習指導者が厳正に行っており、それらを総合した単位認定を行っている。また、日本臨床心理士資格認定協会の規定に基づき、臨床心理士受験資格を取得するための科目も置き、その単位認定基準に沿った厳正な評価と単位認定を行っている。

以上のことから、「単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用」は達成している。

【資料 4-1-10】評価基準例（シラバス引用）

【資料 4-1-11】令和5・6年度定期試験時間割（裏面受験心得）

【資料 4-1-12】甲子園大学における GPA について

【資料 4-1-13】GPA 活用例（総代候補者の選定）

【資料 4-1-14】GPA 活用例（公認心理師科目選抜基準）

【資料 4-1-15】甲子園大学大学院長期履修学生規程

【資料 4-1-16】学位論文に係る評価基準（栄養学研究科、心理学研究科）

【資料 4-1-17】甲子園大学大学院公認心理師試験受験資格に係る細則

[基準 4-1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学としてのディプロマ・ポリシーの「身につけた幅広い教養と修得した専門的知識や技術をもって社会に貢献しようとする強い意志と自ら行動できる力を有していること」にしたがって、甲子園大学奨学金の採用基準としていることが特色ある取組みである。甲子園大学奨学金の対象者推薦に GPA という成績の規準が用いられているのは前述した通りである。甲子園大学奨学金の採用においては、成績だけでは不十分であり、「大学への貢献度」が必要である。「大学への貢献度」については、ディプロマ・ポリシーにしたがって、社会貢献や自らの意思で取組んだ活動を評価の対象としている。

【資料 4-1-18】甲子園大学奨学金制度 運用申し合わせ

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度大学機関別認証評価の实地調査において、委員の方から書面質問で「シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性が明記されていない」点について指摘を受けた。これに対して、本学は「シラバスに学生の履修に資する表記について検討していきたい」と回答した。シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を明記することについては、どのような明記のしかたが学生の履修に資するのかを引き続き検討している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年度自己点検評価書において、「ディプロマ・ポリシーの不断の見直しを行うことで、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーへの反映に結び付けていきたい。」と記した。引き続き、学生自身の成長・変化を自ら客観的に評価・把握できるよう、三つのポリシーについては見直しをやり続けている。

また「シラバスの内容及び書式について、第三者チェックの厳格化などを通じ、ポリシーをさらに浸透させる。」とある。これについては、FD 研修会のテーマとするなどで、ポリシーの浸透をさらに徹底させていく予定である。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目標やディプロマ・ポリシーの達成に必要な教育課程の編成や授業科目の内容及び教育方法について基本的な考え方を示すため、大学のカリキュラム・ポリシーが策定されている。カリキュラム・ポリシーは、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとともに、本学の三つのポリシーとして、学生便覧、ホームページ及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。カリキュラム・ポリシーについては、学部長を通して専任の教職員に対して周知を行っている。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーの策定と周知」は達成している。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーに「身につけた幅広い教養と修得した専門的知識や技術をもって社会に貢献しようとする強い意志と自ら行動できる力を有していること」とあり、これに基づき、本学のカリキュラム・ポリシーは策定されている。そこでは、幅広い教養を身に付けるために両学部に通の科目を設けること、総合教養科目と専門科目との連携を密にすることで高度の知識と技術を修得し課題発見や問題解決能力を養うこと、大学と地域の連携を重視した地域志向の科目等を設け地域の課題の解決に貢献すること、多職種・専門職種間の連携を実践的に行う科目を設け現場での課題解決に取り組んでいく意識と知識を備えること、を掲げている。

ア 栄養学部

ディプロマ・ポリシーにある「食と栄養を通じて人類の福祉に貢献しようとする意志」「幅広い教養と専門的知識と技能をともに修得」「基礎的教養とコミュニケーション能力」「社会の変化に対応できる総合的判断力」に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「幅広い教養」「専門的知識の修得と論理的思考を行う力」「コミュニケーションを通じて指導できる力」を身に付ける。

(ア) 栄養学科

ディプロマ・ポリシーに掲げる6つの力を養うため、総合教養科目、専門的知識の修得に必要な基礎科目、管理栄養士・栄養士に必要な、食・栄養・健康に関する高度な専門的知識や技能を深く学ぶための専門教育科目を、基礎から応用・実践へと段階的に身に付けられるよう配置している。また、学んだ専門的知識や技能を、実践的に活用できる能力を養成する科目として、「総合演習」「臨地実習」「特別演習」「専門セミナー」を配置している。その他、地域社会のニーズや課題に対応し、人々の健康増進・疾病予防・栄養改善に貢献できる人材を育成する科目(IPE・地域連携)や資格関連及びコース関連の選択科目、教職課程を配置している。

(イ) 食創造学科

食創造学科は、フードデザイン学科を改組発展し、令和5(2023)年度に開設した学科である。本学が独自に実施した企業向けヒアリング結果を考慮し、建学の精神を体现し、社会情勢の変化及び食を取り巻く環境の変化に対応できるよう、養成人材像と教育上の目的を掲げた。

ディプロマ・ポリシーに定める諸能力の獲得が可能となるよう、カリキュラム・ポリシーを定め、初年次教育、総合教養教育、専門教育と段階を踏まえ、講義や演習、実習、実験等を効果的に組み合わせ、カリキュラム・ポリシーに沿った体系性・順次性を考慮し、学修効果を高められるようなカリキュラムを編成している。

初年次教育として偏りがなく、幅広い教養を身に付けるための「総合教養科目」と、学ぶことの楽しさや奥深さに気付かせ、高度な知識と技術の修得を目指し、講義に加え、実験・実習を通じて基礎学力の向上と問題解決能力を養う「専門科目」を設けている。「専門科目」は、「専門基礎科目」から段階的に学びを深める「専門展開科目」へ、さらに、知識

にとどまらない実践型の「演習科目」「プロジェクト実践科目」「卒業研究」と、重層的に配置している。

また、社会における大学の役割を考え、大学と地域の連携を重視し、地域志向科目や地域協働論等を設け、宝塚市や地元市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指している。

少人数教育の特徴を活かして、知識や技術の修得だけでなく、大学内及び社会生活において、相手の立場に立って考え、温かさ、やさしさをもって行動できる人材を育てることを目指している。

【資料 4-2-1】 甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的に関する定め（2024（令和 6）年度学生便覧）

【資料 4-2-2】 三つのポリシー（2024（令和 6）年度学生便覧）

【資料 4-2-3】 食創造学科 社会的背景からディプロマ・ポリシーまでの流れ

【資料 4-2-4】 新学科設置に関するヒアリング調査結果

【資料 4-2-5】 食創造学科 三つのポリシー対応表

イ 心理学部現代応用心理学科

心理学部のディプロマ・ポリシーに掲げる 4 つの力を養うために、心理学に関する科学的知識や方法論、学修内容を応用する力を修得できるように、初年次から段階的に専門科目を高度化する体系を編成し、心理学の基礎知識と方法論、専門知識の獲得と応用を、年次を追って配置するというカリキュラム・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーに基づいて、社会・文化・人間を複眼的に捉える能力を養うための総合教養科目及び他学部科目、読解力・表現力・論理的思考力・情報発信力を養うための基礎セミナー科目、「心理学概論」を始めとする基本的な専門知識とスキルを修得するための基礎科目、そして「基礎実験実習」「研究法」「統計法」「心理アセスメント」などの実習・演習科目を、カリキュラム・ポリシーの土台として明記している。

専門科目については、ディプロマ・ポリシーに掲げる 4 つの力を養うために、「発達心理学」「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「ビジネス心理学」「犯罪心理学」「現代メディア心理学」の各領域について幅広く学べる専門科目を配置している。各領域で学んだ専門知識を応用し、自らの関心や問題意識とつなげて新たな知見をもたらす力を養うための「心理学専門セミナー」、科学的な手法で探索する力や研究の成果を発表する力などの総合的な能力を養うための「卒業研究」を積み上げていくことも示している。

心理学部では、ディプロマ・ポリシーに立脚して、公認心理師試験受験資格に対応した授業科目を配置している。将来の実践現場である保健医療・教育・福祉・司法・産業の各領域に関するスキルを学修する「心理演習」「心理実習」を配置し、実践的な学びの場が提供されることをカリキュラム・ポリシーに記している。さらに、社会人として社会に貢献しようとする意欲を養うために、キャリア形成を積極的に探索する仕事体験科目、専門職どうしの連携について学修する多職種・専門職連携科目を設置している。

ウ 大学院栄養学研究科

博士前期課程及び後期課程のディプロマ・ポリシーに示した内容の能力を身に付け、か

つ、所定の単位を修得した大学院生に対して学位を授与している。

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能、態度を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーでは、現代社会が抱える食と栄養に関する課題に取り組むための栄養学及び食品学領域の専門的な知識と技術を学び、これらの知識や技術を社会的な問題の解決に還元することができる能力を身につけられる科目を配置している。

博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能、態度を身に付けるため、現代社会の抱える食と栄養の問題に関して自らが設定した課題を、栄養学的、食品学的な知識と技術を用いて、教員の助言の下で能動的に研究し、自立した研究者として解決できるよう、見識、洞察力、創造力を養うことができるカリキュラムを配置するとして、カリキュラム・ポリシーで定めている。

エ 大学院心理学研究科

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、態度、汎用性技能を身につけるため、カリキュラム・ポリシーでは、「インターディシプリナリー研究」など講義科目、演習科目、実習科目からなるカリキュラムを配置し、また、「公認心理師及び臨床心理士として必要な専門的知識と技術を修得するための科目を配置する。」としている。

博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、態度、技能を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーでは、「カリキュラムの学びのほかに、指導者・研究者としての経験を積むことを奨励する。」としている。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性」は達成している。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいて、幅広い教養を身に付けると同時に、社会における大学の役割を考え、大学と地域の連携を重視し、地域志向科目や学部ごとに地域実践演習科目（「食と地域の実践演習」等）を設け、地方公共団体や地元産業及び市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指している。

また、少人数教育であることを活かし、知識や技術の修得だけでなく、大学内及び社会生活において、相手の立場に立って考え、温かさ、やさしさをもって行動できる人材を育てることを目指している。

全学共通の科目編成として、栄養・心理両学部共に総合教養科目区分と専門科目区分とに分け、単位制を取っている。全学の各授業科目の授業期間、授業の目的、毎回の授業内容、授業の方法、授業外学修の指示、成績評価基準等は、シラバスおよびルーブリックに明示し、科目ナンバリング、カリキュラムマップとともに公表し、随時、学修内容や準備学修などの参考にすることができるようにしている。

ディプロマ・ポリシーに定められた諸能力の獲得が可能となるよう一貫性のあるカリキュラム・ポリシーに則り、初年次教育、総合教養教育、専門教育における講義や演習、実習、実験等を効果的に組み合わせ、体系的なカリキュラムを編成している。

各学部における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的・順次性を考慮し、総合教養科目と専門科目を配置している。

大学設置基準第 27 条の 2 第 1 項の規定によって、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努める義務が課せられている。本学では、「甲子園大学の授業科目等に関する規則」第 4 条によって、学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するため、履修登録単位数の上限を定めている。栄養学科では、令和 5(2023)年度入学生までは 58 単位であったが、令和 5(2023)年度に見直しを行い、令和 6(2024)年度入学生から 54 単位を上限とする改正を行った。また 50 単位未満となるよう、カリキュラムの改編と合わせて検討を行い、令和 7(2025)年度には 49 単位を上限とする改正を行う。食創造学科についても、令和 5(2023)年度に見直しを行い、令和 6 年度入学者から 49 単位を上限としている。現代応用心理学科は、46 単位を上限としている。

【資料 4-2-6】シラバス例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）……（【資料 4-1-5】参照）

【資料 4-2-7】ループリック例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）……（【資料 4-1-4】参照）

【資料 4-2-8】大学院教育課程（シラバス、ループリック）

ア 学部の教育課程の体系的編成

（ア）総合教養科目

総合教養科目は、「一般教養科目（人文科学系列、社会科学系列、自然科学系列）」「外国語科目」「健康管理科目」「学際教養科目」「情報処理科目」「教養演習科目」「キャリア支援科目」で構成されている。（なお、この他栄養学部では「基礎演習科目」、心理学部では「短期留学科目」が用意されている。）総合教養科目については、「4-2-④教養教育の実施」で詳述する。

（イ）専門科目

（a）栄養学部栄養学科

栄養学部栄養学科は管理栄養士及び栄養士の養成課程であり、医療・福祉、行政、教育、スポーツ、研究開発などの分野において、人々の健康増進・疾病予防・栄養改善に貢献し、地域社会のニーズに対応できるプロフェッショナル（管理栄養士・栄養士）を養成することを目的としている。

そのための科目として、幅広い教養やコミュニケーション能力などを身に付ける総合教養科目と、厚生労働省の「栄養士法施行規則」に定められた科目に加え、様々な選択科目を含む専門科目を段階的に配置している。

総合教養科目では、常識的な教養内容以外にも、総合教養科目の授業で修得した内容が、以後学修する専門科目区分への橋渡しとなるよう、講義内容及び教育方法に様々な工夫がなされている。また、基礎的な実験手技についても、実験・実習科目の時間を十分にかけ、教授されている。

専門科目は、管理栄養士養成課程のカリキュラムが柱となっており、「栄養士法施行規則」に則り、段階的に各科目が配置され、指定科目すべてが卒業必修科目となっている。「管理栄養士国家試験受験資格関連科目（専門基礎科目）」「管理栄養士国家試験受験資格関連科目（専門分野）」「専門セミナー」「卒業研究」「選択科目（コース関連）」「選択科目（資格関連）」「選択科目（IPE、地域連携等）」があり、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持った科目配置となっている。

年次配当として、1年次では、総合教養科目に加え、「管理栄養士国家試験受験資格関連科目」のうち専門基礎科目を中心に履修させることで、大学生として幅広い学び及び学科専門領域への導入に触れることが可能となる。2年次以降は、徐々に専門分野へ移行し、実験・実習科目や、「臨地実習」など学外実習を配置している。4年次では、管理栄養士国家資格取得に向け、実践的・総合的な学びを深めるための演習形式の科目として「特別演習」をはじめ、「専門セミナー」「卒業研究」を配置している。

一方、学生の就職等進路需要に応じた科目として、2年次以降には、キャリア関連科目に加え、選択制のコース及び各種資格取得のための「選択科目（資格関連）」を配置している。前者にあつては「食品デザイナー」「臨床栄養療法」「食育実践」及び「スポーツ栄養」の4コースに対応した科目区分、後者にあつては栄養教諭（一種）、食品衛生管理者・食品衛生監視員（任用資格）、フードスペシャリスト（受験資格）及びNR・サプリメントアドバイザー（受験資格）などの免許・資格取得の科目を配置している。このうち、コースについては、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度入学生まで、上述の4コースとして配置し、専門的な知識を深く学ぶことができるカリキュラムとなっていたが、令和6(2024)年度入学生からは、「美と栄養コース」を加え、また、既存のコースについて内容の見直しを行い、「食と健康サイエンス」「メディカル栄養」「食育」「スポーツ栄養」及び「美と栄養」の5コースとする再編を行った。コースの入門科目の位置づけとして、1、2年次対象の「現代栄養学入門」を新たに設置した。

「栄養教育論」「応用栄養学」「公衆栄養学」などの専門科目を横断する科目である「食育実践演習」は、令和3(2021)年度から「食と地域の実践演習（栄養）」に名称が変更され、地元宝塚市との連携をさらに深めた様々な学外活動等を通して実践的な食育教育を行う科目であり、管理栄養士・栄養士に必要とされる、栄養・食生活等の専門的知識をわかりやすく相談者に説明、指導できる能力を身に付けるための科目として位置付けている。

なお、栄養学科の専門科目は、概ね4年ごとに内容が改変される管理栄養士国家試験出題ガイドラインに沿って定期的に教育内容の見直しと充実を図っており、管理栄養士としての最新の知識を学生に教授できる体制を整えている。

令和3(2021)年度入学生から、専門科目に「IPE 関連」の科目区分を新設し、多職種連携教育(IPE)を3つのステップで学ぶよう授業科目を配置している。令和4(2022)年度には、IPE 対象年次に学生が進級し、「IPE (STEP1)」「IPE (STEP2)」「IPE (STEP3)」として開講した。さらに、令和6(2024)年度入学生から、より実践的に学びを深めるため、上記のIPE3科目を統合・再編した科目として「多職種連携の理解と実践」を配置している。

【資料 4-2-9】栄養学科カリキュラム（学生便覧）

【資料 4-2-10】管理栄養士国家試験受験資格関連科目と管理栄養士国家試験出題基準—ガイドライン—との対応表

【資料 4-2-11】栄養士法施行規則

【資料 4-2-12】「現代栄養学入門」のシラバス

【資料 4-2-13】管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）改定検討報告書

【資料 4-2-14】IPE 科目のシラバス

(b) 栄養学部食創造学科

食創造学科は、自ら勉め励む自主創造の精神と多様な食の領域に挑戦する好奇心を有し、栄養学をベースとした食に関する専門的かつ実践的な知識・技能の活用を通じて、人や社会の幸福の向上に寄与し、予測困難な時代において、食に関する課題解決ができる実践的人材を養成する。研究対象とする学問分野は、食物栄養学を土台に、「食料生産」「食品加工・流通」「研究開発」「食品ビジネス」「店舗経営」「食生活と健康」「食品科学」「消費行動」「食の6次産業」「おいしさ」を掲げている。

専門科目は、「専門基礎科目」「専門展開科目」「プロジェクト実践科目」「演習科目」「卒業研究」で構成している。

「専門基礎科目」は、「総合教養科目」との連携、及び「専門展開科目」への導入的役割を果たす科目区分として、18科目・35単位（必修1科目・2単位、選択17科目・33単位）を開講する。主として1年次に開講し、本学科の核となるコンセプトである「食と幸せ」を始め、専門展開科目の入門的な科目を配置し、食に関する多面的・基礎的な学びを修得させる。

「専門展開科目」は、食料生産から消費に至る一連のフードシステムと食に関する経営的視点、食が人に与える心理的側面、栄養学的観点から身体へ与える影響など、食に関する幅広い知識を備え、それらを有機的に関連させるための科目を下記の6つの領域に区分し、42科目・79単位（すべて選択科目）を開講している。

領域	代表的な科目
食料生産	食糧経済学、食資源生産学、食料生産システム、食と地域の実践演習
食品加工・流通	食品製造学、食品衛生学、食品流通論、調理学実習
研究開発	食品開発、食品官能評価、食品バイオテクノロジー
食品ビジネス	ビジネスデータ分析演習、消費行動論、ビジネス心理学、食品関連法規
店舗経営	簿記会計入門、起業入門、6次産業化論、店舗経営実践演習
食生活と健康	公衆栄養学、ライフステージ栄養学、フードスペシャリスト・コーディネート論

「プロジェクト実践科目」は、2科目・8単位（すべて必修科目）を開講し、「人と社会を幸せにする食品とは何か」を学科共通のテーマに、少人数かつアクティブ・ラーニング形式で行う演習科目である。「プロジェクト実践Ⅰ」では自ら情報収集するなどし、食品の企画・開発に必要とされる技術・知識を身に付け、「プロジェクト実践Ⅱ」では「プロジェクト実践Ⅰ」で得た知識や技能を生かし、具体的な食品開発に取り組み、成果を発信することを体験させ、専門知識と実践を融合させる。

「演習科目」は、6科目・12単位（すべて必修科目）を開講する。すべての学生が少人数のコミュニティに属し、アクティブ・ラーニング形式の授業参加することで、コミュニケーション能力を高め、自発的に行動する人物を養成する演習科目である。本学科の教育方針・体系を理解し、自身の学修に繋げる意識付け、仲間との協働作業、企業人、地域社会や農業関係者との交流を通して、自分の専門領域を見つけ、その技能を高めることを目的とする科目である。

「卒業研究」は、1科目4単位（選択科目）で開講し、4年間の集大成として卒業研究論文に繋げる科目である。

【資料 4-2-15】食創造学科カリキュラム（学生便覧）

【資料 4-2-16】食創造学科三つのポリシー対応表

【資料 4-2-17】食創造学科ディプロマ・ポリシーとカリキュラム対応表

【資料 4-2-18】食創造学科カリキュラム

（c）心理学部現代応用心理学科

心理学部現代応用心理学科では、「心理学」という人間のこころのあり方や行動の理解を学ぶことによって、現実の社会生活のさまざまな場面で応用できる人材育成を目的としている。

専門科目では、「心理学基礎セミナー」のほかに、「発達心理学」「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「ビジネス心理学」「犯罪心理学」「現代メディア心理学」の各領域について幅広く学べる専門科目を配置し、その前段階として、「心理学概論」をはじめとする各領域の概論を配置し、心理学の基礎的な方法論とスキルを修得するために、「基礎実験実習」「研究法」「統計法」「心理アセスメント」などの実習・演習科目を配置している。

以上の土台に立脚して、「心理学専門セミナー」「心理演習」「心理実習」「卒業研究」において、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持たせながら、学生の関心に応じた領域を広く学べるような科目配置となっている。

年次配当として、1 年次では、総合教養科目に加え、心理学の基礎的な方法論やスキルを学ぶ「基礎科目」を中心に履修させる。

2 年次以降は、「基礎科目」に加えて、各学生の関心に応じた科目を選択できるよう領域科目を配置し、各々の領域において、必要に応じて実験・実習、演習等を配置している。

また、1・2 年次の「基礎セミナー科目」にて、大学での学びの基礎となる読解力・表現力・論理的思考力・情報発信力など基本的スキルの修得を目指し、3・4 年次「専門セミナー科目」にて、より専門的な学びを深め卒業論文執筆に向けた演習形式・少人数形式の授業を配置している。4 年次は、学生生活の集大成として「卒業研究」を必修としている。

心理学部では、公認心理師試験受験資格に対応した授業科目を配置している。将来の実践現場である保健医療・教育・福祉・司法・産業の各領域に関するスキルを学修する「心理演習」「心理実習」を配置して、実践的な学びの場を提供している。さらに、社会人として社会に貢献する意欲を養うために、キャリア形成を積極的に探索する「仕事体験」、専門職同士の連携について学修する「多職種・専門職連携」を設置している。

令和 5（2023）年度入学生から、より広い視野から心理学の学修を捉え直していくための「他学部科目」が設置され、食創造学科の授業科目 2 科目を履修できるようにした。

【資料 4-2-19】心理学部カリキュラム（学生便覧）

イ 大学院の教育課程の体系的編成

（ア）大学院栄養学研究科

大学院栄養学研究科では、博士前期課程・博士後期課程ともに、大学院生が興味を持った研究テーマと、担当教員の専門性との間に整合性をもたせたうえで、国内外を問わず、

栄養学・食品学の発展に寄与するような内容の研究が行われている。また、博士後期課程における研究成果は、すべて論文の形で公表されている。

栄養学研究科博士前期課程及び博士後期課程にはそれぞれ、栄養学領域と食品学領域の 2 領域を設け、さらに前者には基礎栄養学と応用栄養学の 2 部門、後者には食品分析科学と食資源利用学の 2 部門を設置している。

博士前期課程は、専門知識を深め、食品及び栄養に関する課題を解決できる応用力を身に付けた人材の育成を目的とするカリキュラム編成によって、より高度で最新の栄養学及び食品学の研究・教育を行い、実践的な専門家の育成を目指している。

博士後期課程では、総合的なサイエンスとしての栄養学を修め、研究機関で自立して研究を遂行できる専門家や大学等の教育研究者、また、地域社会においてリーダーシップを発揮し、健康づくり運動等を推進できる能力を有する、社会における健康増進の実践的指導者を育成するカリキュラムを編成し、実行している。

博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することによって満たされ、大学院研究科委員会の意見を聴いて修士（栄養学）の学位が授与される。必修科目は、修士論文に関する研究を行う「特別研究」16 単位及び「特別講義」2 単位、「食品・栄養学演習Ⅰ・Ⅱ」各 1 単位の計 20 単位となっている。選択科目としては、食品栄養学専攻に属する 4 分野（基礎栄養学、応用栄養学、食品分析科学、食資源利用学）に関して開講されている特論から 10 単位以上を修得しなければならない。

博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することで満たされる。そして、博士（栄養学）の学位は、大学院研究科委員会の意見を聴いたうえで学長が授与する。大学院生の履修指導は、大学院研究科委員会の教務担当が行っており、具体的な学修状況の把握は指導教員が主として行っている。大学院生の状況は、大学院研究科委員会において報告されており、大学院担当教員が把握している。

（イ）大学院心理学研究科

大学院心理学研究科博士前期課程においては、「臨床心理学コース」と「心理学コース」、博士後期課程は「心理学コース」を設置している。博士前期課程の「臨床心理学コース」は臨床心理士養成第 1 種指定大学院に認定されており、公認心理師カリキュラムを整備し、それぞれの要件に即した授業編成となっている。また「発達・臨床心理センター」が開設されており、公認心理師・臨床心理士養成のための学内実習の場としての機能を有している。

カリキュラム・ポリシーは、学生便覧への掲載を通じて、教員・学生に周知されている。また、本ポリシーを実態に即したものとするために、必要に応じてカリキュラムの内容についての検討を行っており、適正な実施及びその成果状況を把握することに努めている。その成果は大学院の全教員に周知され、より質の高い教育の実践に努めている。一貫性を持ったディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーについて、専任の教職員に対して十分な周知が行われている。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成」は達成している。

4-2-④教養教育の実施

本学の教育方針は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を究明させて、知的、道徳的及び応用的能力を発揮させること」とあり、教養教育については、カリキュラム・ポリシーにて「初年次教育においては偏りがなく、幅広い教養を身に付けるための共通科目を設ける」とし、総合教養科目を配置している。

総合教養科目には、セミナー形式の「基礎演習科目」や、人文科学・社会科学・自然科学系列で構成される「一般教養科目」、また「外国語科目」「健康管理科目」「情報処理科目」「教養演習科目」「キャリア支援科目」がある。これら総合教養教育については、「本学の共通教育等を全学的な取組として推進し、もって教育の質の向上を図ることを目的」とする共通教育推進センターが担っている。教養科目担当教員を中心に共通教育推進センター運営委員会を開催し、共通教育推進センター長を議長とし、教養科目の実施・運営について担当科目や分野別に審議を行っている。

「教養演習科目」は、大学生として学修を進めるうえで必要な基礎的能力を早い段階から獲得し、専門科目への接続をスムーズにすること、地元・地域との結びつきを通じて得られる学びを体得することなどを、大学として一体感を保ちつつ実践していくために設置されている。主体的に学ぶ力や成長意欲を高めることは、社会の要請でもあり、本学では「学生生活入門Ⅰ」「学生生活入門Ⅱ」「地域協働論」を配置し、このような力の育成に努めている。

「学生生活入門Ⅰ」では、これまでの自分の価値観、経験などを振り返りながら、学生生活をどのように過ごし、成長していけばいいのかを授業の中で考えていくもので、アクティブラーニングとしての参加型と座学型の混合授業となっている。「学生生活入門Ⅱ」では、コミュニケーション・スキルを身につけることを目的に、リーディング、リスニング、ディベート、グループディスカッション、プレゼンテーションなど様々な形式の演習を盛り込んだ内容となっている。「学生生活入門Ⅰ」「学生生活入門Ⅱ」については、ポリシーとの関係で幅広い教養を身に付けるためのスキルをより効果的に学修するために、加えて初年次教育としての位置づけをより明確にするために、令和7(2025)より「学生生活入門」1科目に統合する予定である。

「地域協働論」では、宝塚市に関連するイベントについて、イベントテーマに関連する情報収集やグループワークを行い、実習生として参加することで、地域との協働に関する知識や実践手段を学ぶ。地方公共団体や地元産業及び市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指す授業である。

「キャリア支援科目」では、「キャリアデザインⅠ」(2回生)、「キャリアデザインⅡ」(3回生)、「キャリアデザインⅢ」(3回生)を段階的に配置し、学生が進路を決定し、社会に出て活躍するための支援として機能するようにしている。

以上述べてきた総合教養科目のうち、「教養演習科目」及び「キャリア支援科目」については、令和2(2020)年度に、共通教育推進センター運営委員会にて内容の刷新を図ったもので、その際には、後述する「多職種連携関連科目(「STEP1」又は「ステップ1」、「STEP2」

又は「ステップ2」、「STEP3」又は「ステップ3」)の導入の科目としても位置付け、教養と専門の段階的かつ一体的な教育が実施できるよう、検討した。

令和4(2022)年度から年度末に、各部門担当が総合教養科目実施報告を提出し、運営委員会委員長が確認し、問題等があれば運営委員会において改善を検討することになっている。また、令和6(2024)年度より、学部や学科によってバラバラであった情報処理科目のカリキュラムが統一され、全学同一の授業内容を実施できるようになった。こうした改善を行ったことにより、文部科学省から「数理・AI・データサイエンスプログラム」(本学名称「データサイエンス基礎プログラム」)の認定を受けた。令和7(2025)年度から、外国語科目と教養演習科目のカリキュラムをスリム化することが決定しており、学修成果の積みあがの可視化計画を策定中である。

以上のことから、「教養教育の実施」は達成している。

【資料4-2-20】数理・AI・データサイエンスプログラム認定通知

【資料4-2-21】共通教育推進センター委員会2024年12月実施分議事録

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

ア 栄養学部栄養学科での教授方法の工夫

栄養学科では、次のとおり教授方法の工夫を行っている。

- (ア) モニター、スクリーンを見やすいように複数設置した教室でのスライドや動画の提示、電子黒板、配布資料を利用した視覚効果のある講義を行っている。
- (イ) 科学的な理解と実践力修得のため、講義科目と実験・実習科目を組み合わせることで学修できるよう科目を設定している。(例：生化学と同実験、食品学と同実験、基礎栄養学と同実験、応用栄養学と同実習、栄養教育論と同実習、給食経営管理論と同実習など)
- (ウ) 段階に応じて学修する必要がある科目について履修要件を設定している。
- (エ) 臨地実習、産業現場見学など学外での学修の場を設定することにより実践的な学びを深める工夫をしている。
- (オ) 教室外における学修の時間を持つ機会を増やし、座学での学修意欲の向上を目指して、探究テーマに関するレポート作成の課題や産業現場見学などを学生に課している。
- (カ) 少人数クラス制とし、学生との応答のある授業を提供している。(例：実習科目1クラス40人以下)
- (キ) 地元宝塚市との地域連携及び地域貢献に関心を持つ学生に対して、「地域協働論」「食と地域の実践演習(栄養)」を開講している。
- (ク) 令和3(2021)年度に国家試験対策室を開室し、1年次から4年次までの全学生を対象とした各種情報提供を行うとともに、学科全教員で協力し、管理栄養士国家試験を見据えたサポートを行っている。ゼミ室や自習室、1号館の多目的室や学生ホール、10号館の講義室等を開放し、集中して学修できる環境を整えている。また、eラーニングによる各種資格試験の過去問題演習を行うことのできる環境を整えている。
- (ケ) 教員採用試験に向けて、定められた「教職に関する科目」に加え、「栄養教諭取得関連科目」として「教職演習Ⅰ」「教職演習Ⅱ」「教職演習Ⅲ」「教師技術演習」を開講し、栄養教諭を目指す学生に対する採用試験対策を実施している。

- (コ) 専門職が連携し、困難な課題の解決に取り組んでいくことが求められるため、学内外の専門職を目指す学生との交流を通じ、多職種・専門職との連携を実践的に学ぶことのできる授業として、多職種連携教育（IPE）科目を配置している。
- (サ) 令和 4(2022)年度から何らかの事情によりリアルタイムで授業に出席できない学生に対して、授業録画をオンデマンド配信することで効果的な学修環境を提供している。

【資料 4-2-22】栄養学科（令和 6 年度入学生）専門科目の講義と実験・実習科目の組み合わせ一覧

【資料 4-2-23】履修要件（学生便覧）

【資料 4-2-24】栄養教諭を目指す学生に対する採用試験対策（「教職演習Ⅲ」のシラバス）

イ 栄養学部食創造学科での教授方法の工夫

食創造学科では、教授方法の工夫として次のとおり取り組んでいる。

(ア) 理論の理解と実践力養成の両立

本学科の授業形態は、講義、演習、実験・実習であり、理論の理解と実践力養成の両立を目指し、すべての授業において、講義と実習・演習を効果的に組み合わせた実践的であることを意識している。「講義」では、双方向でのやりとりを通じた知識の修得を目指す教育方法、「演習」では、社会の実態を幅広く知り、具体的な事例を通じて考える力と実践する能力を養うため、対話型かつ自ら発信することを重視した教育方法を実施し、必要に応じて学外の専門家を招いた演習での授業を実施する。実験・実習では、知識や技能を活用し、実際に社会で役立つ体験・体感を重視する教育方法を実施する。

(イ) 「食と幸せ」

食創造学科の学生には、卒業時に、人と社会の幸福の向上に貢献しようとする姿勢を身に付けていることを求めており、「食と幸せ」は、4 年間の教育のイントロダクションとして位置づけ、食を介して人を幸せにすることについて、1 年次前期の必修科目として履修させる。

(ウ) 基礎セミナー

1 年次の学生に「基礎セミナー」を受講させ、大学生活をスムーズなスタート、本学の建学の精神に触れ、大学で学ぶことの意義について認識させる。また、学内外のイベントやプロジェクト等への参加及び活動を通じ、食創造学科の学生間で一体感を持てるようにし、大学への帰属意識を高めるよう工夫している。

(エ) コミュニティ

1～3 年次の学生は、必修科目である「コミュニティ」の履修によって必ずコミュニティに所属することとしている。少人数の学生で構成された各コミュニティを専任教員が担当し、履修指導や生活指導等のサポートを行うこと、アクティブ・ラーニング形式で、コミュニケーション能力等の社会人基礎力を高め、自発的に行動する意識付けを行う。特に、1 年次のコミュニティ（「コミュニティⅠ」「コミュニティⅡ」）では、学科の教育方針・体系を理解し、学科の学修につなげる意識付けと大学生活を送るうえで重要となる仲間との共同作業に慣れること、企業人による講演やインタビュー、地域・農業関係者との交流など社会と繋がる学びを通して自身の将来の専門領域に繋

がる学びとなるよう工夫している。

(オ) 専門基礎科目と専門展開科目との関連性

「専門科目」は、食に関する多面的・基礎的な学びである「専門基礎科目」から、6 領域で構成される「専門展開科目」へと段階的に移行していく設計としている。例えば、「専門基礎科目」にある「食料生産学入門」は、「専門展開科目」の一領域である「食料生産」への準備科目とし、学生の理解・関心に応じた学修を進められるよう工夫している。

(カ) プロジェクト実践

食創造学科では、食に関する課題解決ができる人材を養成することを目的としており、卒業後の食の世界で必要とされる、さまざまな情報を組み合わせ商品の企画・販売や食に関する課題へのアプローチできる力を養う「プロジェクト実践」を設定している。「プロジェクト実践Ⅰ」は2年次、「プロジェクト実践Ⅱ」は3年次に配当している。一つの食品をテーマ設定し、素材、流通経路、加工技術、価格、商品、プロモーション内容、最近のヒット商品やトレンド、身体・健康への影響等、商品開発、社会的課題の解決を行う上で必要な基礎情報を収集し（「プロジェクト実践Ⅰ」）、具体的な商品開発へとつなげる取組み（「プロジェクト実践Ⅱ」）へと繋げている。

(キ) 学内外の活用

社会情勢や食環境の実情に敏感であるために、食関連企業や地域、農業関連の職業人の実体験や声を授業に生かす工夫を行っている。例えば、工場や店舗見学、実務家や消費者へのインタビューから、実情と知識との整合性あるいは乖離を感じとることができるようにしている。

(ク) 学生の主体性を尊重するための丁寧な履修指導

学生の主体性を尊重するため、履修モデルを活用し、将来像を見据えた履修指導を丁寧に行うこととしている。このことによって、学修すべき科目について、効果的な履修方法や学年配当についての意味合いに関する理解を促し、教員と学生が将来像を共有することを実現することとしている。

【資料 4-2-25】 シラバス（「食と幸せ」「基礎セミナー」「コミュニティⅠ」「コミュニティⅡ」）

【資料 4-2-26】 食創造学科 履修モデル

ウ 心理学部での教授方法の工夫

心理学部現代応用心理学科では、学生の理解向上のために、とりわけ、特別な配慮を要する学生に対しては、個々の特性・状況に配慮した授業運営の工夫を図っている。例えば、視覚に配慮を要する学生が履修する授業では、板書の色使いや配布資料の工夫、視覚効果により配慮したパワーポイントや視聴覚教材の利用などであり、聴覚や対人緊張に配慮を要する学生の履修する授業では、座席位置における配慮などを挙げることができる。

以下は、それを前提とした上での授業における工夫である。

(ア) 少人数セミナーを通して個々の学生の習熟度や成長に配慮した学修・生活支援を行っている。1・2年次対象の「心理学基礎セミナー1～4」では、10名以下の1セミナーについて前・後期ごとに異なる教員が担当している。3・4年次対象の「心理学専門セ

ミナー1～4」は、数名程度の少人数編成である。「心理学専門セミナー1・2」では、2年次において各教員によるセミナーを紹介する分属説明会の後、学生の希望に基づいて分属が決定される。「心理学専門セミナー1・2」では、学生それぞれの関心分野を中心に先行研究などの理解を深め、4年次での卒業研究の論文作成を目指して取り組む。すべてのセミナーでは、個々の学生の学修状況や生活状況を把握しながら、一人一人の成長に配慮したきめ細かい指導を実践している。また、セミナー担当教員により継続的な個別面談を学期ごと及び必要に応じて随時実施している。

- (イ) オンライン授業を必要としない状況においても、その利点を授業に取り入れ、資料配布、予習、復習などへの活用を行っている。学生に対する録画授業の配信、メール等で配信できない大容量データの共有、課題の提出が行われ、効率的に情報の伝達が行われている。
- (ウ) 背景理論の理解と実践力養成の両立を目指し、講義と実習・演習を効果的に組み合わせたカリキュラム構成を行っている。
- (エ) 実践力向上のために、初年次から最終年次までの一貫した実習・演習科目を設定している。
- (オ) 講義科目では、授業内ミニレポート及び小テストを通じ、学生の理解度の把握と向上への取り組みを行っている。課題等の提出・評価については、オンライン授業用のソフトウェアを用いて行われている授業もある。これにより、より確実に学修成果を教員・学生の双方から確認できている。
- (カ) 机上の知見が社会でどのように活用されているかを実際に体験することを目的に「仕事体験（心理学部）」を実施している。職業体験の一環として心理学が現実の職場の中でどのように活かされているのかを感じ取り、多様な人々との出会いの中で自らのキャリア形成を考える機会とする。
- (キ) 多職種・専門職連携の科目区分においては、専門職間で協力体制を築き、より困難な課題の解決に取り組んでいくための授業科目が配置されている。これらの授業において、学内外の教職員及び学生との交流を通じ、多職種・専門職種間の連携を実践的に行う機会としている。
- (ク) 令和5(2023)年度入学生から、より広い視野から心理学の学修を捉え直していくための「他学部科目」が設置されている。食創造学科の授業科目2科目を履修できる。
- (ケ) 各教員が教授方法や学修成果の確認方法について、教員間で情報共有する機会を定期的に作っている。各教員の独自の工夫を互いに取り入れることで、より効果的な授業を行うことが期待できる。

【資料4-2-27】心理学部「心理学基礎セミナー」分属例……「心理学専門セミナー」は【資料3-2-17】

【資料4-2-28】心理学部 面談記録フォーマット……【資料3-2-18】と重複

【資料4-2-29】心理学部 Microsoft Teams の有効利用例（心理学部録画授業の配信、資料の配布）

エ オンライン授業について

令和6(2024)年度においては、原則として対面授業を実施している。ただし、対面授業において理解が追いつかない、あるいは、健康上の問題を抱えている学生など、配慮を要

する学生に対して、授業を録画したものを視聴させるオンデマンド配信を行っている授業もある。配慮を要する学生をはじめ、学修の意欲は高いが認知能力やスキルに偏りのある学生からも、「後で聞き逃したところを復習できるので有用だ」との声もあり、さらに課題提出や小テストなど、オンライン授業用ソフトウェアの利便性の高い機能を対面授業において用いることで、より効率的かつ実効性のある教授方法となっている。

以上のことから、「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」は達成している。

【基準 4-2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

前述した通り、オンライン授業用ソフトウェアの活用によって、より効率的かつ実効性のある教授方法が行われている点に特色がある。現時点でも、教員どうしで情報共有を行う機会を設けているが、今後も、一担当教員のノウハウにとどまることのないように、より情報共有や活用の普及をはかっていく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書の、「大学のみに通知する事項」において、「栄養学部栄養学科の年間履修登録単位数の上限が 50 単位を超えているため、適切な単位数への見直しが望まれる」という参考意見があった。これを踏まえて、令和 5(2023)年度には、履修登録位単位数の上限を 50 単位未満となるよう、段階的に引き下げることと決定し、令和 6(2024)年度入学生より、58 単位から 54 単位へと引き下げを行った。令和 6(2024)年度には、管理栄養士・栄養士養成課程科目の見直しと合わせて改正を行い、令和 7(2025)年度入学生より、上限を 49 単位とすることになった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6(2024)年より、令和 5(2023)年度日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書における「効率的かつ効果的な履修となるよう推奨科目を示したり、課外科目の受講を促す。」ために新入生オリエンテーションにおいて、言語・数理・外国語の 3 科目についての基礎アセスメントテストを実施した。外国語については、これまでも入学時点でのアセスメントテストによって授業のクラス分けが行われてきた。これを 3 科目とすることで、推奨科目や課外科目の受講を促す根拠とした。

【資料 4-2-30】栄養学科の履修登録単位数の上限（令和 5(2023)、令和 6(2024)年度教授会議事録）

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

3 つの方針に沿った教育が行われているかどうかを検証するため、学務委員会、教務課及び情報処理課が、各種成績関連資料を作成するとともに、全学生の科目ごとの出席状況などの情報を集約・共有化し、協働して学修支援を行っている。

学修成果の点検評価として、前期・後期それぞれの中間時期に、「学生による授業評価アンケート」を、授業科目ごとにインターネットを用いた方法で実施している。同アンケートには、授業への取組み・理解度など、学修成果を自己評価する項目が設けられている。担当教員はその結果を受け、自己分析を行い、速やかに改善の取組みを授業の中で学生にフィードバックしている。令和 4(2022)年度からは、担当教員にフィードバックした日時を記入した報告書の提出を課している。

令和 4(2022)年度に開講した IPE では、学生及び担当教職員全員を対象とする詳細なアンケートを実施し、次年度に向けたカリキュラム内容の検討を行っている。アンケートの結果に基づいて、令和 6(2024)年度入学生より、従来の IPE の 3 科目から、通年 2 単位の 1 科目に集中させることで、より効果的に多職種連携を学修できるようにカリキュラムが変更された。

令和 6(2024)年度入学生より、基礎学力を測る「基礎アセスメントテスト」を実施し、卒業まで同等のテストを繰り返すことで、基礎学力に関する伸長を定量的に測定できるようにする。また、令和 5(2023)年度、学修成果の可視化に向けて、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」「教養知識」「専門知識」の項目ごとに点数化し、レーダーチャートで把握する一部科目での簡単な原案を考案し、令和 6(2024)年度にはすべての総合教養科目を対象とした割り振りの計画を策定した。令和 8(2026)年度の入学生より、総合科目を対象に運用を開始する予定である。

【資料 4-3-1】授業に関する調査（2024 年度前期中間）（学生依頼用、教員連絡用）

【資料 4-3-2】担当教員による自己分析書（一例）

【資料 4-3-3】IPE 共同授業アンケート

【資料 4-3-4】2024 年 12 月共通教育推進センター会議 議事録

ア 栄養学部における学修成果の点検・評価について

学修成果を学生が確認できるよう、管理栄養士国家試験、栄養士実力認定試験及びフードスペシャリスト資格認定試験対策の演習問題について、e-ラーニングシステムを活用している。毎年、問題内容を更新し学生に提供するなど、学部教員・担当助手と情報処理課の連携により実施している。

担任教員もしくはゼミ担当教員は、半期ごとに学生一人一人と面談を行い、学修成果を点検・評価している。個人面談の内容は共通の面談記録シートに記録している。また、面談の際、担当教員に加え必要に応じて学部長・学科主任が関わることで、学修面における個別の問題点を教員間で共有できる体制としている。このことで、学修面の不安を早期に拾い上げ、退学等離学者数を最小限に留めるようにしている。

【資料 4-3-5】e-ラーニングシステム

【資料 4-3-6】個人面談記録シート（栄養学部）……（【資料 3-2-9】参照）

(ア) 栄養学科

管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）に基づき、過去の国家試験の結果や各種資格の取得状況を参考に、専門科目に係る学生の習熟度を評価し、教育の充実を図っている。特に、4 年次は、全国規模の外部模擬試験の受験により、学修習熟度が全国比でどの程度かを把握させ、合格に向けた取組みに繋げている。模擬試験による客観的評価を用い、学生一人一人の習熟度に応じた個別指導等の補習授業を実施し、教育の充実を図っている。また、学力強化委員とゼミ担当教員による個人面談を適宜行い、学修成果を点検・評価している。

【資料 4-3-7】管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）……（【資料 4-2-16】参照）

【資料 4-3-8】外部模擬試験実施状況

【資料 4-3-9】管理栄養士国家試験合格者数・合格率の推移（新卒者）

【資料 4-3-10】令和 5(2023)年度栄養学部卒業判定および資格判定

(イ) 食創造学科

食創造学科のディプロマ・ポリシーは、幸福の向上に貢献しようとする姿勢、専門的な知識と技術を備えること、食品を創造・提案する能力を有すること、地域振興・活性化に貢献する能力を有すること、課題解決を通じて新しいビジネスを生み出すこと、としている。大学で過ごすということは、これらの能力を養うための 4 年間であるということを、入学オリエンテーション時をはじめ基礎セミナーやコミュニティの場で、学生に意識させるようにしている。また、食創造学科の教育目標を最も体現している科目である「食と幸せ」を 1 年次前期に受講させることにより、将来、食に関わることを仕事にするために知っておきたい事柄や、職業選択に向けた自己の将来像を描くことが、本学科では常に求められていることを意識させている。すべての科目の初回に、シラバスにて学修目標と評価方法を、ループリックにて具体的な評価基準を教員から学生に説明している。学修を進めていくなかで、学生から聞かれた疑問や不安の主なものは、記録に残し、必要に応じて教員間で共有している。学修成果は、科目ごとに設定される試験やレポートが、その評価基準に達しているかどうかで測る。そして、全学的に実施されているポートフォリオへの記録や、半期ごとに実施する面談を通じて、学修が進んでいるかを確認する。また、面談やオフィスアワーの時間には、上記のさまざまなツールや民間業者作成のアセスメントシート等を用い、自身の将来像に必要な知識やスキルの獲得ができるよう、履修指導を丁寧に行っている。令和 6(2024)年度以降は、商品開発などを学修内容とする「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」や「卒業研究」科目を開講することになるが、これらの科目においても、一人ひとりの研究テーマに沿った目標設定と評価を行っていく予定である。

なお、フードデザイン学科においても、各科目に設定しているループリックやポートフォリオの活用、面談やオフィスアワーの時間における相談指導について、食創造学科と同様に行っている。また、各学生が研究テーマを設定し、研究計画を立て研究しその成果を発表していく専門セミナー（3 年次）及び卒業研究（4 年次）では、論文の内容や発表だけでなく、研究への意欲を学修成果の評価基準に加え、学生一人ひとりに対し丁寧な指導を行っている。

【資料 4-3-11】「食と幸せ」シラバス及びルーブリック

【資料 4-3-12】アセスメントツール

イ 心理学部現代応用心理学科における学修成果の点検・評価について

心理学部では、三つのポリシーに基づいて、組織的な学修成果の点検・評価方法に関して、全学共通で実施しているもの以外に、次のとおり実施している。

(ア) 心理学部の学生全員について、半期ごとに取得単位数及び修得科目並びに年間 GPA を教務担当の教員が把握する。その結果を、学生の担当教員(「心理学基礎セミナー」及び「心理学専門セミナー」担当の教員)に周知し、学生との面談を通して、履修指導、学修指導を行い、学修成果を点検評価した結果を生かしている。

(イ) キャリア支援担当教員が、学生の担当教員に就職活動の状況を報告し、学生の担当教員は、その後の指導に反映させている。

(ウ) 4 年次においては、必修の卒業研究科目の学修を通年で課している。指導教員の指導のもとで、学生は自ら決めたテーマについて 1 年間研究に取組み、論文を執筆・提出する。論文の提出においては表紙に指導教員の押印を必要とし、学術論文としての要件を満たしていると指導教員が認めたものだけを提出可能としている。提出された論文は、「卒業研究審査」で発表され、心理学部所属の卒業研究指導教員全員で評価する。発表に対する評価結果、学生 1 年間の取組みの度合いを考慮に入れて、指導教員が総合的に評価する。論文の内容、研究結果、発表の巧拙だけでなく、1 年間の取組みという執筆過程も重視し、学生の 4 年間の集大成として学修成果を点検・評価している。「卒業研究審査」は、学年人数に応じ公聴会方式又は口頭試問方式の実施とし、令和 5(2023)年度および、令和 6(2024)年度についても公聴会方式で実施された。

(エ) 学生の担当教員は、半期ごとに学生一人ひとりの個人面談を行い、学修成果を点検・評価している。個人面談の結果は、学部内で情報を共有するために、学生面談カードに記録される。学生面談カードは、学生の個人情報としてファイルされ、学部事務室において保管することで、心理学部所属の教員が学生情報を共有できるようにしている。令和 4(2022)年度入学生から、学生のポートフォリオの一部として個人面談の記録を活用している。個人面談の記録については、学生本人との情報共有は行わない。

(オ) 前述の面談記録に加え、学生個人の取得単位数・履修科目等を毎学期ファイリングすることで、在籍中の情報を蓄積させ、ポートフォリオとして保存している。出身校での成績、入試形態、奨学金、賞罰、課外活動、両親との面談、病気の記録、休学などの情報も加え、授業科目以外からの多面的な学修成果を点検・評価できるようにしている。

(カ) 3-2-①ア(イ)で説明したように、令和 4(2022)年度新入生から順次、上述の学生個人の学修成果の記録を、書式や入力情報を整理することで、正式にポートフォリオとして保存することが、心理学部学修成果点検委員会において決定された。

【資料 4-3-13】令和 5 年度・6 年度心理学部教員協議会資料(成績の例)

【資料 4-3-14】2023 年度卒業研究審査タイムテーブル例

【資料 4-3-15】心理学部学生面談カード（書式）……【資料 3-2-18】と重複

【資料 4-3-16】学生生活に関する年間計画、キャリアの記録（心理学部ポートフォリオ）……【資料 3-2-18】と重複

【資料 4-3-17】ポートフォリオの記入指導依頼

ウ 大学院栄養学研究科における学修成果の点検・評価について

栄養学研究科に進学した学生は、研究・探求精神を備え、現場における質の高い管理栄養士になることを目指す者のほか、栄養士養成施設やその関連領域である医学や農学分野での研究者・教育者を目指す者もいる。しかし、進学を希望するものの、修学時間や学費の問題で進学を断念するケースも多い。これに対し、学修時間の制約を受ける者や社会人も含めて進学を希望する者に門戸を広く開くために、「長期履修学生制度」を導入している。

博士前期課程では毎年度 9 月に、中間発表会を実施し、特別研究担当教員以外の研究科教員も交えて、研究内容について点検・評価を行い、方針の確認又は修正の機会とする。2 年次末には、大学院研究発表会で成果を報告し、研究科教員全員による点検・評価を行って、修士論文の完成度を高める方策としている。修士論文の審査は、ディプロマ・ポリシーに則り、本学で制定した学位論文に係る評価基準（大学設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定するもの）を用いて行っている。

【資料 4-3-18】学位論文に係る評価基準（栄養学研究科）

エ 大学院心理学研究科における学修成果の点検・評価について

令和 4(2022)年度に心理学研究科では、より厳格な学位審査を達成するために学位規程を改訂した。学位規程については、大学ホームページ上で公開している。

心理学研究科博士前期課程においては、2 年間の学修成果の集大成として修士論文を位置づけている。学生は執筆・提出した修士論文を「修士論文公聴会」で発表する。修士論文については、主査 1 名・副査 2 名の評価に加えて、大学院研究科委員会での厳格な審査を行っており、2 年間の学修成果を点検・評価している。

学修の点検、評価のために、専門資格の取得状況及び就職状況の調査を実施している。臨床心理学コース（臨床心理士養成第 1 種指定大学院）の場合、規定の単位を取得し修了した年に臨床心理士資格試験を受験でき、その後の年度も再受験することができる。そのため、修了生につき毎年、受験をしたかの確認及び合否について調査し、教育目標の達成度について点検、評価している。令和 5(2023)年度の臨床心理士資格試験受験者は 4 名、合格者 3 名であった。

また、同じく心理学研究科臨床心理学コースでは、公認心理師養成に必要な科目を整備した。そのため、平成 30(2018)年度入学者からは、大学（学部）において公認心理師国家試験受験資格要件を満たして入学した者は、規定の単位を取得して修了することにより、公認心理師国家試験受験資格を得ることができるようになった。

平成 30(2018)年度以前の修了生については、公認心理師国家試験受験資格の特例に基づき、条件を満たすことによって受験資格の取得が可能である。そのため、修了生から問い合わせがあった場合に備えて、公認心理師法に規定されている経過措置として認められて

いる科目と、本学大学院心理学研究科における開講科目との対応について説明できるよう教員間で申し合わせ、対応できるよう準備している。

公認心理師資格についても、修了生につき毎年、受験をしたかの確認及び可否について調査することで、教育目標の達成度についての点検、評価としている。令和 5(2023)年度の公認心理師国家試験受験者は、5 月実施の試験が 4 名、合格者 3 名、令和 6(2024)年 3 月実施の試験が受験者 4 名、合格者 4 名であった。※令和 5(2023)年度は特例的に試験が 2 回実施されている。

【資料 4-3-19】令和 5 年度修士論文公聴会（心理学研究科）

【資料 4-3-20】学位論文に係る評価基準（心理学研究科）

以上のことから、「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」は達成している。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

ア 栄養学部における学修指導等の改善に向けて

食と栄養を通じて人間の健康増進や生活の質の向上に貢献することを目的とした教育を行っており、専門的な情報を発信するとともに、指導できる実践的な人材を育成するために、教育課程における内容や方法は常に検証が行われており、必要に応じて改善を図る努力を行っている。

（ア）栄養学科

本学科は、管理栄養士・栄養士養成を主たる教育目的とし、管理栄養士国家試験合格を教育目的達成の重要な指標の一つとしている。

本学の管理栄養士国家試験の新卒者合格率は、令和 3(2021)年度まで、概ね 80～90%台を維持し、全国平均と同水準であったが、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の合格率は、平均すると約 50%にとどまった。合格率低下を受け、従来の学力別クラスによる学修指導とゼミ等の活用による個別指導体制に加え、国家試験対策室の運用を強化することにした。具体的には、栄養学科所属の全教員が週に少なくとも 1 コマ以上国家試験対策室に待機し、助手とともに、学生からの質問対応や学修プリントのチェックなどを行う取組みを開始した。この取組みは 1 年次から 4 年次までの全学年を対象とし、各年次の授業進度に沿った指導を行っている。

ほかにも、フードスペシャリスト資格の取得、栄養教諭（一種）免許の取得と採用試験合格、食品衛生監視員・食品衛生管理者任用資格取得等、栄養学科では様々な資格が取得でき、その状況も学生の学力到達が反映されたものである。年度末には各種資格の取得状況が、栄養学部教員協議会に報告されている。資格取得者は各年度多数あり、幅広い学力、知識を持つことについて概ね目標を達成している。

（イ）食創造学科

学科全体で行う学修指導等の点検・評価、またその結果のフィードバックとしては、毎

月開催する学科会議の場を中心に、学生一人ひとりの学修成果や面談などで得た学生の不安や疑問点を担任が中心となってとりまとめて、教員間で意見交換する。

令和 5(2023)年度が初年度となる食創造学科において、学生の反応や様子が、各科目で指導する教員にとって貴重なフィードバックとなり、指導する際にシラバスやルーブリックを参照し、学生の学修成果を高めるようにしている。

なお、フードデザイン学科についても、食創造学科と同様、主に学科会議を活用し、教員間での意見交換を行っている。

イ 心理学部現代応用心理学科における学修指導等の改善に向けて

組織的な学修成果の点検・評価及びそれらの結果のフィードバックは、毎月開催される心理学部教員協議会において継続的に意見交換が行われることで学生の学修成果について情報が共有され、学生の学修指導に生かされている。さらに 3-2 で記述したとおり教員間で情報を共有する機会を定期的に設け、オンライン授業の教授方法や学修成果の確認方法についての改善に伴うかたちで学修指導等の改善も行っている。

ウ 大学院栄養学研究科における学修指導等の改善に向けて

博士前期課程について、研究成果や学修内容のプレゼンテーションに重点を置いた演習科目を必修科目として 1 年次、2 年次に各々配置し、年次ごとに中間発表会を実施し、点検・評価を行うカリキュラム改革を行った。各年次に中間発表の機会を設けることによって修士論文の骨格となる特別研究の方向性を確認することができ、必要があれば軌道修正を検討する機会とすることができる。また、本学で勤務する助手が大学院入学を希望する場合、学費や勤務形態に配慮した特別措置を整備し、多様なバックグラウンドを持つ学生を擁した学修の場を作っている。

【資料 4-3-21】大学院博士前期課程中間発表会

【資料 4-3-22】助手の大学院入学について

エ 大学院心理学研究科における学修指導等の改善に向けて

令和 5(2023)年度公認心理師国家試験（令和 6 年 3 月実施分）より、令和 5(2023)年度に公認心理師国家試験受験資格を得て修了見込の学生も在学中に受験可能となった。公認心理師国家試験の受験を促すとともに、博士前期課程在学中の国家試験の対策等をさらに強化する方法を検討し、令和 6（2024）年度は、毎月 1 回、臨床心理学コースの教員が分担して公認心理師国家試験の対策講座を実施している。

以上のことから、「教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」は達成している。

【基準 4-3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 6(2024)年度より「合理的配慮に関する修学支援室」が設置されたことによって、

障がいのある学生や教育に特別な配慮を必要とする学生に対する支援について全学的な体制ができあがった。これに伴い、継続的な修学支援を可能とするために、学生の学修成果の把握・評価を随時行い、全学的な情報の共有を行うことを検討している。これに加えて、令和 6(2024)年度より、新入生オリエンテーションにおいて、言語・数理・外国語の 3 科目についての基礎アセスメントテストを実施した。入学時の基礎アセスメントテストによって、学修成果の点検における判断材料を導入することができた。今後は、継続的に学生の学修成果の把握・評価を随時行っていくことで、学修成果の把握・評価についてさらなる充実をめざす予定である。

総合教養科目において、学修成果の可視化を達成するためのシステム設計が進んでおり、令和 8(2026)年度の入学生より、自らの学びを把握し、自己評価するためのシステムを開始するため、令和 6(2024)年度においてはシステムの原案を共通教育推進センター委員会にて継続して策定中である。

【資料】共通教育推進センター委員会 2024 年 2 月実施分議事録……【資料 4-2-32】と重複

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書「大学のみに通知する事項」において、「学修成果の点検・評価において多様な尺度、指標や測定方法活用の観点から就職先企業アンケートなど新たな評価指標を導入し、更に充実させることが望まれる」という参考意見があった。すでにポートフォリオを導入することで、多様な測定方法が活用されているが、参考意見の通り、さらに就職先企業アンケートを導入することを検討していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年度自己点検評価書において、「学修成果に応じたきめ細かな指導を実行するため、学生に関する蓄積情報を一元化したポートフォリオについて、全学的に構築していく」と記載し、その検討としての議論を継続的に行っている。また、「学生による授業評価アンケートについて、学修成果の向上に向け、その評価結果を組織的に活用する方策を模索していく」という課題については、令和 5(2023)年度以降、学生による授業評価アンケートの実施および情報管理を FD 委員会から教務課に移行することで、組織的に活用するための体制づくりを整えている最中である。

どちらの課題についても、全学的な体制づくりのために、データへのアクセスについて、さらにはアクセスを可能にするシステムの構築について予算と人員とが必要となってくる。今後は、関係当局との議論を重ね、学修成果の把握・評価にとって、本学においてはどのようなシステムを導入するが望ましいのかを追求していく予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の役割は、次のとおりである。

- ・「大学を代表し、学務の管理及び所属教職員の統括に当たる」（甲子園学院職制に関する規程第 5 条第 1 項第 1 号）。
- ・学長は、学長の諮問に応じて本学の重点事項について審議する「評議会」を主宰する（甲子園大学評議会規程第 3 条第 1 項）。
- ・学長は、甲子園学院の理事として、理事会の構成員となり、学校法人甲子園学院の意思決定に参画している（学校法人甲子園学院寄附行為第 10 条第 1 項第 1 号）。

学長のリーダーシップが適切に発揮できるための補佐体制として、副学長、学務部長及び運営企画会議を設けている。

副学長及び学務部長の職務については、4-1-②において説明しますので、ここでは、運営企画会議について説明します。

運営企画会議は、「評議会に付議する議題を整理する」とともに、「学長が諮問する重要事項を企画し又は立案する」ことを主な目的として、学長主宰のもと、副学長、学務部長、学部長、事務局長等で構成されている合議体として、学長を補佐する機能を果たしている（甲子園大学運営企画会議規程第 2 条及び第 3 条）。なお、運営企画会議は、現学長の下では学長のリーダーシップを強調する意味合いで「学長室会議」と通称している。

以上のことから、「学長の適切なリーダーシップの確立・発揮」は達成している。

【資料 5-1-1】 甲子園学院職制に関する規程

【資料 5-1-2】 甲子園大学評議会規程

【資料 5-1-3】 学校法人甲子園学院寄附行為

【資料 5-1-4】 甲子園大学運営企画会議規程

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学の教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、副学長、学務部長、学部長、研究科長等によって担われている。

副学長については、学則第 39 条第 2 項で「副学長を置くことができる。」と定め、職務については、甲子園学院職制に関する規程第 5 条第 2 項で「学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。副学長は、評議会、運営企画会議の構成員であるとともに主要な委員会構成員として委員会等の審議・検討をリードする役割を担い、学長を

補佐している。令和 5(2023)年度は 2 人の副学長を置いている。栄養学部出身の副学長の主要な校務は、「研究」及び「地域貢献」で、栄養学部同窓会なども担当する。心理学部出身の副学長の主要な校務は「教育」で、心理学研究科と心理学部同窓会も担当する。また、両副学長は、募集活動委員会やキャリアサポートセンターと緊密に連携し、学部における学生募集活動の先頭に立つとともに、3・4 回生の就職活動を支援する役割も果たす。

学務部長は、甲子園学院職制に関する規程第 5 条第 3 項において「学務部長は、学長の職務を助け、学務部及び共通教育センターの業務を総括掌理する。」と定めている。学務部長は、学務委員会、自己点検・評価委員会の専門委員会である編集委員会、危機管理委員会、同委員会の専門委員会である危機管理マニュアル委員会、ハラスメント委員会の各委員長を務めており、各種委員会を牽引することによって学長を補佐している。

学部長及び研究科長の職務は、「学部又は研究科を代表し、学務の管理及び教職員の統督に当たること」(甲子園学院職制に関する規程第 5 条第 5 項第 1 号)と定められている。学部長及び研究科長は、学部教授会又は研究科の教授会に当たる研究科委員会を主宰している。

合議体としては評議会、教授会、各種委員会、運営企画会議等があり、教学マネジメントに必要な審議・検討が行われている。

評議会は、学長の諮問に応じて本学の重要事項を審議する合議体であり、学長が会を招集し、その議長となる。評議会は、学長、副学長、学務部長、学部長、研究科長、事務局長等で構成され、原則として月に 1 回開催されている。

本学では、学則第 45 条の規定に基づき、学部に「学部教授会」を、大学院学則第 9 条に基づき、大学院研究科に「研究科委員会」を置き、学校教育法第 93 条に定める教授会の役割を果たしている。学部教授会については、甲子園大学学部教授会規程において、研究科委員会については、甲子園大学研究科委員会規程において、それぞれ必要な事項が定められている。学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を踏まえ、甲子園大学学部教授会規程第 3 条第 1 項で、学長が決定を行うにあたり教授会が意見を述べるものとして、「(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。」及び「(2) 学位の授与に関すること。」を定め、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号「前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を踏まえ、甲子園大学学部教授会規程第 3 条第 2 項において「学長の定めるところにより、次に掲げる教育研究に関する重要事項について、審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」として次の事項を掲げている。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教員の教育研究業績の審査に関すること。
- (3) 学生の賞罰に関すること。
- (4) その他学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして定めたもの

また、学校教育法第 93 条第 3 項「前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」を踏まえて、甲子園大学学部教授会規程第 3 条第 3 項において、「教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ意見を述べることができる。」ものとし

て、次の事項を掲げている。

- (1) 退学、除籍、休学、転学等学生の身分に関すること。
- (2) 学生の試験に関すること。
- (3) 学生の厚生補導に関すること。
- (4) その他教育研究に関すること。

大学院研究科委員会規程においては、第3条第2項に「長期履修学生の取扱に関する」と。が加えられているほかは、学長が決定を行うにあたり研究科委員会が意見を述べる事項又は学長若しくは研究科長の求めに応じ意見を述べるができる事項は、学部教授会規程とほぼ同じである。

教授会は、学部長が招集し、その議長となり、研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。学長は、教授会に出席し、意見を述べるができる（学部教授会規程第5条）。

全学委員会等においては、委員長は学長、副学長又は学務部長が務めること、また審議の結果は、運営企画会議において逐次報告されることで、学長に教育研究に関する学内の重要な情報が集まる仕組みを構築している。

また、教学マネジメントへの事務職員の関与については、教務及び学生の厚生補導について審議する学務委員会の事務を学生課及び教務課が担う（甲子園大学学務委員会規程第11条）とともに、両課長が学務委員会の委員に就くこと（同規程第3条第6号及び第7号）で、学務委員会における教員と事務職員の教職協働を図っている。

以上のことから、「権限の適切な分散と責任の明確化」は達成している。

【資料 5-1-5】 甲子園大学学則

【資料 5-1-6】 甲子園学院職制に関する規程

【資料 5-1-7】 令和5年副学長について

【資料 5-1-8】 甲子園大学大学院学則

【資料 5-1-9】 甲子園大学学部教授会規程

【資料 5-1-10】 甲子園大学大学院研究科委員会規程

【資料 5-1-11】 甲子園大学学務委員会規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学の事務を担う組織として事務局が置かれており、事務局は事務局長以下、各課・室に課長・室長を配することで、効率的かつ効果的な執行体制を確保し、円滑な運営に当たっている。特に、教学運営の要としての学生課と教務課を統括する学務部では、両課が連携して学務委員会の事務を担当し、教職員が協働して学生への指導、支援を行う体制を整えている。なお、学務委員会では、副委員長を教員による2人体制とし、カリキュラム・時間割編成や学生生活指導・環境整備等の具体的な検討を行っている。

事務局には、総務課、管理課及び企画調整室が含まれている。総務課は、評議会や運営企画会議などの重要な会議の庶務を分掌している。企画調整室は、「内部質保証に関すること」「自己点検・評価に関すること」「大学改革に関すること」など教学マネジメントに直接関わることについての事務処理を行うほか、学長の特命事項を処理することを所管して

おり（甲子園学院組織規程第 5 条第 1 項）、学長のリーダーシップ発揮を事務部門として支えている。入試センター、キャリアサポートセンター、地域連携推進センター、図書館などの組織はそれぞれ事務部門を持っている。

事務組織については、甲子園学院組織規程によって課・室等のそれぞれの事務分掌が明確に定められているとともに所要の人員が配置されている。また、事務局長主催で事務局連絡会を隔週で開催することにより、事務局内の情報共有及び連絡体制を密にしている。

以上のことから、「職員の配置と役割の明確化」は達成している。

【資料 5-1-12】甲子園学院組織規程

〔基準 5-1 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長のリーダーシップの確立・発揮、権限の適切な分散と責任の明確化、職員の配置と役割の明確化は問題なく達成できている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現状、発見された課題などはない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

いくつかの委員会については所掌事項を拡大し効率的、効果的に運用できるように、委員会機能の整理を行う。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の教員の採用・昇任にあたっては、当該教員の職位に必要な資格等が大学設置基準に準拠するように、各学部の専任教員数が大学設置基準に準拠するように細心の注意を払っている。

栄養学部栄養学科の授業科目及び専任教員について、管理栄養士養成施設として「栄養士法施行規則」（教育課程編成基準）に適合するよう十分に配慮している。また、心理学部及び大学院心理学研究科では、公認心理師カリキュラム対応となるよう、授業科目の開設及び教員の配置を行っている（公認心理師法施行規則第 1 条の 2 及び第 2 条）。

本学の教員の採用及び昇任に関しては、「大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程」「甲子園学院職員の採用手続に関する規程」及び「甲子園大学教員の人事に関する規程」において規定している。必要な教員を採用しようとする際は、学部教授会において、当該教科及び授業科目に教員を補充する必要があるか、補充する場合は候補者の要件等について検討を行い、教員の採用が必要な場合は、採用計画を立てその旨を学部長から学長に対し申出を行う。学長は、採用計画について理事長との事前協議を経たうえで、応募者の書類選考及び一次面接合格者を本学人事委員会にて決定し、そのうえで、本学・本学院にお

いて資格審査・面接等を行い、理事長に対し発令申請を行って、適格な教員を確保するように努めている。

学内の教員を昇任させる場合についても、基本的には教員の採用の場合と同様の手続で行われている。

教員の募集にあたっては、本学ホームページへの掲載や JREC-IN Portal への登録など、広く公募による募集を行っている。また、欠員が生じる場合にも、速やかに代替教員を補充するなど、教育の継続に支障を来さないよう十分配慮している。

以上のことから、「教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置」は達成している。

【資料 5-2-1】大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程

【資料 5-2-2】甲子園学院職員の採用手続に関する規程

【資料 5-2-3】甲子園大学教員の人事に関する規程

【基準 5-2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法令等に定める教員の適正な配置を行っている。採用や昇任についても規定に則り適切に実施されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現状、発見された課題などはない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、これまで教育及び研究に実績のある教員の採用を重視してきた。今後は、彼らの実績及びスキルを若手の教員に継承させるべく、若手の教員の採用及びその育成に向けた方策を検討していきたい。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

令和 4(2022)年度までは、FD 研修の実施を FDSD 委員会が担ってきたが、令和 5(2023)年度からは、FDSD 委員会を FD 委員会と SD 委員会に分離・独立し、FD 委員会が FD 研修を実施することとなった。FD 委員会の委員構成に工夫をし、教員のニーズを捉え、FD 研修を組織的に行うことになった。

「学生による授業評価アンケート」については、令和 4(2022)年度まで FDSD 委員会が実施してきたが、令和 5(2023)年度からは、学生に関する情報を一元的に把握することを目的に、学務委員会が実施することになった。

ア 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、教員が自身の教授法の改善を行い、教育の質の向上を図ることを目的として毎年実施している。教員は、科目ごとの集計結果と自由記述の記載内容をポータルシステムによって閲覧し、科目ごとの自己分析を行った結果が学内において公開されている。授業評価アンケートは、前期・後期の8回目の授業に実施することで、結果を担当教員が確認・分析し、後半の授業に、改善内容を反映させることができ、また、授業中に学生にフィードバックしている。令和4(2022)年度からは、学生にフィードバックを実施した日時を自己分析シートに記入する欄を設けた。

学生による授業評価アンケートはWebで実施しているが、回答率が低いことが課題であった。そのため、令和元(2019)年度からは、履修登録などと連動した汎用性のあるポータルシステムに組み込まれたアンケートシステムに変更することで、アンケート期間中に回答数を確認し、回答を促すことで、回答率向上につながった。

【資料 5-3-1】 授業に関する調査（2023・2024 年度前期中間）（学生依頼用、教員連絡用）

【資料 5-3-2】 担当教員による自己分析書（一例）

イ 教員による公開授業評価

平成24(2012)年度より、教員による公開授業評価を実施している。これは、授業担当者が、授業を公開し、相互に評価結果を得られることで気づきやヒントが得られる内容で、教育の質の向上を目指している。他の教員による評価結果は、担当教員にフィードバックされるとともに、大学ホームページ（学内専用閲覧）において公開している。評価項目には、①良かった点②自分の授業に取り入れたい点③工夫すればよくなると考えられる点などを含み、評価する側と評価される側の双方にとって授業改善につながるものとなっている。授業評価への参加者数を増加させることが課題であり、対象期間中の公開授業科目の時間割を全教員に配布するなどこれまで様々な工夫を行ってきた。令和2(2020)年度からは、公開授業期間を約1か月に拡大し、教員が参加する機会を増やせるようにしている。

授業現場における各教員の工夫を見聞し、教授法を評価し合うことで、教育の質の向上を図っていくとともに、公開授業評価の参加者が増加するための取り組みも継続していく。

【資料 5-3-3】 甲子園大学ホームページ（FD 活動）（学内向け公表）

【資料 5-3-4】 教員による公開授業評価シート

ウ FDSO 研修会

令和5(2023)年度から、FDSO 委員会は、FD 委員会及びSD 委員会に分離・独立し、それぞれふさわしい委員構成とした。また、FDSO 委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施してきたが、令和5(2023)年度からは学務委員会が実施し、結果報告や対応の検討も併せて行うこととなった。

令和5(2023)年度に実施したFD研修は、以下のとおりである。

（令和5(2023)年度）

1 回	8 月 31 日	テーマ：配慮の必要な学生への対応について (1) 最近の本学学生の相談状況(中めぐみ生活相談員) (2) 本テーマに関する講演(青柳学部長) (3) グルーピングワーク
2 回	3 月 13 日	福岡工業大学視察の報告—本学として参考となる点—(熊谷学務部長)

令和 6(2024)年 4 月 18 日に、令和 6(2024)年度第 1 回 FD 委員会を開催し、令和 6(2024)年度の研修会について、初回は SD 研修会と合同で実施することとし、以下を実施した。

(令和 6(2024)年度)

1 回	5 月 8 日	テーマ：令和 6 年度広報・学生募集のための共通認識の構築のために (1) 学生たちがワクワクしながら将来の夢を楽しく語り合える大学にしよう (山川博史 これからの時代の飲食店マネジメント協会代表理事)) (2) 令和 6 年度募集活動のための各学科の特長等について
-----	---------	--

FD 研修会の開催終了後には、参加者からアンケートを取得し、参加者の研修内容の理解度を図るとともに、次回開催に向けた研修内容見直しのための基礎資料としている。

第 2 回 FD 研修会は、令和 7(2025)年 3 月に「合理的配慮元年を振り返って(仮題)」とのテーマで実施する予定である。

以上のことから、「FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」は達成している。

【資料 5-3-5】令和 5(2023)年度 FD 研修会終了後アンケート(第 1 回、第 2 回)

【資料 5-3-6】甲子園大学 FD 委員会規程

【資料 5-3-7】甲子園大学 SD 委員会規程

【資料 5-3-8】令和 5(2023)年度 FD 委員会議事要録(第 1、2、3 回)

【資料 5-3-9】令和 6(2024)年度 FD 委員会議事要録(第 1 回)

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

ア SD 研修の実施

令和 4(2022)年度までは FDSD 委員会として実施してきたが、令和 5(2023)年度からは FD 委員会と SD 委員会に分離独立し、SD 委員会が実施計画を立てて、教員及び職員を対象とした資質向上のための研修を行ってきた。令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度は、オンライン形式、対面形式、オンデマンド形式の方法を用いて SD 研修を行っており、前回自己点検・評価を実施した令和 5(2023)年度 6 月以降と令和 6(2024)年度に実施した SD 研修は、次のとおりである。

(令和 5(2023)年度)

3 回	7 月 28 日	認証評価制度とは何か(熊谷学務部長) 認証評価プロセスについて(企画調整室)
4 回	9 月 21 日	甲子園大学における合理的配慮の仕組みについて～私立大学での義務化に対応して(青柳学部長、学生課)
5 回	1 月 31 日	事例から見るキャリアサポートセンターの業務(キャリアサポートセンター)

6 回	3 月 13 日	福岡工業大学視察の報告—本学として参考となる点—(熊谷学務部長)
(令和 6(2024)年度)		
1 回	5 月 8 日	令和 6 年度広報・学生募集のための共通認識の構築のために 講演「学生たちがワクワクしながら将来の夢を楽しく語り合える大学にしよう」 (講師山川博史氏) 令和 6 年度募集活動のための各学科の特徴等について(釜坂教授、野間教授、青柳学部長)
2 回	9 月 4 日	令和 5 年度大学機関別認証評価結果を受けて(熊谷学務部長)
3 回	12 月 18 日	修学支援制度について、基幹教員など(総務課)

令和 6 年度第 1 回は、令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書において改善を要する点として挙げられている収容定員充足のための学生募集をテーマとした研修を実施している。また第 2 回については認証評価の結果を受けた振り返りを教員及び職員全員に対して実施し、資質向上に向けての取組みを行っている。第 3 回については修学支援制度についてと基幹教員についての考え方の研修を実施した。その他、民間事業者が実施する階層別研修(係長研修)に今年度は管理課係長が令和 6(2024)年 9 月 11 日、12 日に参加した。

イ SD 委員会の活動

令和 6(2024)年 4 月 22 日に令和 6(2024)年度第 1 回 SD 委員会を開催し、SD 研修の当面の目的及び方針について検討を行い、初回は FD 研修会と合同で実施する事を承認した。また令和 6(2024)年 7 月 31 日に第 2 回 SD 委員会を開催し第 2 回、第 3 回及び第 4 回の研修の方針についての検討を行い承認した。今後実施予定の第 4 回の研修の内容は次のとおりである。

(令和 6(2024)年度実施予定)

4 回	2 月下旬	業務計画についての報告、施設改修計画、合理的配慮、今年度の振り返り など (各部署)
-----	-------	---

以上のことから、「SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み」は達成している。

【資料 5-3-10】令和 5 年度第 3 回 SD 研修会(認証評価制度とは何か、認証評価プロセスについて)

【資料 5-3-11】令和 5 年度第 3 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-12】令和 5 年度第 4 回 SD 研修会(甲子園大学における合理的配慮の仕組みについて～私立大学での義務化に対応して)

【資料 5-3-13】令和 5 年度第 4 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-14】令和 5 年度第 5 回 SD 研修会(事例から見るキャリアサポートセンターの業務)

【資料 5-3-15】令和 5 年度第 5 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-16】令和 5 年度第 6 回 SD 研修(福岡工業大学視察の報告—本学として参考となる点—)

【資料 5-3-17】令和 5 年度第 6 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-18】甲子園大学 SD 委員会規程

【資料 5-3-19】令和 6 年度第 1 回 SD 委員会議事要録

【資料 5-3-20】令和 6 年度第 2 回 SD 委員会議事要録

【資料 5-3-21】令和 6 年度第 1 回 SD 研修会（令和 6 年度広報・学生募集のための共通認識の構築のために）

【資料 5-3-22】令和 6 年度第 1 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-23】令和 6 年度第 2 回 SD 研修会（令和 5 年度大学機関別認証評価結果を受けて）

【資料 5-3-24】令和 6 年度第 2 回 SD 研修実施後アンケート集計

【資料 5-3-25】令和 6 年度第 3 回 SD 研修会（修学支援制度について、基幹教員についてなど）

【資料 5-3-26】令和 6 年度第 3 回 SD 研修実施後アンケート集計

【基準 5-3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

FD については、令和 6(2024)年 3 月付の日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書で、全学的な FD 活動を実施し、授業評価の自己分析・相互評価で授業改善につなげているとの評価をいただいた。

SD 研修は令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度は、オンライン形式、対面形式、オンデマンド形式の方法を用いて行っており、いずれかの形式において全職員が研修を受講する形が作れている。また内部として研修の計画と振り返りを繰り返し、職員のニーズを把握しながら研修の内容を図っている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年度から SD 委員会として分離独立以降、計画と振り返りを繰り返し、また職員のニーズを把握しながら、SD 研修を展開しているが、今後ともさらに SD 研修の内容の充実を図っていきたい。

また、学生募集など改善するために募集活動や大学広報などをより強化していく。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

教員が研究を行う主な場所としては、研究室及び実験室がある。本学の専任教員は、1 号館、2 号館、5 号館、7 号館又は 10 号館のいずれかに個別の研究室が割り当てられている。教育・研究のための施設と設備として、栄養学部栄養学科は 10 号館に、第 1～第 5 実験室、調理学実習室、栄養教育論実習室、給食経営管理実習室、臨床栄養学実習室を持っており、

食創造学科は5号館に、微生物実験室、理化学実験室、動物実験室、食品製造学実習室、フードデザイン実習室、食品栄養学実習室、食品官能評価実習室、食品学実習室を持っている。また、現代応用心理学科は7号館に各種の演習室、実験室、資料室等を持っており、学内での研究の実施に十分な施設配置が行われている。いずれの施設にも必要な設備・機器を備え、ICT機器の設置、Wi-Fiのアクセスポイントの設置による十分なネットワーク環境も構築している。

以上のことから「研究環境の整備と適切な管理運営」は達成している。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

ア 研究倫理の確保

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26(2014)年8月26日）」に対応し、従来の規程を全部改正し、「甲子園大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し（令和3(2021)年12月21日施行）、ガイドラインの内容に的確に合致するようにした。令和3(2021)年2月1日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことを踏まえて、従来の規程を全部改正し「甲子園大学公的研究費の管理・監査規程」を制定し（令和4(2022)年2月15日施行）、改正ガイドラインに適合するようにした。また、「甲子園大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理審査規程」を制定し、研究不正及び研究費の不正使用の防止を徹底している。令和6(2024)年度中に実施予定の研究については令和5(2023)年度末日までに研究倫理委員会において審議され、承認を受けた後に研究が開始されている。

具体的な研修・指導内容としては「甲子園大学研究倫理教育の実施に関する細則」で、全教員に一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が実施するeラーニング講座の甲子園大学コースの受講を義務付けており、大学院生についても同様としている。また学部学生については卒業研究等で人を対象とする研究（アンケートを含む）を行う場合は、APRINを受講させ、人を対象として研究の倫理審査を申請する場合、研究の実施に関わるもの全員の研修受講歴を申請用紙に明記させている。また令和3(2021)年に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が制定されたため、全学的な倫理審査の必要を認識し、令和3(2021)年から新たな研究倫理審査規定の制定に取組み、令和5(2023)年4月に制定して以降、審査を施行している。前回自己点検を行った令和5(2023)年6月以降と令和6(2024)年度10月までに12件の審査を行い、その実施状況を厚生労働省の報告システムに公表している。

以上のことから、「研究倫理の確立と厳正な運用」は達成している。

【資料 5-4-1】 甲子園大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 5-4-2】 甲子園大学公的研究費の管理・監査規程

【資料 5-4-3】 甲子園大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理審査規程

5-4-③研究活動への資源の配分

「研究費及び研究旅費（外国旅費を含む）に関する取扱い要項」に基づき、各専任教員

に対し、毎年度個人研究費を分配している。

科研費申請数および採択数の推移、令和 6(2024)年度採択事業一覧は以下の通りである。

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請数	8	13	9	7	6
採択件数	2	1	2	1	0

研究種別	研究者代表	期間 (年度)	研究課題名	令和 6 年度 (単位円)	
				直接経費	間接経費
若手研究	浅井 航洋	令和 4 年度 ～ 令和 7 年度	長田幹彦研究の基盤構築：大正期通俗 小説研究を書き換えるために	900,000	270,000
若手研究	野間 智子	令和 4 年度 ～ 令和 7 年度	デジタル化食育プログラムは、新たな 生活様式において効果的な栄養教育 手法となるのか	600,000	180,000
基盤研究 C	破田野 智美	令和 5 年度 ～ 令和 8 年度	美味しい分類と可視化	500,000	150,000
若手研究	奥本 陽子	令和 5 年度 ～ 令和 7 年度	シュタイナー学校をモデルとした超 越と言語に関する教育方法論の実証 的研究	400,000	120,000

科研費の採択件数を増やすためには、申請件数を増やすことが必要であり、申請を促すための呼びかけを行っている。コロナ禍などの事情で開催できていなかった学内説明会を再開し、令和 6(2024)年 8 月に実施しているが、まだはっきりとした結果を出すには至っていない。具体的な指南などのサポートについても検討していきたい。

教員が研究論文、報告等を発表する場として「甲子園大学紀要」を毎年発行しており、令和 3(2021)年度からは電子媒体で公表している。また査読付き論文件数の推移は以下のようになる。

学部・学科名		令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年度	令和 4 年 度	令和 5 年度
栄養学部	栄養学科	16	14	10	13	6
	フードデザ イン学科	1	3	6	7	
	食創造学科	—	—	—	—	7
心理学部		1	2	3	5	3
合計		18	19	19	25	16

〔基準 5-4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準 5-4 では記述が難しいため、基準 5-1～基準 5-3 の部分で記載をする。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専任教員が科研費に新規に採択される件数がごく少数にとどまっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

より科研費の申請件数を増やすため具体的な指南などのサポートを検討と実行し、申請数及び採択数においてさらなる改善が出来るような新しい取組みを検討していく。

研究倫理については、文部科学省のガイドライン等の新たな改正があれば適合するように見直しを行っていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院は、昭和 16(1941)年 4 月に 5 年制の甲子園高等女学校として設置されたことに始まり、昭和 23(1948)年 7 月から甲子園中学校及び甲子園高等学校となり、昭和 26(1951)年 4 月には甲子園学院幼稚園、甲子園学院小学校を新設、これに伴い中学校・高等学校も甲子園学院中学校・甲子園学院高等学校と改称し、昭和 39(1964)年 4 月甲子園短期大学、昭和 42(1967)年 4 月に宝塚市において甲子園大学を開校した。

寄附行為第 3 条において、法人の目的として『勤勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として定め、豊かな感性と倫理観を備えた人間教育をおこなってきた。

本学院は、寄附行為に則り、理事と評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営し、理事長のリーダーシップの下、経営の効率化、経営基盤の強化に取り組んでいる。

役員の規律と誠実性の維持としては、寄附行為第 14 条に役員の解任に関する条項を定め、法令及び寄附行為の遵守を意識した職務の遂行を求めている。また、寄附行為第 20 条に「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」と定め、利益誘導やその疑義の発生を防いでいる。

理事会・評議員会等の重要会議については、毎開催ごとに議事録を作成し、適切に管理している。

教職員の規律と誠実性の維持としては、就業規則に「共に信義を重んじ、誠意をもってこの規則を守り、その責任を果し、学院建学の精神に基づき、学校教育の振興と発展に努めなければならない」と規定し、禁止行為を明記し、違反した場合は懲戒に処することを具体的に定め、遵法精神に基づいた職務の遂行を求めている。

また、公益通報等関する規程を平成 20(2008)年 12 月 1 日に整備し、経営の規律と誠実性を担保している。

令和 5(2023)年度の改正私学法の制定により、令和 7(2025)年 4 月 1 日の法施行に対応できるように、寄附行為の見直しを行い、各種規程の整備を行う。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、労働安全衛生法等の諸法令に基づき、教職員・学生等の事故・労働災害・健康障害等の防止に努め、環境保全、人権、安全への配慮をしている。

人権については、個人情報保護のため、個人情報保護規則、個人情報保護に関する基本方針、個人番号及び特定個人情報取扱規程を定めている。また、ハラスメントの防止については、令和 2(2020)年度にハラスメント防止規程を定め、ハラスメントの防止及び適切

な対応を行うための措置等について規定している。

安全については、労働安全衛生法によるほか、衛生委員会を毎月開催することで、事故の未然防止、安全衛生の確保を図っている。また、ストレスチェック制度実施規程に基づき、ストレスチェックを実施して教職員の心理的な負担の程度を把握し、心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組んでいるほか、防火防災は、消防法に定めるもののほか、不慮の災害時における人的、物的被害の軽減に努めるための防災管理規程を定め、火災の未然防止、災害等発生時の安全の確保を図っている。

また、各学校園において、避難訓練等を毎年行い、災害等に対応できるように備えている。

【基準 6-1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学院は、寄附行為に則り、理事と評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持を明確に表明し、適正に経営を行っている。理事長の管理の下、学長のリーダーシップによる大学運営は適切に行っている。

環境保全、人権、安全について配慮し、危機管理の体制を整備し、これらが適切に機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

排水設備も順次整備し、大学において、1 号館に学生ホールを整備し、学生が談話できる環境を整えた。今後も学生が、大学内で交流、談話ができる施設を順次整備していく。

ハラスメントに関しては、各職場に相談員を配置し、実際にハラスメント行為が行われた場合に、相談員に相談し、ハラスメント行為の事実が確認されたら、直ちにハラスメント委員会を開催し、適正に対処している。

【資料 6-1-1】経営の規律と誠実性

【資料 6-1-2】個人情報保護規則

【資料 6-1-3】個人情報保護に関する基本方針

【資料 6-1-4】個人番号および特定個人情報取扱規程

【資料 6-1-5】ハラスメント防止規程

【資料 6-1-6】衛生委員会規程

【資料 6-1-7】ストレスチェック制度実施規程

【資料 6-1-8】防災管理規程

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院では、寄附行為の規定に従って選任された役員により、理事会を適切に運営し、定例としては年 5 回の理事会を開催している。使命・目的の達成に向けて 戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は次のとおりである。

学院の管理運営体制は、理事会、評議員会、監事から成り、それぞれの役割は寄附行為の中で明確に示されている。

理事会の構成：理事会の役員は理事 7 人で、設立者の関係 1 名、大学・短期大学の学長 2 人、評議会から選任された法人の職員 2 人、学外理事 2 人とし、さらに監事 2 人の 9 人で構成されている。

令和 5(2023)年度は、理事会の開催は年間 6 回行ったが、理事及び監事の出席率は高く、議題に従い活発な議論、審議が行われた。

なお、理事会の案内送付時に議事内容を事前に送付し、欠席者が出たとしても委任状ではなく、書面により事前に意思確認をおこない、欠席した場合でも理事の意思は反映されている。

[基準 6-2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会は使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事会の意思決定を反映させるため、事務局理事とは、毎日当面の課題について協議している。大学については、学長が理事なので、週 1 回定例会を開催し、大学内での課題を協議し、課題の解決をはかっている。

【資料 6-2-1】理事会開催通知等の取扱要綱

【資料 6-2-2】取扱要項 様式第 1 号

【資料 6-2-3】取扱要項 様式第 2 号

【資料 6-2-4】取扱要項 様式第 3 号

【資料 6-2-5】取扱要項 様式第 4 号

6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

理事長と学長に関しては、寄附行為等により、それぞれ法人と大学を代表する権限と責任を明確に規定している。

ア 理事長

理事長は、寄附行為 15 条の「法人を代表し、その業務を総理する」という規定に従って職務を遂行し、リーダーシップを発揮している。

同第 20 条第 1 項で理事会を置き、同条第 2 項で「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督」とし、理事会の議題は寄附行為に則って評議員会の諮問を経ている。

イ 学長

学長は、職制に関する規程第 2 条で「大学を代表し、学務の管理及び所属職員の統轄」をすることとなっており、併せて法人の理事も兼ねており、大学の方針を理事会で表明すると共に、理事会の決定事項を大学に指示する等、法人と大学の意思の疎通も円滑に行われている。

ウ 大学評議会

大学の運営に関する重要事項について審議するために大学評議会を置き、理事会と大学を繋ぐ重要な役割を果たしている。

エ 教授会

学生の入学、卒業及び課程の修了や学位の授与について審議し、教育研究に関する重要事項について、意見を述べている。

オ 定例会議

法人と大学事務局の定例会議を原則週 1 回開催している。メンバーは、理事長、学長、法人及び大学事務局長等で、その時点の懸案課題について協議し、円滑な意思決定が行われるよう努めている。

カ 運営企画会議

大学では学長が意思決定をする際に、各学部等と十分な連携が取れるよう、学長、副学長及び学部長等を構成員とする運営企画会議を設置し、評議会で審議する事項の整理等を行い、円滑な意思決定に役立ててきた。

大学教職員から提案があれば、まず大学内で検討された後、連絡会で協議され、了解された提案が実施されることとなる。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

管理部門と教学部門の両部門でのコミュニケーションは円滑に図られており、評議員会は、諮問機関として、予算や中期計画等、法人や大学の重要な項目について審議し、意見を述べている。監事は、私立学校法及び寄附行為に定められた監事の職務を通じ、ガバナンスは、適切に機能している。

ア 評議員会

寄附行為第 26 条で「評議員会を置く」、第 28 条で「理事長において、あらかじめ評議員

会の意見を聞かねばならない」と規定し、諮問機関としての役割を果たしている。

イ 評議員の選任

評議員会は、広い分野からの 15 人で構成されており、その選任は寄附行為第 30 条に従って行われている。評議員の出席状況は、ほぼ毎回全員が出席している。

ウ 評議員会の審議項目

評議員会が理事会に先立ち予め審議しているのは、寄附行為 第 28 条に規定する予算、財産等の処分、事業計画、寄附行為の変更 等である。

エ 監事の選任

寄附行為第 11 条に従って行われており、高い知見がある者を選任している。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを選任している。

オ 監事

監事は、現在 2 人で、共に学外の非常勤監事である。寄附行為第 19 条に監事の職務を規定しており、毎年、決算理事会の前には法人本部へ決算案及び業務状況の説明を求めており、法人本部は決算案及び業務状況の説明及び質問に対する回答を行っている。これらを経て、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出等を適正に行っている。さらに業務監査、財産監査及び業務、財産の状況について理事会に出席して意見を述べている。なお、監事の出席状況は良好である。

カ 監事と公認会計士との意見交換

監事は、毎年度、理事長同席のもと、公認会計士監査の状況把握を行い、その場において公認会計士からの意見聴取及び情報交換を行っている。

【基準 6-3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法人の意思決定は円滑に行われており、評議員会と監事のチェック機能も適切に行われている

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法人と大学のコミュニケーションは、各階層において行われており、意思決定も円滑である。大学内のコミュニケーションについても教職協働体制が構築されており極めて良好である。

法人及び大学の各管理運営機関により、相互にチェックする体制が整備され、適切に機能している。理事及び監事の理事会への出席状況は良好で、役員間で十分な議論がなされている。監事は、数値だけではなく、法人の運営にも適切に助言を行っている。

【資料 6-3-1】職制に関する規定

【資料 6-3-2】甲子園大学評議会規程

【資料 6-3-3】 甲子園大学評議会規程

【資料 6-4-4】 甲子園大学運営企画会議規程

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学院の貸借対照表における資金余力に関しては、平成 22(2010)年度以降外部借入は 0 であり、令和 5(2023)年度の運用資産は、総額約 100.6 億円保持している。内訳は現金・預金 32.7 億円、特定資産(債券他)34.8 億円、有価証券 33.1 億円となっている。有価証券のうち債券に関しては、国債の他 4 大格付機関(ムーディーズ、S&P 社他)で投資適格の A 格付以上のものに限定している。資金運用は、「甲子園学院資金運用規程」に基づいて実施しており、またその際「収益性」はもちろん重要であるが最も重視しているのは「安全性」である。新規の運用に際しては、監事(公認会計士)及び運用顧問(元監査法人勤務)の 2 人のアドバイスを受けた上で、起案書による決裁の後、実施している。更に決算にあたっては、監査法人監査・監事監査にて内容の精査を受けた上で、理事会決議を受けている。

以上のことから、「財務基盤の確立」は達成している。

【資料 6-4-1】 令和 4 年度資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表

【資料 6-4-2】 甲子園学院資金運用規定

6-4-② 収支バランスの確保

外部資金導入として、「甲子園学院教育振興基金」事業からの特別寄附金収入、および不動産賃貸事業による収益事業収入があり、令和 5(2023)年度では特別寄付金収入約 17.0 百万円、および収益事業収入 50 百万円を計上した。

【資料 6-4-3】 令和 5 年度事業報告書

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学院は、中長期計画として、平成 22(2010)年に「経営改善計画(平成 22 年度～平成 25 年度)」を策定した。これは、平成 20(2008)年度に法人全体の帰属収支差額が赤字になったことを契機に、日本私立学校振興・共済事業団の指導を受け策定したものである。当該計画を 1 年前倒しで終了し、平成 26(2014)年度より「第 2 期経営改善計画(平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度)」を策定し実行してきた。しかし、学院全体の学生・生徒等の入学者数の減少に歯止めをかけるに至らなかった。令和 2 年(2020)年度には、本学院の目

指す将来像を示し、かつその実現に向けた「学校法人甲子園学院 中期事業計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」を取りまとめ、実施中であるが、依然として学生・生徒等の定員充足率は厳しい状況にある。現状を踏まえ、次期（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）を作成した。現行の施策を実行しつつ、財務体質の改善に向けて更なる施策を検討しているところである。

【資料 6-4-4】学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

【基準 6-4 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

資金運用規定に基づき、運用資産管理を実施しているが、相場状況を見極めながら、令和 6(2024)年 3 月に有価証券（株式）の一部を売却し、有価証券売却益 14.7 億円を計上した。

学生・生徒数の定員充足率の改善に向け、「甲子園学院将来ビジョン委員会」を設置した。委員会は令和 5(2023)年 10 月から令和 6(2024)年 4 月までに計 6 回開催し、各学校園の改善方法を審議した。最終的に将来ビジョン方向性を学院全体で共有することで、施策の推進力を上げていくことを目的とする。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

日本高等評価機構による大学機関別認証評価 評価報告書において改善を要する点として挙げられている収容定員の未充足が続き、支出超過の状況が常態化しているため、適切な在籍学生数の確保に努めるなど、収支均衡に向けた改善が必要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

(1)にて先述した「甲子園学院将来ビジョン委員会」の設置により、大学ほか各学校園の学生・生徒の獲得に向けた方向性が示された。それにより Web サイトのリニューアルの実施をはじめ、学院全体及び各学校園のブランディング再構築に着手しはじめたことである。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「学校法人甲子園学院寄附行為」、「学校法人会計基準」、「甲子園学院経理規程」、「甲子園学院物品管理規程」及び「甲子園学院資金運用規程」等の諸規程に基づき適正に処理をしている。

予算の執行は、各学校園が支出項目ごとに所定の「購入伺」等を理事長の決裁を経て法人事務局に提出する。発注及び支払いについては、原則として法人事務局集中方式を採用

しており、決裁を受けた「購入伺」等によって会計課が発注を行い、当該学校園から送付された納品書（発注品は当該学校園に直接納品される場合が多い）を確認のうえ、請求書により支払いを行う。これらの手続きは、学校法人会計基準に基づき、会計課職員が適正な処理を行っている。予算については、1月に次年度の予算編成方針を理事会に諮り、3月に策定するがその手順は次のとおりである。法人事務局が、各学校園の意見をヒアリングし、次年度事業計画を検討、費用対効果、財源、前年度実績等を総合的に勘案して次年度の事業計画案及び予算案を作成する。事業計画案及び予算案は、理事長の了承を経て、3月開催の「評議員会」の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、次年度の事業計画及び予算として決定される。予算との乖離がある決算科目においては、補正予算を編成している。補正予算編成に際しても「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の承認を得たうえで決定している。

会計処理に関しては、会計基準に則り適正な処理をし、毎年の監事監査、外部の監査法人の監査においても、「適切である」という判断を得ている。

以上のことから、「会計処理の適正な実施」は達成している。

【資料 6-5-1】 学校法人甲子園学院寄附行為

【資料 6-5-2】 経理規程

【資料 6-5-3】 物品管理規程

【資料 6-5-4】 甲子園学院資金運用規程

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学院の監査体制は、私立学校振興助成法に基づく有限責任監査法人による監査、私立学校法に基づく監事による監査及び内部監査室が実施する内部監査から成っている。

内部監査は、理事長の指示のもと、監査員が7～8月に各校園の業務について監査を実施している。結果については、監事が陪席する理事会で毎年報告している。

監事監査は、理事会、評議員会に監事が陪席し、学校法人の業務執行状況及び理事の業務執行状況が適正に行われているか等を監査している。

有限責任監査法人による監査は、令和5（2023）年度では14日間にわたり、各学校園の個別の会計処理から法人の運営管理に至るまで実施された。令和6（2024）年度は10月に2日間期中監査を実施し、令和7（2025）年2月から5月にかけて期中及び期末監査並びに監査報告会の実施予定している。

このように有限責任監査法人による監査、監事監査及び内部監査の多面的な体制が確立している。

以上のことから、「会計監査の体制整備と厳正な実施」は達成している。

【資料 6-5-5】 甲子園学院内部監査規程

〔基準 6-5 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

適正な会計処理を実施し、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

有限責任監査法人と監事とのディスカッションを令和 6 (2024)年 2 月 5 日に実施し、監査状況について報告及び意見交換がなされ、情報共有と連携を行った。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 地域・社会への貢献

①地元自治体との連携

②大学の人的・物的資源を活用した連携・貢献

③地元自治体・企業などと協力した地域連携活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地元自治体との連携

本学のある宝塚市は、阪急阪神東宝グループの創始者・小林一三氏が手がけた宝塚歌劇団の本拠地である宝塚大劇場があり、『歌劇の街』として全国的に有名である。かつては、阪急電鉄経営の宝塚ファミリーランドや阪急東宝の文化拠点としてのイメージが強かったが、現在は、大阪や神戸などの大都市のベッドタウンで、多くの都市と同様、高齢化にも直面している。このような社会環境の変化を受け、宝塚市は、エイジフレンドリーシティ宝塚行動指針を策定し、「お互いさまがあふれるまち・宝塚」を基本理念としている。戦後、市北部に位置する西谷地区が宝塚市に編入され、住宅都市でありながら、広大な農業地域を擁する自治体となった。当地区は、都市近郊に位置しながらも、里山景観と伝統に根ざす暮らしが数多く残る、魅力的なポテンシャルを持ちながら、一方、同じく高齢化が進み、地域の特産品（野菜やダリアなど）である農業の担い手が急速に減少しているという問題がある。

本学は、平成 25(2013)年 9 月に、人材育成、まちづくり、健康増進、産業、教育、文化などの分野において、宝塚市と相互に協力し、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的に包括連携協定を締結した。本学は、食と栄養を探究する栄養学部、及び心理面で健康を支える心理学部を擁しており、教育研究で得られる知見を地域に貢献していきたいという考えを持っている。それは現宝塚市長の思いにも通じるものである。

A-1-② 大学の人的・物的資源を活用した連携・貢献

本学の栄養学部及び心理学部では、「食育」、「子育て支援」の観点から地域と連携した活動を推進している。

栄養学部では、教員が宝塚市食育推進会議に知識経験者の委員として就任し、食育推進計画や食育の推進に関する重要事項の審議に携わっている。その他、食育関連事業として、宝塚市内の幼稚園、小学校、中学校と連携し、アンケートの実施、ビデオレターによる食育推進を行っている。令和 6(2024)年 10 月 26 日には、本学の客員教授で、料理研究家の土井善晴氏による特別講義を一般公開し 160 名以上の市民が参加し好評を得ている。

心理学部では、地域の子どもたちの健全な発育や幼い子どもを持つ母親の子育て支援のために、宝塚市の子ども家庭支援センターのプログラムにおいて、きらきら子育て講座（年 6 回）・思春期講座（年 4 回）を開催した。また、発達・臨床センターにおいて、毎年「子

供の心理・発達・無料特別相談会」を実施している。

市民への啓発及び生きがい支援事業への協力として、阪神シニアカレッジとの事業交流を毎年行っており、令和6(2024)年度は栄養学部の教員が出前授業(知ってよかった防災食育)を実施した。

【資料 A-1-1】宝塚市食育推進会議委員就任依頼書

【資料 A-1-2】土井善晴氏特別講義チラシ

【資料 A-1-3】きらきら子育て講座チラシなど

【資料 A-1-4】思春期講座チラシなど

【資料 A-1-5】令和6年度 阪神シニアカレッジ交流講座を開催しました _ WHAT'S NEW

A-1-③ 地元自治体・企業などと協力した地域連携活動

本学は、宝塚市制70周年を機に包括連携協定先の大学などが一堂に会して、それぞれが持つノウハウや知見などを生かし、SDGs 達成に向けた取組みや、新たな価値を創り出すことを目的として令和5(2023)年度から開催されている宝塚大会議に参加している。

そこで本学は、宝塚市の農業試験場で誕生した品種である宝交早生苺のプロジェクトに参加し、大学の菜園実習場において宝交早生苺を栽培し、令和6(2024)年5月の収穫時期には地元の小学校児童を招き、環境学習および苺の実食を行った。

また、令和6(2024)年度には、宝塚市制70周年記念事業の一環として、本学の学生が学園祭(紅葉祭)において、市制70周年を祝うイベント「70周年クッキーをみんなで食べよう」を企画し、1,000人を超える参加者に記念クッキーとメッセージカードを配付し、甲子園大学の学生と地域の方々と交流し、「クッキーを一緒に食べる」という楽しい時間を共有することで市制70周年をお祝いした。このイベントには山崎晴恵宝塚市長にもお越しいただきメインステージでの挨拶も実施した。

そして、本学は宝塚阪急で令和3(2020)より開催されている宝塚カレエグランプリに毎年参加し、学生が考案したカレーを制作し販売している。令和5(2023)年度よりレトルトカレーを販売することとなり、令和5(2023)年度はネパールからの留学生と協力し「ネパール風野菜ごろっとカレー」制作した。令和6(2024)年度の第4回カレエグランプリでは地元宝塚のブランド牛である宝塚牛を使用した「宝塚牛カレー」を制作し、イベント開催時を含め多くの方に好評を得ることができた。「宝塚牛カレー」については、宝塚市のふるさと納税の返礼品に申請し登録されている。

【資料 A-1-6】宝交早生苺プロジェクト取組み状況

【資料 A-1-7】事業実績報告書「70周年クッキーをみんなで食べよう」

【資料 A-1-8】カレエグランプリ 2024 チラシ

【資料 A-1-9】宝塚牛カレーがふるさと納税の返礼品となりました _ WHAT'S NEW

[基準 A-1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の学生が考案した商品を宝塚市のふるさと納税返礼品として登録するなど、地元自

治体とは非常に密接に良好な関係を構築できている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度において、公益財団法人日本高等教育評価機構によって、大学機関別認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、従来より地域との共存を重要視してきた。今後も学内外との情報共有をさらに密にし、より迅速にかつ協力できる体制を構築し、地域との共存的発展に、学生及び教職員が積極的に参画できる仕組みづくりを行っていく。

V. 特記事項

1. 教育の多様化としての IPE（多職種連携教育）の実施

「甲子園大学中期計画 2020-2024」に基づき、令和 2(2020)年度以降、本学内に、IPE 委員会及び IPE カリキュラム検討委員会を設け、IPE を本学の教育の特色と位置づけるべく準備してきた。より効果的な教育を目指し、本学にある栄養学と心理学に加え、看護学を加えることとした。本学が位置する宝塚市にある宝塚市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）と連携することとし、令和 4(2022)年 5 月に、宝塚市との間に IPE にかかる連携協定を締結し、教育及び研究分野で両校の関係を強固なものにすること、また、地域社会の発展へとつなげること等とする内容の確認をした。

2. IPE の本格実施

令和 2(2020)年度から IPE について試行実施を重ね、都度学生アンケートを実施し、アンケートの回答を委員会にて課題整理し、教育プログラムに反映させてきた。

その結果、IPE は次の 3 ステップで実施することとなった。

STEP 1 : 専門職種 の理解	多職種連携とは何か、またその必要性について理解させ、自身の目指す職種にとどまらず、医療・介護、教育現場で関わる他の職種に関して、その特性について理解を深める。	・栄養、心理、看護、医療、福祉など幅広い分野の専門職の講義 ・3 学部の学生同士の交流
STEP 2 : IP 現場を 知る	様々な職種についての学びを深めた学生同士によるグループワークを実施する。医療・介護、教育現場で想定されるケースについて、自身の専門職種としての姿勢がどうあるべきかについて検証する。	・市民病院での 3 学部合同カンファレンス参加（コロナ禍により急遽中止） ・専門職としての学びの紹介をし合う。 ・市内公共施設にて、市民向けイベントに健康関連ブース出展。
STEP 3 : IP 現場を 知る	多職種連携が実践されている医療・介護、教育現場で、自身の目指す職種の役割や他の職種との関わりについて、実際の現場を経験させることより深い理解を目指す。	・病院又は教育現場で想定される事例に基づき、各専門職としてケーススタディ及び発表会を実施。

試行実施開始時に新型コロナウイルス感染拡大時期が重なり、企画していた取組みをすべてオンラインで実施しなければならなかったが、小規模であること及びオンラインである利点を生かし交流会やケーススタディを続行していたところ、日本保健医療福祉連携教育学会より、本学の IPE 紹介に関する寄稿の依頼があり、論文を投稿し、本学及び看護専門学校の取組みが良い事例として紹介された。

3. IPE と地域貢献

本学は、栄養学と心理学の 2 学部のみで専門職を養成する小規模大学ではあるが、IPE は他の教育機関や団体との連携を通じて、本学の教育の特色が活かせる取組みで、地域と共にある本学にとって、地元自治体と協力関係を深める意味でも、地域に貢献する手段として適当と考える。令和 6(2024)年度も、新たな連携を模索している。今後も、IPE の教育内容を深化させ、教授法の研究やノウハウの蓄積を行い、IPE を通じた地域貢献について、全学的に考えていきたいと考えている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に、大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に、学部を置くことを定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 6 条に、修行年限を 4 年と定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 11 条の 5 に、入学前の既修得単位の認定について定めている。	4-1
第 89 条	○	学則第 31 条第 3 項に、早期卒業の規定を置いている。	4-1
第 90 条	○	学則第 17 条に、入学資格について定めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 39 条に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員及びその他の職員を置くことを定め、甲子園学院職制に関する規程に学長、学部長等の職務を規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 45 条に、教授会を置くこと及び教授会の役割を定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 32 条及び大学院学則第 33 条に、学位の授与について定めている。	4-1
第 105 条	○	科目等履修生規程第 8 条の 2 に、履修証明プログラムを定め、履修生に対し証明書を交付している。	4-1
第 108 条	—	該当なし	3-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 で、自己点検及び評価を行うことについて定め、甲子園大学内部質保証推進に関する規程第 4 条の規定に基づき、自己点検評価書の作成及び公表を行っている。	2-2
第 113 条	○	法令等の規定に基づき、教育研究活動の状況について、本学ホームページで公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 39 条の規定に基づき、必要な教職員を置いている。	5-1 5-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入資格については、学則第 22 条に規定している。	3-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程修了者の卒業者の編入資格については、学則第 22 条に規定している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則及び大学院学則において定めている。ただし、寄宿舎は設けていないので、規定していない。	4-1 4-2

第 24 条	—	指導要録は対象外のため該当しない。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒は、学則第 53 条及び大学院学則第 45 条で定め、甲子園大学 学生懲戒規程で手続を具体的に定めている。	5-1
第 28 条	○	表簿は作成し、担当部署で保管している。	4-2
第 143 条	—	代議員会、専門委員会等は置いていない。	5-1
第 146 条	○	甲子園大学科目等履修生規程及び甲子園大学高校生科目等履修生 規程において、当該学科に正規の学生として入学した場合は、単位 として認定し修業年限に通算することを認めている。	4-1
第 147 条	○	学則第 31 条第 3 項に早期卒業の規定を置いている。	4-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部は設けていない。	4-1
第 149 条	—	早期卒業を認める範囲を第 149 条の規定によるものまでは拡大し ていない。	4-1
第 150 条	○	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 は。学則第 17 条第 3 号において規定している。	3-1
第 151 条	—	早期入学制度は実施していない。	3-1
第 152 条	—	早期入学制度は実施していない。	3-1
第 153 条	—	早期入学制度は実施していない。	3-1
第 154 条	—	早期入学制度は実施していない。	3-1
第 161 条	○	短期大学卒業者が本学に編入学した場合における在学年数につい ては、学則第 22 条に定めている。	3-1
第 162 条	○	外国の大学等に在学した者が本学に編入学した場合については、 学則第 22 条に定めている。	3-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は、学則第 8 条で規定している。	4-2
第 163 条の 2	○	甲子園大学科目等履修生規程の規定に基づき、履修証明プログラ ム履修生に対し、履修証明書を交付している。	4-1
第 164 条	○	甲子園大学科目等履修生規程の規定に基づき、履修証明プログラ ム履修生に対し、履修証明書を交付している。	4-1
第 165 条の 2	○	卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関 する方針、入学者の受入れに関する方針について、大学全体、学部 学科、研究科ごとに定め、ホームページで公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	甲子園大学内部質保証推進に関する規程に基づき、自己点検・評価 委員会を置き、自己点検・評価委員会規程に基づき、審議事項、組 織、結果報告等について適切に運営している。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、ホームページで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2

			6-1
第 173 条	○	学位授与については、学則第 32 条、大学院学則第 33 条の規定に基づき、学位規程で詳細を定め、学位授与式にて学長が学位記を授与している。	4-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入については、学則第 22 条に定めている。	3-1
第 186 条	○	専修学校専門課程卒業者の編入学については、学則第 22 条に定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 1 条の 2 に、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 2 条の規定に基づき、教育研究上の目的について、「学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」で定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 19 条の規定に基づき、入学者選抜については、年度ごとに学生募集要項を定め行っている。	3-1
第 3 条	○	学則第 4 条に、学部を定め、各学部とも教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数についても、大学設置基準に則り適正である。	1-1
第 4 条	○	学則第 4 条に、学科を定め、学科はそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-1
第 5 条	○	学則第 11 条の 2 に、教育課程を定め、設けている。	1-1
第 6 条	—	学部以外の基本組織は設けていないため該当なし	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員組織を学科ごとに設置し、教員数については大学設置基準に則っている。また、大学運営のために必要な職員及び教員組織を編成し、適切な体制を整えている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目については、専任の教授又は准教授が授業を担当している。また、演習、実験・実習等は、助手が補助している。	4-2 5-2
第 9 条	—	本学には、授業を担当しない専任教員を置いていないため該当なし	4-2

		し	5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準で必要とされる専任教員数以上の教員を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	SD 委員会及び FD 委員会によって、教員及び職員を対象に、授業の内容及び方法の改善並びに大学の研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、SD 研修及び FD 研修を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	5-1
第 13 条	○	教授は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	4-2 5-2
第 14 条	○	准教授は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	4-2 5-2
第 17 条	○	助手は、大学設置基準で定める資格を充たしている。	4-2 5-2
第 18 条	○	収容定員については、学科・学科を単位として、学則第 5 条で定めている。	3-1
第 19 条	○	学部学科ごとに 3 つの方針を定め、教育課程については、学則第 11 条に定めている。	4-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していないため該当なし	4-2
第 20 条	○	学則第 11 条の規定に基づき、教育課程を編成している。	4-2
第 21 条	○	学則第 12 条の規定に基づき、授業科目の単位の計算方法を定め、各授業科目の単位数は、授業科目等に関する規則により定めている。	4-1
第 22 条	○	授業日程において定期試験の期間を含めて 35 週が確保できている。	4-2
第 23 条	○	各授業科目の授業時間は、15 週にわたることを原則としている。	4-2
第 24 条	○	1 つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう適当な人数としている。	4-2
第 25 条	○	授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技により実施している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	到達目標、授業概要、授業内容、授業計画、授業形式は、シラバスに記載している。また、学修成果の評価及び卒業認定については、シラバス及び学生便覧に記載している。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制は行っていないため該当なし	4-2
第 27 条	○	学則第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、学修成果の評価及び単位授与を行っている。	4-1

第 27 条の 2	○	卒業要件として年次ごとに履修登録できる単位数については、授業科目等に関する規則第 4 条に規定している。	4-2
第 27 条の 3	—	連携科目は開設していないため該当なし	4-1
第 28 条	○	他大学等で履修した授業科目の単位については、学則第 11 条の 3 の規定に基づき認定している。	4-1
第 29 条	○	短大、高専専攻科等で履修した単位については、学則第 11 条の 4 の規定に基づき認定している。	4-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定については、学則第 11 条の 5 で規定している。	4-1
第 30 条の 2	—	学部学生の長期履修制度は設けていないため該当なし	4-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 47 条の規定に基づき、科目等履修生規程を定め、単位を与えている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 31 条の規定に、卒業の要件等を定めている。	4-1
第 33 条	—	授業時間制を採用していないため該当なし	4-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が交流等に利用するのに適当な空地を有する。	3-5
第 35 条	○	校舎の敷地内に、運動場、体育館等を設けている。	3-5
第 36 条	○	教育研究に支障のないよう、大学設置基準に定める教室、研究室等を備えた校舎を有している。	3-5
第 37 条	○	校地面積は、大学設置基準を充たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、大学設置基準を充たしている。	3-5
第 38 条	○	図書館を設置し、図書その他の教育研究上必要な資料の収集を備え、必要な環境の整備を行い、専任の司書及び事務職員を置いている。	3-5
第 39 条	—	教員養成、医学、私学、農学、林学、獣医学、畜産学、水産学、商船、水産増殖、薬学、体育に関する学部、学科は開設していないため該当なし	3-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部、学科は開設していないため該当なし	3-5
第 40 条	○	法令の基準に則り、学部学科に、必要な種類及び数の機械、器具、標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	該当なし	3-5
第 40 条の 3	○	その教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしく、適当なものである。	1-1
第 41 条	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし	5-2

第 42 条の 4	—	該当なし	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし	3-5
第 43 条	—	該当なし	4-2
第 44 条	—	該当なし	4-1
第 45 条	—	該当なし	4-1
第 46 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし	3-5
第 48 条	—	該当なし	3-5
第 49 条	—	該当なし	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし	5-2
第 58 条	—	該当なし	1-1
第 59 条	—	該当なし	3-5
第 61 条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与について、学則第 32 条の規定に基づき行っている。	4-1
第 10 条	○	学位の授与について、学則第 32 条の規定に基づき行っている。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし	4-1
第 13 条	○	甲子園大学学位規程に、学位の授与に係る要件等を定め、文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質の向上及び運営の透明性確保に努めている。	6-1

第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等法人の関係者に対し、特別の利益供与を行っていない。	6-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は、各事務所に備え付けており、請求があった場合には閲覧に供するとともに、本学院ホームページに掲載している。	6-1
第 35 条	○	役員数は、寄附行為第 9 条において規定している。	6-2 6-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。	6-2 6-3
第 36 条	○	理事会は、寄附行為に従い、適正に運用されている。	6-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条から第 19 条に規定に基づき、理事長、理事、監事の職務は、適正に遂行されている。	6-2 6-3
第 38 条	○	寄附行為第 10 条から第 11 条に規定に基づき、理事、監事は適正に選任されている。	6-2
第 39 条	○	寄附行為第 11 条に規定に基づき、監事は、理事、評議員、法人職員以外の者から選任されている。	6-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 11 条に規定されている。	6-2
第 41 条	○	寄附行為第 41 条に基づき、適正に運営されている。	6-3
第 42 条	○	寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事長は、評議員に意見を聴いている。	6-3
第 43 条	○	寄附行為第 29 条の規定に基づき、意見を述べ、諮問に答え、報告を徴している。	6-3
第 44 条	○	寄附行為第 30 条の規定に基づき、適正に運営されている。	6-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 23 条の規定に基づき、役員の任務懈怠により法人に損害賠償が生じた場合は、その損害を賠償することとしている。	6-2 6-3
第 44 条の 3	○	法令に則り、役員は、その職務を行うについて悪意又は重過失により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負うことを認識している。	6-2 6-3
第 44 条の 4	○	法令に則り、役員は連帯責任を負うことを認識している。	6-2 6-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 24 条及び 25 条の規定に基づき、役員の責任限定契約及び理事が自己のためにした取引による特則について明記しており、認識している。	6-2 6-3
第 45 条	○	寄附行為第 50 条の規定に基づき、寄附行為等の変更については、所定の手続きを経ている。	6-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 39 条の規定に基づき、予算、事業計画、中期計画を作成している。	1-1 2-3 6-4
第 46 条	○	寄附行為第 41 条の規定に基づき、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、評議員会に対して決算等の報告をし、意見を求めている。	6-3

第 47 条	○	寄附行為第 42 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に、財産目録等作成し、監査報告書とともに事務所に備えつけている。	6-1
第 48 条	○	寄附行為第 44 条の規定に基づき、役員報酬について支給基準を定め支給している。	6-2 6-3
第 49 条	○	寄附行為第 46 条の規定に基づき、会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。	6-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 43 条の規定に基づき、法令に規定する事項について、学校法人甲子園学院ホームページにより情報公開している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、大学院学則第 2 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院に置く研究科については、大学院学則第 4 条に定めている。	1-1
第 102 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第 14 条に定めている。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第 14 条に定めている。	3-1
第 156 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第 14 条に定めている。	3-1
第 157 条	○	大学院への早期入学については、大学院学則第 14 条に規定している。	3-1
第 158 条	—	大学院への早期入学についての実績はないため該当なし	3-1
第 159 条	○	大学院学則第 14 条で、3 年と定めている。	3-1
第 160 条	—	学校教育法施行規則第 160 条で定める者については、今のところ入学資格を認めていないため該当なし	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 1 条の 2 に、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	学則第 2 条の規定に基づき、教育研究上の目的について、「大学院研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」で定めている。	1-1
第 1 条の 3	○	大学院学則第 16 条の規定に基づき、入学者選抜については、年度ごとに学生募集要項を定め行っている。	3-1

第2条	○	大学院学則第3条に、大学院の課程を定めている。	1-1
第2条の2	—	夜間において教育を行う大学院の過程を設置していないため該当なし	1-1
第3条	○	大学院学則第3条に博士前期課程を置き、これを修士課程として取り扱うことと定めている。	1-1
第4条	○	大学院学則第3条の規定に基づき、博士課程を置いている。	1-1
第5条	○	大学院学則第4条に、研究科を定め、各研究科とも基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-1
第6条	○	大学院学則第4条の規定に基づき、専攻を設けている。	1-1
第7条	○	栄養学研究科は栄養学部と、心理学研究科は心理学部と連携を図り、研究科組織が目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-1
第7条の2	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員組織を設置し、大学院運営のために必要な職員及び教員組織を編成し、適切な体制を整えている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	法令で必要とされる資格を有する教員を、専攻ごとに置いている。	4-2 5-2
第9条の3	○	SD研修及びFD研修については、大学全体として、所属する教職員に行っている。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	収容定員については、大学院学則第6条に規定している。	3-1
第11条	○	研究科ごとに3つの方針を定め、教育課程については、大学院学則第27条に定めている。	4-2
第12条	○	授業及び研究指導については、甲子園大学大学院の授業科目等に関する規則で定めている。	3-2 4-2
第13条	○	研究指導については、資格を有する専任教員が行っている。	3-2 4-2
第14条	○	大学院学則第28条に、教育方法の特例について定めている。	4-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の方法及び内容、1年間の授業及び研究指導の計画についてはシラバスにより、学位論文に係る評価基準について	4-1

		はホームページにより明示し適切に行っている。	
第 15 条	○	授業科目及び履修方法等については大学院学則第 27 条に、授業日数については大学院学則第 10 条及び第 11 条に、授業期間については大学院学則第 5 条に、収容定員については大学院学則第 6 条に、授業の方法については大学院学則第 27 条、単位の授与については第 29 条に、他の大学院における授業科目の履修等については第 30 条に、長期履修については甲子園大学大学院長期履修学生規程、科目等履修については甲子園大学大学院科目等履修生規程で定めている。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第 31 条に規定している。	4-1
第 17 条	○	博士課程の修了要件については、大学院学則第 31 条に規定している。	4-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	3-5
第 20 条	○	教育研究に必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	3-5
第 21 条	○	教育研究上必要な図書、学術雑誌等を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員等へ提供している。	3-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲内で、大学学部の施設及び設備を共用している。	3-5
第 22 条の 2	—	該当なし	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	大学院研究科及び専攻の名称は、大学院学則第 4 条に規定し、適当であり教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1
第 24 条	—	該当なし	3-5
第 25 条	—	該当なし	4-2
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 28 条	—	該当なし	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし	3-5
第 30 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当なし	4-2
第 31 条	—	該当なし	4-2

第 32 条	—	該当なし	4-1
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	—	該当なし	3-5
第 34 条の 2	—	該当なし	4-2
第 34 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条	○	研修の機会の情報提供を行っている。	3-3
第 43 条	○	授業料等の情報及び甲子園大学奨学金について大学院学生募集要項に記載している。	3-4
第 45 条	—	該当なし	1-1
第 46 条	—	該当なし	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1

第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 33 条の規定に基づき、修士の学位授与を行っている。	4-1
第 4 条	○	大学院学則第 33 条の規定に基づき、博士の学位授与を行っている。	4-1
第 5 条	—	学位の授与に係る審査への協力を規定したものは、今のところな	4-1

		いため該当なし	
第 12 条	○	法令の規定に基づき、学位授与の報告を行っている。	4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ-等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人甲子園学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE Koshien Univ. 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	甲子園大学学則、甲子園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7（2025）年度入試学生募集要項	
	令和 7 年度甲子園大学大学院博士前期・後期課程学生募集要項 （栄養学研究科 食品栄養学専攻）	
	令和 7 年度甲子園大学大学院博士前期・後期課程学生募集要項 （心理学研究科 心理学専攻）	
	甲子園大学令和 7 年度入試ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024（令和 6 年度）学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-8】	中期的な計画	
	甲子園大学中期計画改訂版 2020-2024	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人甲子園学院規程、甲子園大学規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人甲子園学院役員等名簿 令和 5 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類（令和元年度～令和 5 年度）	
	監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）	
	会計監査報告（令和元年度～令和 5 年度）	
	財産目録（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024（令和 6 年度）学生便覧 P21-69、シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針 ー学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
【資料 1-1-1】	令和 6(2024)年度学生便覧	
【資料 1-1-2】	甲子園大学学則	
【資料 1-1-3】	甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め	
【資料 1-1-4】	甲子園大学大学院学則	
【資料 1-1-5】	甲子園大学大学院研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め	
【資料 1-1-6】	学校法人甲子園学院寄附行為	
【資料 1-1-7】	甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024	
【資料 1-1-8】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針－学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ－	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 2-1-1】	甲子園大学における内部質保証に関する方針	
【資料 2-1-2】	甲子園大学内部質保証推進に関する規程	
【資料 2-1-3】	甲子園大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 2-1-4】	甲子園大学将来計画委員会規程	
【資料 2-1-5】	甲子園大学将来計画委員会中期計画委員会設置要綱	
【資料 2-1-6】	甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 2-2-1】	甲子園大学内部質保証推進に関する規程	
【資料 2-2-2】	学校法人甲子園学院中期事業計画(令和 2 年度～令和 6 年度)	
【資料 2-2-3】	甲子園大学中期計画 (2020 年～2024 年)	
【資料 2-2-4】	令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書甲子園大学栄養学部	
【資料 2-2-5】	令和 6 年度将来計画委員会議事録	
【資料 2-2-6】	中期計画に関する資料	
【資料 2-2-7】	甲子園大学自己点検・評価委員会ファクトブックプロジェクトチーム設置要綱	
【資料 2-2-8】	甲子園大学ファクトブック 2021	
【資料 2-2-9】	甲子園大学ファクトブック 2022	
【資料 2-2-10】	甲子園大学ファクトブック 2023	
【資料 2-2-11】	甲子園大学ファクトブック 2024	
【資料 2-2-12】	令和 6 年 3 月 公益財団法人 日本高等教育評価機構「甲子園大学 令和 5 年度大学機関別認証評価報告書」	
2-3. 内部質保証の機能性		
【資料 2-3-1】	令和 4 (2022) 年度学生生活に関する実態調査	
【資料 2-3-2】	令和 4 (2022) 年度学生生活に関する実態調査	
【資料 2-3-3】	学生食堂(メイプルキッチン)改善内容揭示(令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度)	
【資料 2-3-4】	2022 年度ポートフォリオ	
【資料 2-3-5】	授業見学記録(2022 年度栄養学科)	
【資料 2-3-6】	卒業生アンケート(令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度)	

【資料 2-3-7】	令和 4（2022）年度学生生活に関する実態調査結果報告	
【資料 2-3-8】	令和 5（2023）年度学生生活に関する実態調査結果報告	
【資料 2-3-9】	令和 4 年度授業評価アンケート実施について	
【資料 2-3-10】	令和 5 年度授業評価アンケート実施について	
【資料 2-3-11】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針－学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ－	
【資料 2-3-12】	令和 5 年度認証評価受審準備として令和 4 年度に取り組むべき課題について	
【資料 2-3-13】	甲子園大学内部質保証推進に関する規程	
【資料 2-3-14】	甲子園大学中期計画 改訂版 2020-2024	
【資料 2-3-15】	令和 6 年 3 月 公益財団法人 日本高等教育評価機構「甲子園大学 令和 5 年度大学機関別認証評価評価報告書」	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
【資料 3-1-1】	甲子園大学学則	
【資料 3-1-2】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における 3 つの方針－学位授与、教育課程編成・実施、入学者の受け入れ－	
【資料 3-1-3】	甲子園大学大学院学則	
【資料 3-1-4】	令和 6(2024)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-5】	令和 6(2024)年度学生便覧	
【資料 3-1-6】	令和 7(2025)年度栄養学部入試	
【資料 3-1-7】	令和 7(2025)年度心理学部入試	
【資料 3-1-8】	令和 6(2024)年度・令和 7(2025)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-9】	令和 6 年度・令和 7 年度総合型入試（学院高校特別・学院高校対象）学生募集要項	
【資料 3-1-10】	令和 6 年度・令和 7 年度編入学者選抜試験学生募集要項	
【資料 3-1-11】	令和 6 年度・令和 7 年度特別編入学者選抜試験（甲子園短期大学）学生募集要項	
【資料 3-1-12】	甲子園大学入試センター規程	
【資料 3-1-13】	甲子園学院組織規程	
【資料 3-1-14】	甲子園大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止に係るガイドライン	
【資料 3-1-15】	入試問題作成プロセス	
【資料 3-1-16】	入学試験事故処理要領	
【資料 3-1-17】	R5 年度 12 月栄養学研究科委員会議事録	
【資料 3-1-18】	令和 6 年度甲子園大学大学院博士前期・後期課程学生募集要項（栄養学研究科食品栄養学専攻、心理学研究科心理学専攻）	
【資料 3-1-19】	令和 6 年度大学院研究科博士前期課程入学者選抜試験（第 1 次）の問題（専門科目）作成について	
【資料 3-1-20】	R5 年度 12 月栄養学研究科委員会議事録:3 ポリシーの確認	
【資料 3-1-21】	甲子園大学入学試験委員会規程	
【資料 3-1-22】	令和 6(2024)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-23】	2024 ファクトブック 02-1 オープンキャンパスの概要(令和 4・5 年度実施分)	
【資料 3-1-24】	R6 年度 20240C 来場者アンケート	
【資料 3-1-25】	令和 5 年度・令和 6 年度甲子園大学出張講義題目一覧	
【資料 3-1-26】	特別協定締結校	

【資料 3-1-27】	令和 7(2025)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-28】	令和 5 年度・令和 6 年度オープンキャンパス参加のきっかけ	
【資料 3-1-29】	令和 5 年度・令和 6 年度高校訪問 オープンキャンパス参加 相関関係資料	
【資料 3-1-30】	令和 5 年度（令和 6 年度入試）・令和 6 年度（令和 7 年度入試） 参加者とオープンキャンパス参加型（栄養学部）予備審査参加 人数との相関関係	
【資料 3-1-31】	令和 5 年度・令和 6 年度オープンキャンパス アンケート集計 報告	
【資料 3-1-32】	オープンキャンパス会場マップ	
【資料 3-1-33】	2022・2023・2024 オープンキャンパスプログラム	
【資料 3-1-34】	令和 6 年度プレミア指定校（大阪夕陽丘学園短期大学）	
【資料 3-1-35】	令和 6 年度指定校特別編入学者選抜試験（大阪夕陽丘学園短期 大学）学生募集要項	
【資料 3-1-36】	甲子園大学奨学金給付規程	
【資料 3-1-37】	遠隔地支援制度	
【資料 3-1-38】	大学スクールバスの意匠変更	
【資料 3-1-39】	土井善晴先生特別講義告知資料	
【資料 3-1-40】	本物のダシを味わう授業計画書（日本調理アカデミー&甲子園 大学）	
【資料 3-1-41】	甲子園大学・食創造学科オープンキャンパス告知資料	
【資料 3-1-42】	甲子園大学・食創造学科オープンキャンパス告知資料	
【資料 3-1-43】	2024 ファクトブック 02-1 オープンキャンパスの概要（令和 4・ 5 年度実施分）	
【資料 3-1-44】	R6 年度 20240C 来場者アンケート	
【資料 3-1-45】	無料宿泊制度	
【資料 3-1-46】	オープンキャンパス参加人数（令和 4～6 年度）	
【資料 3-1-47】	入学試験状況過去 5 年間の推移	
【資料 3-1-48】	令和 5(2023)～6(2024)年度高校訪問、高校内ガイダンス、模擬 授業、出張授業実績報告	
【資料 3-1-49】	令和 5 年度 2 月研究科委員会議事録（R6 入学者）	
【資料 3-1-50】	令和 6 年度 5 月研究科委員会議事録（学部向け説明会）	
【資料 3-1-51】	令和 6 年度 10 月研究科委員会議事録（食創向け説明会）	
【資料 3-1-52】	令和 6 年度 7 月研究科委員会議事録（情報公開アップデート）	
【資料 3-1-53】	令和 7(2025)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-54】	令和 6(2024)年 1 月 9 日臨時理事会議事録	
【資料 3-1-55】	2024 ファクトブック 02-2 入学試験実施状況及びその推移	
【資料 3-1-56】	栄養学部入試委員長吉田先生からの情報	
【資料 3-1-57】	栄養学科の新しい取組み	
【資料 3-1-58】	2024 ファクトブック 05-1 管理栄養士国家試験合格者数・合格 率の推移（新卒者）	
【資料 3-1-59】	R6 年度国試対策課題プログラム年間スケジュール	
【資料 3-1-60】	1 年生用国試対策室メニューの紹介	
【資料 3-1-61】	2 年次【R6】学力強化（国家試験対策室メニュー）2 年生 202402 学 力強化委員会資料	
【資料 3-1-62】	3 年次【R6 提示用】学力強化（国家試験対策室メニュー）3 年生 2024.0402 学力強化委員会	
【資料 3-1-63】	4 年次令和 6 年度 オリエンテーション資料・受講の手引き（学 生用）0902 修正版	
【資料 3-1-64】	スタンプカードについて	
【資料 3-1-65】	送付用【R6 04.08～】対策室担当表	

【資料 3-1-66】	R5 年度_国試対策室の利用状況に関する報告書	
【資料 3-1-67】	【R6 4、5 月】国試対策室の利用状況に関する報告書	
【資料 3-1-68】	栄養士実力認定試験結果 2023 年 12 月 10 日実施	
【資料 3-1-69】	e-ラーニングシステム	
【資料 3-1-70】	令和 7(2025)年度入試学生募集要項	
【資料 3-1-71】	栄養士実力認定試験結果 2023 年 12 月 10 日実施	
【資料 3-1-72】	美と栄養コース（栄養学部栄養学科）チラシ	
【資料 3-1-73】	現代メディア心理学領域（心理学部）チラシ	
【資料 3-1-74】	プラチナ世代パンフレット	
【資料 3-1-75】	プラチナ世代チラシ A4	
3-2. 学修支援		
【資料 3-2-1】	オリエンテーションのしおり（令和 6 年度新入生用）	
【資料 3-2-2】	e-ラーニングシステム（画面一例）	
【資料 3-2-3】	「学生生活入門Ⅰ、Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-4】	「キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ」シラバス	
【資料 3-2-5】	令和 5(2023)年度学生生活に関する実態調査結果報告	
【資料 3-2-6】	令和 6 年度入学生を対象とした入学前教育の実施案（栄養学部 栄養学科、食創造学科）	
【資料 3-2-7】	甲子園大学奨学金給付規程	
【資料 3-2-8】	令和 6（2024）年度ポートフォリオ（栄養学部）様式	
【資料 3-2-9】	令和 6（2024）年度面談記録シート（栄養学部）様式	
【資料 3-2-10】	食創造学科 1 回生教務オリエンテーション資料	
【資料 3-2-11】	食創造学科 1 回生履修計画表の見方	
【資料 3-2-12】	食創造学科 1 回生卒業に必要な単位数一覧	
【資料 3-2-13】	食創造学科 1 回生履修チェック表	
【資料 3-2-14】	学生説明用シラバス（ぶっちゃけシラバス 食創造学科の授業 を知ろう）	
【資料 3-2-15】	「基礎セミナー（食創造学科）」シラバス	
【資料 3-2-16】	「コミュニティⅠ、Ⅱ（食創造学科）」シラバス	
【資料 3-2-17】	令和 6(2024)年度 心理学部 3 回生「心理学専門セミナー1・2」 分属表	
【資料 3-2-18】	心理学部ポートフォリオ 書式	
【資料 3-2-19】	年間計画と振り返り 2024 年度入学生用（心理学部ポートフォ リオ）書式	
【資料 3-2-20】	大学院研究科委員会規程	
【資料 3-2-21】	「合理的配慮に関する修学支援室」リーフレット	
【資料 3-2-22】	2024 年度オフィスアワーについて(通知)	
【資料 3-2-23】	甲子園大学ティーチング・アシスタント実施規程	
【資料 3-2-24】	甲子園大学ティーチング・アシスタント実施細則	
【資料 3-2-25】	2024(令和 6)年度学生便覧	
【資料 3-2-26】	共通教育推進センターガイダンス資料	
【資料 3-2-27】	「ステップアップ講座」へのお誘い	
【資料 3-2-28】	ラーニングコモンズ『時習館』規程	
【資料 3-2-29】	甲子園大学発達・臨床心理センター規程	
3-3. キャリア支援		
【資料 3-3-1】	キャリア支援に関する方針・計画(学生便覧 2023_PP19-20)	
【資料 3-3-2】	「キャリアデザインⅠ」シラバス	
【資料 3-3-3】	「キャリアデザインⅡ」シラバス	
【資料 3-3-4】	「キャリアデザインⅢ」シラバス	

【資料 3-3-5】	「仕事体験」シラバス	
【資料 3-3-6】	「仕事体験（心理学部）」シラバス	
【資料 3-3-7】	甲子園大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 3-3-8】	キャリアサポートセンター内オンライン専用スペース	
【資料 3-3-9】	キャリアサポートセンター委員会議事要旨	
【資料 3-3-10】	キャリアサポートセンター受付数	
【資料 3-3-11】	令和 5 年・令和 6 年 3 月卒業生人事担当者個別説明会	
【資料 3-3-12】	就職決定率の推移（5 年間）	
【資料 3-3-13】	卒業生向けアンケート	
3-4. 学生サービス		
【資料 3-4-1】	令和 6（2024）年度甲子園大学学務委員会構成	
【資料 3-4-2】	スクールバスの運行ダイヤ	
【資料 3-4-3】	令和 6（2024）年度甲子園大学クラブ・サークルの現況	
【資料 3-4-4】	甲有会費 課外活動援助金	
【資料 3-4-5】	甲友会_第 54 回・55 回・56 回甲子園大学紅葉祭（実施計画書、運営スケジュール、記録）	
【資料 3-4-6】	Home Coming Day 2022 について	
【資料 3-4-7】	2023 年度保健管理センター利用件数	
【資料 3-4-8】	学生生活相談室利用状況（令和 5 年度）	
【資料 3-4-9】	学生生活相談室の現状	
【資料 3-4-10】	学生生活相談室の相談申込予約割合	
【資料 3-4-11】	学生生活相談室案内メール	
【資料 3-4-12】	学生生活相談室チラシ 2024. 4 月	
【資料 3-4-13】	令和 5(2023) 年度学生生活に関する実態調査結果報告	
【資料 3-4-14】	令和 4 年度学生実態調査みなさんからの要望について（改善、取り組み状況）	
【資料 3-4-15】	学生用の共用打ち合わせ場所の設置について	
3-5. 学習環境の整備		
【資料 3-5-1】	校地・校舎等の施設及び設備	
【資料 3-5-2】	校地・校舎等の面積	
【資料 3-5-3】	講義室・演習室等の概要	
【資料 3-5-4】	校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境＜キャンパス・運動施設等の概要＞	
【資料 3-5-5】	ラーニングコモンズ『時習館』規程	
【資料 3-5-6】	甲子園大学体育施設等の使用に関する規程	
【資料 3-5-7】	学生閲覧用パソコン整備状況	
【資料 3-5-8】	図書館利用案内（ホームページ）	
【資料 3-5-9】	甲子園大学図書館利用規程	
【資料 3-5-10】	大学施設のバリアフリー化状況一覧表	
【資料 3-5-11】	大学施設の耐震診断結果一覧表	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 4-1-1】	三つのポリシー（2024（令和 6）年度学生便覧）	
【資料 4-1-2】	甲子園大学ホームページ・情報公開	

【資料 4-1-3】	専門科目ナンバリングとカリキュラムマップ（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）	
【資料 4-1-4】	ループリック例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）	
【資料 4-1-5】	シラバス例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）	
【資料 4-1-6】	甲子園大学学則	
【資料 4-1-7】	甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程	
【資料 4-1-8】	甲子園大学の授業科目等に関する規則	
【資料 4-1-9】	甲子園大学大学院学則	
【資料 4-1-10】	評価基準例（シラバス引用）	
【資料 4-1-11】	令和 5・6 年度定期試験時間割（裏面受験心得）	
【資料 4-1-12】	甲子園大学における GPA について	
【資料 4-1-13】	GPA 活用例（総代候補者の選定）	
【資料 4-1-14】	GPA 活用例（公認心理師科目選抜基準）	
【資料 4-1-15】	甲子園大学大学院長期履修学生規程	
【資料 4-1-16】	学位論文に係る評価基準（栄養学研究科、心理学研究科）	
【資料 4-1-17】	甲子園大学大学院公認心理師試験受験資格に係る細則	
4-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 4-2-1】	甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的に関する定め（2024（令和 6）年度学生便覧）	
【資料 4-2-2】	三つのポリシー（2024（令和 6）年度学生便覧）	
【資料 4-2-3】	食創造学科 社会的背景からディプロマ・ポリシーまでの流れ	
【資料 4-2-4】	新学科設置に関するヒアリング調査結果	
【資料 4-2-5】	食創造学科 三つのポリシー対応表	
【資料 4-2-6】	シラバス例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）	【資料 4-1-5】 参照
【資料 4-2-7】	ループリック例（栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部）	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-2-8】	大学院教育課程（シラバス、ループリック）	
【資料 4-2-9】	栄養学科カリキュラム（学生便覧）	
【資料 4-2-10】	管理栄養士国家試験受験資格関連科目と管理栄養士国家試験出題基準－ガイドライン－との対応表	
【資料 4-2-11】	栄養士法施行規則	
【資料 4-2-12】	「現代栄養学入門」のシラバス	
【資料 4-2-13】	管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）改定検討報告書	
【資料 4-2-14】	IPE 科目のシラバス	
【資料 4-2-15】	食創造学科カリキュラム（学生便覧）	
【資料 4-2-16】	食創造学科三つのポリシー対応表	
【資料 4-2-17】	食創造学科ディプロマ・ポリシーとカリキュラム対応表	
【資料 4-2-18】	食創造学科カリキュラム	
【資料 4-2-19】	心理学部カリキュラム（学生便覧）	
【資料 4-2-20】	数理・AI・データサイエンスプログラム認定通知	
【資料 4-2-21】	共通教育推進センター委員会 2024 年 12 月実施分議事録	
【資料 4-2-22】	栄養学科（令和 6 年度入学生）専門科目の講義と実験・実習科目の組み合わせ一覧	
【資料 4-2-23】	履修要件（学生便覧）	
【資料 4-2-24】	栄養教諭を目指す学生に対する採用試験対策（「教職演習Ⅲ」のシラバス）	
【資料 4-2-25】	シラバス（「食と幸せ」「基礎セミナー」「コミュニティⅠ」「コミュニティⅡ」）	
【資料 4-2-26】	食創造学科 履修モデル	
【資料 4-2-27】	心理学部「心理学基礎セミナー」分属例	心理学専門セミナーは【資料 3-2-17】

【資料 4-2-28】	心理学部 面談記録フォーマット	【資料 3-2-18】と重複
【資料 4-2-29】	心理学部 Microsoft Teams の有効利用例（心理学部録画授業の配信、資料の配布）	
【資料 4-2-30】	栄養学科の履修登録単位数の上限（令和 5(2023)、令和 6(2024) 年度教授会議事録）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
【資料 4-3-1】	授業に関する調査（2024 年度前期中間）（学生依頼用、教員連絡用）	
【資料 4-3-2】	担当教員による自己分析書（一例）	
【資料 4-3-3】	IPE 共同授業アンケート	
【資料 4-3-4】	2024 年 12 月共通教育推進センター会議 議事録	
【資料 4-3-5】	e ラーニングシステム	
【資料 4-3-6】	個人面談記録シート（栄養学部）	【資料 3-2-9】 参照
【資料 4-3-7】	管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）	【資料 4-2-13】 参照
【資料 4-3-8】	外部模擬試験実施状況	
【資料 4-3-9】	管理栄養士国家試験合格者数・合格率の推移（新卒者）	
【資料 4-3-10】	令和 5(2023) 年度栄養学部卒業判定および資格判定	
【資料 4-3-11】	「食と幸せ」シラバス及びルーブリック	
【資料 4-3-12】	アセスメントツール	
【資料 4-3-13】	令和 5 年度・6 年度心理学部教員協議会資料（成績の例）	
【資料 4-3-14】	2023 年度卒業研究審査タイムテーブル例	
【資料 4-3-15】	心理学部学生面談カード（書式）	【資料 3-2-18】と重複
【資料 4-3-16】	学生生活に関する年間計画、キャリアの記録（心理学部ポートフォリオ）	【資料 3-2-18】と重複
【資料 4-3-17】	ポートフォリオの記入指導依頼	
【資料 4-3-18】	学位論文に係る評価基準（栄養学研究科）	
【資料 4-3-19】	令和 5 年度修士論文公聴会（心理学研究科）	
【資料 4-3-20】	学位論文に係る評価基準（心理学研究科）	
【資料 4-3-21】	大学院博士前期課程中間発表会	
【資料 4-3-22】	助手の大学院入学について	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
【資料 5-1-1】	甲子園学院職制に関する規程	
【資料 5-1-2】	甲子園大学評議会規程	
【資料 5-1-3】	学校法人甲子園学院寄附行為	
【資料 5-1-4】	甲子園大学運営企画会議規程	
【資料 5-1-5】	甲子園大学学則	
【資料 5-1-6】	甲子園学院職制に関する規程	
【資料 5-1-7】	令和 5 年副学長について	
【資料 5-1-8】	甲子園大学大学院学則	
【資料 5-1-9】	甲子園大学学部教授会規程	
【資料 5-1-10】	甲子園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 5-1-11】	甲子園大学学務委員会規程	
【資料 5-1-12】	甲子園学院組織規程	
5-2. 教員の配置		
【資料 5-2-1】	大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程	

【資料 5-2-2】	甲子園学院職員の採用手続に関する規程	
【資料 5-2-3】	甲子園大学教員の人事に関する規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
【資料 5-3-1】	授業に関する調査（2023・2024 年度前期中間）（学生依頼用、教員連絡用）	
【資料 5-3-2】	担当教員による自己分析書（一例）	
【資料 5-3-3】	甲子園大学ホームページ（FD 活動）（学内向け公表）	
【資料 5-3-4】	教員による公開授業評価シート	
【資料 5-3-5】	令和 5(2023)年度 FD 研修会終了後アンケート（第 1 回、第 2 回）	
【資料 5-3-6】	甲子園大学 FD 委員会規程	
【資料 5-3-7】	甲子園大学 SD 委員会規程	
【資料 5-3-8】	令和 5(2023)年度 FD 委員会議事要録（第 1、2、3 回）	
【資料 5-3-9】	令和 6(2024)年度 FD 委員会議事要録（第 1 回）	
【資料 5-3-10】	令和 5 年度第 3 回 SD 研修会（認証評価制度とは何か、認証評価プロセスについて）	
【資料 5-3-11】	令和 5 年度第 3 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-12】	令和 5 年度第 4 回 SD 研修会（甲子園大学における合理的配慮の仕組みについて～私立大学での義務化に対応して）	
【資料 5-3-13】	令和 5 年度第 4 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-14】	令和 5 年度第 5 回 SD 研修会（事例から見るキャリアサポートセンターの業務）	
【資料 5-3-15】	令和 5 年度第 5 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-16】	令和 5 年度第 6 回 SD 研修（福岡工業大学視察の報告—本学として参考となる点—）	
【資料 5-3-17】	令和 5 年度第 6 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-18】	甲子園大学 SD 委員会規程	
【資料 5-3-19】	令和 6 年度第 1 回 SD 委員会議事要録	
【資料 5-3-20】	令和 6 年度第 2 回 SD 委員会議事要録	
【資料 5-3-21】	令和 6 年度第 1 回 SD 研修会（令和 6 年度広報・学生募集のための共通認識の構築のために）	
【資料 5-3-22】	令和 6 年度第 1 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-23】	令和 6 年度第 2 回 SD 研修会（令和 5 年度大学機関別認証評価結果を受けて）	
【資料 5-3-24】	令和 6 年度第 2 回 SD 研修実施後アンケート集計	
【資料 5-3-25】	令和 6 年度第 3 回 SD 研修会（修学支援制度について、基幹教員についてなど）	
【資料 5-3-26】	令和 6 年度第 3 回 SD 研修実施後アンケート集計	
5-4. 研究支援		
【資料 5-4-1】	甲子園大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 5-4-2】	甲子園大学公的研究費の管理・監査規程	
【資料 5-4-3】	甲子園大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理審査規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 6-1-1】	経営の規律と誠実性	
【資料 6-1-2】	個人情報保護規則	

【資料 6-1-3】	個人情報保護に関する基本方針	
【資料 6-1-4】	個人番号および特定個人情報取扱規程	
【資料 6-1-5】	ハラスメント防止規程	
【資料 6-1-6】	衛生委員会規程	
【資料 6-1-7】	ストレスチェック制度実施規程	
【資料 6-1-8】	防災管理規程	
6-2. 理事会の機能		
【資料 6-2-1】	理事会開催通知等の取扱要綱	
【資料 6-2-2】	取扱要項 様式第 1 号	
【資料 6-2-3】	取扱要項 様式第 2 号	
【資料 6-2-4】	取扱要項 様式第 3 号	
【資料 6-2-5】	取扱要項 様式第 4 号	
6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 6-3-1】	職制に関する規定	
【資料 6-3-2】	甲子園大学評議会規程	
【資料 6-3-3】	甲子園大学評議会規程	
【資料 6-3-4】	甲子園大学運営企画会議規程	
6-4. 財務基盤と収支		
【資料 6-4-1】	令和 4 年度資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表	
【資料 6-4-2】	甲子園学院資金運用規定	
【資料 6-4-3】	令和 5 年度事業報告書	
【資料 6-4-4】	学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）	
6-5. 会計		
【資料 6-5-1】	学校法人甲子園学院寄附行為	
【資料 6-5-2】	経理規程	
【資料 6-5-3】	物品管理規程	
【資料 6-5-4】	甲子園学院資金運用規程	
【資料 6-5-5】	甲子園学院内部監査規程	

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域・社会への貢献		
【資料 A-1-1】	宝塚市食育推進会議委員就任依頼書	
【資料 A-1-2】	土井善晴氏特別講義チラシ	
【資料 A-1-3】	きらきら子育て講座チラシなど	
【資料 A-1-4】	思春期講座チラシなど	
【資料 A-1-5】	令和 6 年度 阪神シニアカレッジ交流講座を開催しました _ WHAT'S NEW	
【資料 A-1-6】	宝交早生苺プロジェクト取組み状況	
【資料 A-1-7】	事業実績報告書「70 周年クッキーをみんなで食べよう」	
【資料 A-1-8】	カレーグランプリ 2024 チラシ	
【資料 A-1-9】	宝塚牛カレーがふるさと納税の返礼品となりました _ WHAT'S NEW	